

食料自給率向上・産地再生緊急対策交付金の配分基準について

〔 2 2 生産第 5 6 4 3 号
平成 2 2 年 1 1 月 2 6 日
生 産 局 長 通知 〕

食料自給率向上・産地再生緊急対策交付金については、食料自給率向上・産地再生緊急対策交付金実施要綱（平成22年11月26日付け生産第5640号農林水産事務次官依命通知）が定められたところであるが、その配分基準について、別紙のとおり定めたので、御了知の上、本交付金の実施につき、適切な御指導をお願いします。

食料自給率向上・産地再生緊急対策交付金の配分基準について

1 食料自給率向上・産地再生緊急対策交付金実施要綱（平成22年11月26日付け22生産第5640号農林水産事務次官依命通知。以下「実施要綱」という。）別表に定める事業の配分においては、次に掲げる事項ごとに算定された額を合計し、各都道府県への配分額とする。

2 特別枠に係る配分

（1）食料自給率向上・産地再生緊急対策交付金の予算における特別枠は、輸入急増等緊急対策特別枠及び口蹄疫復興対策特別枠とし、その配分額の計算の対象となる事業実施計画は、次のとおりとする。

なお、各特別枠に対し、一の都道府県が当該特別枠の予算額を超える事業実施計画を提出することは認めないものとする。

ア 輸入急増等緊急対策特別枠

実施要綱第2の2に該当する事業実施計画

イ 口蹄疫復興対策特別枠

実施要綱第2の3に該当する事業実施計画

（2）特別枠に係る配分

ア それぞれの特別枠ごとに、その予算額の範囲内で、該当する事業実施主体等ごとの事業実施計画を別表1から3までに基づき算定したポイントの高い順に並べ、ポイントが上位の事業実施計画から順に要望額に相当する額を都道府県ごとに合計し、当該合計額を配分する。

イ 特別枠ごとにアにより配分した結果、最後の配分可能額が事業実施計画の要望額を下回る場合には、当該配分可能額を当該都道府県に配分する。

当該配分可能額に同一ポイントを獲得した事業実施計画が複数ある場合には、事業実施計画の要望額の割合に応じて当該都道府県に配分する。

3 特別枠以外の配分

（1）予算額から2による特別枠への配分に要する額の合計額を減じた額の範囲内で、事業実施主体等ごとの事業実施計画を別表1から3までに基づき算定したポイントの高い順に並べ、ポイントが上位の事業実施計画から順に要望額に相当する額を都道府県ごとに合計し、当該合計額を配分する。

（2）（1）により配分した結果、最後の配分可能額が事業実施計画の要望額を下回る場合には、当該配分可能額を当該都道府県に配分する。

なお、当該配分可能額に同一ポイントを獲得した事業実施計画が複数ある場合には、事業実施計画の要望額の割合に応じて当該都道府県に配分する。

- 1 この通知は、平成22年11月26日から施行する。

別表 1

本事業で整備する施設等は以下のとおりとする。また、類別欄に定める番号の達成すべき成果目標基準、ポイント等は別表2のとおりとする。
各事業実施主体は、以下により、該当する作目等の中から達成すべき成果目標及び成果目標に対する現況値を1つ又は2つ選択できるものとする。

- 食料自給率向上・産地再生緊急対策交付金実施要領（平成22年11月26日付け22生産第5642号生産局長通知。以下「実施要領」という。）第1の1の（1）の戦略作物（麦、大豆、そば、なたね、米粉用米、飼料用米、稲発酵粗飼料及び飼料作物をいう。以下同じ。）の生産拡大を図る取組にあっては、戦略作物の生産量又は作付面積の増加目標（新規需要米については類別10及び11、麦については類別17、18及び22、大豆については類別29及び32、そば及びなたねについては類別84、88及び92、飼料作物については類別219及び220）を必ず1つ選択すること。ただし、再編整備を行う場合は、「再編整備の成果目標」と「戦略作物の生産量又は作付面積の増加目標」を1つずつ選択すること。
なお、麦で規模決定を行う施設の再編整備の取組を行う場合は148の成果目標を立てること。ただし、当該再編整備対象施設において、148の成果目標に掲げる施設運営等の転換の取組のうち①の取組を既に行っている場合は、これに代わり146の成果目標を立てることができる。
- 実施要領第1の1の（2）の国産原材料サプライチェーンの構築を図る取組にあっては、129又は131のいずれか（当該品目について加工・業務用取引に初めて取り組む場合等129又は131の算出が不可能な取引段階がある場合は、130又は132により算出する。）を必須とし、当該施設で取り扱う作物の成果目標から1つ、合計2つの成果目標を立てること。
ただし、土地利用型作物のうち豆類は33及び35、畑作物・地域特産物のうちいも類は42から45、茶は64及び65、その他の畑作物・地域特産物は84、90及び94、果樹は101から103、野菜は112から114、畜産生産基盤育成強化については161及び162を選ぶことはできない。
- 実施要領第1の1の（3）の乳業の再編を図る取組にあっては、226から229の中から選択すること。
- 実施要領第1の1の（4）の食肉等流通の合理化を図る取組にあっては、230から242の中から選択すること。
- 実施要領第1の2の（1）の円高による輸入急増の影響に対する取組にあっては、対象品目の品質向上、コスト縮減又は販売ルートの確保に関する目標を必ず1つ選択すること。また、再編整備を行う場合は、149を必須とし、当該施設で取り扱う作目に係る「品質向上、コスト縮減又は販売ルートの確保に関する目標（果樹にあっては、95から97、99から104、野菜にあっては、107から108、110から115、花きにあっては、118から119、121から126）」を1つずつ選択すること。
- 実施要領第1の2の（2）の異常気象による品質や収量への悪影響に対する取組のうち、Ⅱの1の（2）の②の要件アを満たすことの確認を都道府県知事に受けたものにあっては「対象品目の品質向上の目標」を、要件イを満たすことの確認を都道府県知事に受けたものにあっては「生産量、出荷量又は生産額の向上目標」を必ず1つ選択すること。また、再編整備を行う場合は、「再編整備の成果目標」と当該施設で取り扱う作目に係る「品質向上の目標」を1つずつ選択すること。なお、新規需要米以外の米のみを取り扱う施設の再編整備の取組を行う場合は必ず147の成果目標を立てること。ただし、当該再編整備対象施設において、147の成果目標に掲げる施設運営等の転換の取組のうち①の取組を既に行っている場合は、これに代わり146の成果目標を立てることができる。

作目等	共同利用施設等	類別															
稲（新規需要米を除く。）	耕種作物小規模土地基盤整備	1	2	3	4	5	6	7	8	9							
	共同育苗施設	1	2	3	4	5	6	7	8	9							
	乾燥調製施設	1	2	3	4	5	6	7	8	9							
	穀類乾燥調製貯蔵施設	1	2	3	4	5	6	7	8	9							
	農産物処理加工施設	1	2	3	4	5	6	7	8	9							
	集出荷貯蔵施設	1	2	3	4	5	6	7	8	9							

	産地管理施設	1	2	3	4	5	6	7	8	9						
	生産技術高度化施設	1	2	3	4	5	6	7	8	9						
新規需要米（米粉用米及び飼料用米をいう。）	耕種作物小規模土地基盤整備	10	11	16												
	共同育苗施設	10	11	12	13	14										
	乾燥調製施設	10	11	12	13	14										
	穀類乾燥調製貯蔵施設	10	11	12	13	14										
	農産物処理加工施設	10	11	15												
	集出荷貯蔵施設	10	11	12	13	14										
	産地管理施設	10	11	12	13	14										
	用土等供給施設	10	11	12	13	14										
	生産技術高度化施設	10	11	12	13	14										
	種子種苗生産関連施設	10	11	12	13	14										
	有機物処理・利用施設	10	11	16												
麦	耕種作物小規模土地基盤整備	17	18	19	20	21	22	23	24	25						
	乾燥調製施設	17	18	19	20	21	22	25								
	穀類乾燥調製貯蔵施設	17	18	19	20	21	22	25								
	農産物処理加工施設	17	18	19	20	21	22	23	25							
	集出荷貯蔵施設	17	18	19	20	21	22	25								
	産地管理施設	17	18	19	20	21	22	23	25							
	生産技術高度化施設	17	18	19	20	21	22	23	24	25						
豆類（大豆、雑豆及び落花生をいう。以下同じ。）	乾燥調製施設	26	27	28	29	30	31	32								
	穀類乾燥調製貯蔵施設	26	27	28	29	30	31	32								
	農産物処理加工施設	27	28	32	33	34	35									
	集出荷貯蔵施設	26	27	28	29	30	31	32								
	産地管理施設	26	27	28	29	30	31	32								

[illegible]

	農産物処理加工施設	78	79	80	81	82	83									
	集出荷貯蔵施設	78	79	80	81	83										
	産地管理施設	78	79	80	81	82	83									
	生産技術高度化施設	78	79	80	81	83										
その他の畑作物・地域特産物	耕種作物小規模土地基盤整備	84	85	87	89	91	92									
	共同育苗施設	84	85	87	89	90	92									
	乾燥調製施設	84	85	87	89	90	92									
	農産物処理加工施設	85	86	87	88	89	93	94								
	集出荷貯蔵施設	84	85	87	89	90	92									
	地域食材供給施設	85	87	88	89	93	94									
	産地管理施設	84	85	87	89	91	92									
	生産技術高度化施設	84	85	87	89	91	92									
果樹	耕種作物小規模土地基盤整備	95	96	97	98	99	100	101	102	103	106					
	共同育苗施設	95	96	97	98	99	100	101	102	103	106					
	農産物処理加工施設	95	96	97	98	99	100	101	102	103	106					
	集出荷貯蔵施設	95	96	97	99	100	101	102	103							
	産地管理施設	95	96	97	98	99	100	101	103	106						
	農作物被害防止施設	96	101	102	103	104	105	106								
	生産技術高度化施設	95	96	97	98	99	100	101	102	103	106					
	種子種苗生産関連施設	95	96	97	98	99	100	101	102	103	106					
	有機物処理・利用施設	95	96	98	99	100	101									
野菜	耕種作物小規模土地基盤整備	107	108	109	110	111	112	113	114							
	共同育苗施設	107	108	109	110	111	112	113	114	117						
	農産物処理加工施設	107	108	109	110	111	112	113	114							
	集出荷貯蔵施設	107	108	110	111	112	113	114								

[illegible]

[illegible]

[illegible]

乳業再編等整備	乳業工場	226	227	228	229											
食肉等流通合理化	産地食肉センター	230	231	232	233											
	家畜市場	234	235													
	食鳥処理施設	236	237	238												
	鶏卵処理施設	239	240	241	242											

- (注) 1：有機物処理・利用供給施設のうち地域資源肥料化処理施設を整備する場合は、138の成果目標を立てること。
2：畜産周辺環境影響低減に係る施設を整備する場合は、以下のとおりとする。
(1) 浄化処理施設を整備する場合は、143を必須とし、163から193の中から施設内において飼養する畜種に応じた成果目標を1つ、合計2つの成果目標を立てること。
(2) 脱臭施設を整備する場合は144を必須とし、163から193の中から施設内において飼養する畜種に応じた成果目標を1つ、合計2つの成果目標を立てること。
3：畜産生産基盤育成強化に係る家畜飼養管理施設を整備する場合は、当該施設において飼養する畜種に応じた成果目標を選択すること。

別表 2

作目等	類別	達成すべき成果目標基準及びポイント	成果目標に対する現況値ポイント
稲（新規需要米（米粉用米及び飼料用米をいう。以下同じ）を除く。）	※乾燥調製施設及び穀類乾燥調製貯蔵施設の新設・増設を行う場合は必ず、2つのうち1つの成果目標について、成果目標ポイントの10ポイント満点を5ポイント満点に圧縮し、残りの5ポイントについては、以下のいずれかを選択するものとする。 ・策定する利用計画において、戦略的な販売のための施設運営を行うため、当該施設において、 ①担い手で構成される組織への施設運営委託又はサイロ単位等施設の部分貸与に取り組む計画となっている場合・・・5ポイント ②担い手に対しての大口割引や平日割引等優先配慮に取り組む計画となっている場合・・・3ポイント		
	1	・小売店や個人消費者等に対しての直接販売又は中食・外食用等向けの原料用等米の契約栽培の取組について、その取扱量の割合が10ポイント以上増加。 30ポイント以上・・・・・・・・・・10ポイント 25ポイント以上・・・・・・・・・・8ポイント 20ポイント以上・・・・・・・・・・6ポイント 15ポイント以上・・・・・・・・・・4ポイント 10ポイント以上・・・・・・・・・・2ポイント	・小売店や個人消費者等に対しての直接販売又は中食・外食用等向けの原料用等米の契約栽培の取組について、その取扱量の割合が10.0%以上。 40.0%以上・・・・・・・・・・5ポイント 32.5%以上・・・・・・・・・・4ポイント 25.0%以上・・・・・・・・・・3ポイント 17.5%以上・・・・・・・・・・2ポイント 10.0%以上・・・・・・・・・・1ポイント 又は ・現状の品質分析の実施生産者（又は受益面積）の実施割合について ① 稲（米の内部品質について2種類以上の指標を分析）・麦ともに90%以上・・・・・・・・・・5ポイント ② 稲（米の内部品質について2種類以上の指標を分析）・麦ともに80%以上・・・・・・・・・・4ポイント ③ 稲（米の内部品質について2種類以上の指標を分析）・麦ともに70%以上・・・・・・・・・・3ポイント ④ 稲（米の内部品質について1種類の指標を分析）・麦ともに70%以上・・・・・・・・・・2ポイント ⑤ 稲（米の内部品質について1種類の指標を分析）で70%以上・・・・・・・・・・1ポイント ※一つの取組において、本現況値を選択した場合は、類別5の現況値を選択することはできない。
	2	・10 a 当たり物財費を1%以上削減。 8%以上・・・・・・・・・・10ポイント 6%以上・・・・・・・・・・8ポイント 4%以上・・・・・・・・・・6ポイント 2%以上・・・・・・・・・・4ポイント 1%以上・・・・・・・・・・2ポイント	・現状の10 a 当たり物財費について 都道府県平均値より15%以上下回る場合・・・5ポイント 都道府県平均値より10%以上下回る場合・・・4ポイント 都道府県平均値より5%以上下回る場合・・・3ポイント 又は ・現在、コスト削減の取組として、事業実施地区の作付面積又は生産量の過半数において、品目別生産コスト削減戦略及び農業新技術200Xに記載されている、稲の生産に係る物財費削減に資する取組のうち、 1つを3年以上取り組んでいる場合・・・3ポイント
	3	・10 a 当たり労働時間を10%以上削減。 26%以上・・・・・・・・・・10ポイント 22%以上・・・・・・・・・・8ポイント 18%以上・・・・・・・・・・6ポイント 14%以上・・・・・・・・・・4ポイント 10%以上・・・・・・・・・・2ポイント	・現状の10 a 当たり労働時間について 都道府県平均値より30%以上下回る場合・・・5ポイント 都道府県平均値より20%以上下回る場合・・・4ポイント 都道府県平均値より10%以上下回る場合・・・3ポイント 又は ・現在、コスト削減の取組として、事業実施地区の作付面積又は生産量の過半数において、品目別生産コスト削減戦略及び農業新技術200Xに記載されている、稲の生産に係る労働時間削減に資する取組のうち、 1つを3年以上取り組んでいる場合・・・3ポイント
	4	・品質分析（米の食味値等（米の内部品質について2種類以上の指標を分析）の結果、①食味値②アミロース値（%）③タンパク値（%）④その他①～③と同程度の品質向上指標、のうち2項目以上が、前年産（又は前5中3）より改善されていると	・品質分析（米のタンパク値（%））の結果が、前年産（又は前5中3）と比較して0.1ポイント以上低い。 0.8ポイント以上・・・・・・・・・・5ポイント 0.6ポイント以上・・・・・・・・・・4ポイント

	ともに、タンパク値（％）について分析結果が0.1ポイント以上低下。 0.8ポイント以上・・・・・・・・・・5ポイント 0.6ポイント以上・・・・・・・・・・4ポイント 0.4ポイント以上・・・・・・・・・・3ポイント 0.2ポイント以上・・・・・・・・・・2ポイント 0.1ポイント以上・・・・・・・・・・1ポイント かつ、 (a)区分集荷(b)区分販売(c)農家への精算(d)施肥等生産技術への反映について、分析結果を(a)～(d)のうち 4つの項目に反映する場合・・・・・・・・5ポイント 3つの項目に反映する場合・・・・・・・・4ポイント 2つの項目に反映する場合・・・・・・・・3ポイント 1つの項目に反映する場合・・・・・・・・2ポイント	0.4ポイント以上・・・・・・・・・・3ポイント 0.2ポイント以上・・・・・・・・・・2ポイント 0.1ポイント以上・・・・・・・・・・1ポイント
5	・重金属等の有害物質の低減に取り組む面積を5ポイント以上増加。（ただし、作付面積全体に占める重金属等の有害物質の低減に取り組む面積の割合を10%以上確保するものとする） 25ポイント以上・・・・・・・・・・10ポイント 20ポイント以上・・・・・・・・・・8ポイント 15ポイント以上・・・・・・・・・・6ポイント 10ポイント以上・・・・・・・・・・4ポイント 5ポイント以上・・・・・・・・・・2ポイント	・重金属等の有害物質の低減に取り組む面積が全体に占める割合5.0%以上。 38.0%以上・・・・・・・・・・5ポイント 29.8%以上・・・・・・・・・・4ポイント 21.5%以上・・・・・・・・・・3ポイント 13.3%以上・・・・・・・・・・2ポイント 5.0%以上・・・・・・・・・・1ポイント 又は ・現状の品質分析の実施生産者（又は受益面積）の実施割合について、 ① 稲（米の内部品質について2種類以上の指標を分析）・麦ともに90%以上・・・・・・・・5ポイント ② 稲（米の内部品質について2種類以上の指標を分析）・麦ともに80%以上・・・・・・・・4ポイント ③ 稲（米の内部品質について2種類以上の指標を分析）・麦ともに70%以上・・・・・・・・3ポイント ④ 稲（米の内部品質について1種類の指標を分析）・麦ともに70%以上・・・・・・・・2ポイント ⑤ 稲（米の内部品質について1種類の指標を分析）で70%以上・・・・・・・・1ポイント ※一つの取組において、本現況値を選択した場合は、類別1の現況値を選択することはできない。
6	・事業の受益に係る販売農家の経営面積のうち環境保全型農業に取り組む面積（持続性の高い農業生産方式の導入の促進に関する法律（平成11年法律第110号）（以下、「持続農業法」という。）に基づく認定、有機JAS認定又は特別栽培農産物その他の環境負荷を低減する方法により栽培される農産物の認証を都道府県等行政機関から受けている面積の合計）の割合を1ポイント以上増加。 40ポイント以上・・・・・・・・・・10ポイント 30ポイント以上・・・・・・・・・・8ポイント 15ポイント以上・・・・・・・・・・6ポイント 10ポイント以上・・・・・・・・・・4ポイント 1ポイント以上・・・・・・・・・・2ポイント ※一つの取組において、本成果目標を選択した場合は、類別7の成果目標を選択することはできない。	・事業の受益に係る販売農家の経営面積のうち環境保全型農業に取り組む面積の割合が、全国の平均である25%以上。 60%以上・・・・・・・・・・5ポイント 50%以上・・・・・・・・・・4ポイント 40%以上・・・・・・・・・・3ポイント 30%以上・・・・・・・・・・2ポイント 25%以上・・・・・・・・・・1ポイント
7	・事業の受益に係る販売農家のうち環境保全型農業に取り組む農業者（持続農業法に基づく認定、有機JAS認定又は特別栽培農産物その他の環境負荷を低減する方法により栽培される農産物の認証を都道府県等行政機関から受けている農業者の合計）の割合を1ポイント以上増加。 50ポイント以上・・・・・・・・・・10ポイント 40ポイント以上・・・・・・・・・・8ポイント 25ポイント以上・・・・・・・・・・6ポイント 10ポイント以上・・・・・・・・・・4ポイント	・事業の受益に係る販売農家のうち環境保全型農業に取り組む農業者割合が1%以上。 35%以上・・・・・・・・・・5ポイント 20%以上・・・・・・・・・・4ポイント 10%以上・・・・・・・・・・3ポイント 5%以上・・・・・・・・・・2ポイント 1%以上・・・・・・・・・・1ポイント

		1ポイント以上・・・・・・・・・・2ポイント ※一つの取組において、本成果目標を選択した場合は、類別6の成果目標を選択することはできない。	
	8 ・事業実施地区における1等比率を事業実施年度の前7中5平均の値と比べて6ポイント以上改善。 10ポイント以上・・・・・・・・・・10ポイント 9ポイント以上・・・・・・・・・・8ポイント 8ポイント以上・・・・・・・・・・6ポイント 7ポイント以上・・・・・・・・・・4ポイント 6ポイント以上・・・・・・・・・・2ポイント 又は ・事業実施地区における下位等級指数（1等以外の数量を全出荷量で除して100を乗じたもの）を10%以上削減。 事業実施年度の前7中5平均の値と比べて 5割以上削減・・・・・・・・・・10ポイント 4割以上削減・・・・・・・・・・8ポイント 3割以上削減・・・・・・・・・・6ポイント 2割以上削減・・・・・・・・・・4ポイント 1割以上削減・・・・・・・・・・2ポイント	・事業実施地区における1等比率の直近7中5平均が40%以上 80%以上・・・・・・・・・・5ポイント 70%以上・・・・・・・・・・4ポイント 60%以上・・・・・・・・・・3ポイント 50%以上・・・・・・・・・・2ポイント 40%以上・・・・・・・・・・1ポイント 又は ・産地単位の取組として、高温障害対策について『慣行栽培より作期を遅らせる遅植栽培』及び『かけ流し灌漑や適正施肥等の営農技術』を都道府県の策定する指針等に基づいて実施している場合 ・・・・・・・・・・5ポイント 『慣行栽培より作期を遅らせる遅植栽培』又は『かけ流し灌漑や適正施肥等の営農技術』を都道府県の策定する指針等に基づいて実施している場合 ・・・・・・・・・・3ポイント ※一つの取組において、本現況値のうち高温障害対策を選択した場合は、類別9の現況値のうち高温障害対策を選択することはできない。	
	9 ・事業実施地区における高温耐性品種※（複数品種がある場合はその合計）の作付割合を1ポイント以上向上。 5ポイント以上・・・・・・・・・・10ポイント 4ポイント以上・・・・・・・・・・8ポイント 3ポイント以上・・・・・・・・・・6ポイント 2ポイント以上・・・・・・・・・・4ポイント 1ポイント以上・・・・・・・・・・2ポイント 又は ・事業実施地区における高温耐性品種※（複数品種がある場合はその合計）の作付割合を1ポイント以上向上。 5ポイント以上・・・・・・・・・・5ポイント 4ポイント以上・・・・・・・・・・4ポイント 3ポイント以上・・・・・・・・・・3ポイント 2ポイント以上・・・・・・・・・・2ポイント 1ポイント以上・・・・・・・・・・1ポイント かつ、 ・産地単位の取組として、高温障害対策について、今後新たに『慣行栽培より作期を遅らせる遅植栽培』及び『かけ流し灌漑や適正施肥等の営農技術』を実施する場合 ・・・・・・・・・・5ポイント 『慣行栽培より作期を遅らせる遅植栽培』又は『かけ流し灌漑や適正施肥等の営農技術』を実施する場合 ・・・・・・・・・・3ポイント ※（独）農業・食品産業技術総合研究機構や各都道府県の農業試験場において、高温耐性を有する品種（もしくは登熟期に高温に遭遇することが回避可能な品種）として育成された品種、又は、従来品種と比較して高温耐性を有することが客観データ（一等米比率等）で示すことが可能な品種に限るものとする。	・事業実施地区における高温耐性品種（複数品種がある場合はその合計）の作付割合が1%以上 5%以上・・・・・・・・・・5ポイント 4%以上・・・・・・・・・・4ポイント 3%以上・・・・・・・・・・3ポイント 2%以上・・・・・・・・・・2ポイント 1%以上・・・・・・・・・・1ポイント 又は ・産地単位の取組として、高温障害対策について『慣行栽培より作期を遅らせる遅植栽培』及び『かけ流し灌漑や適正施肥等の営農技術』を都道府県の策定する指針等に基づいて実施している場合 ・・・・・・・・・・5ポイント 『慣行栽培より作期を遅らせる遅植栽培』又は『かけ流し灌漑や適正施肥等の営農技術』を都道府県の策定する指針等に基づいて実施している場合 ・・・・・・・・・・3ポイント ※一つの取組において、本現況値のうち高温障害対策を選択した場合は、類別8の現況値のうち高温障害対策を選択することはできない。	
新規需要米	※乾燥調製施設及び穀類乾燥調製貯蔵施設の新設・増設を行う場合は必ず、2つのうち1つの成果目標について、成果目標ポイントの10ポイント満点を5ポイント満点に圧縮し、残りの5ポイントについては、以下のいずれかを選択するものとする。 ・事業実施地区における新規需要米の作期を、品種の選定、栽培技術の導入等によって主食用米とずらし、施設利用の効率化及び用途に応じた分別管理に取り組む計画となっている場合・・・5ポイント ・気象情報を活用し、立毛乾燥の推進に取り組む計画となっている場合・・・3ポイント		

10	・事業実施地区における水稲作付面積のうち、新規需要米が占める面積割合が4ポイント以上増加。 12ポイント以上・・・・・・・・・・10ポイント 10ポイント以上・・・・・・・・・・8ポイント 8ポイント以上・・・・・・・・・・6ポイント 6ポイント以上・・・・・・・・・・4ポイント 4ポイント以上・・・・・・・・・・2ポイント	・現状の事業実施地区における水稲作付面積のうち、新規需要米が占める面積割合が2.0%以上。ただし、事業実施地区が所在する都道府県における水稲作付面積に対する新規需要米の作付面積の割合を上回るものとする。 8.0%以上・・・・・・・・・・5ポイント 6.5%以上・・・・・・・・・・4ポイント 5.0%以上・・・・・・・・・・3ポイント 3.5%以上・・・・・・・・・・2ポイント 2.0%以上・・・・・・・・・・1ポイント
11	・事業実施地区における新規需要米の作付面積のうち、米粉・飼料用米向けに育成された多収性の専用品種の作付面積の占める割合が20ポイント以上増加。 40ポイント以上・・・・・・・・・・5ポイント 35ポイント以上・・・・・・・・・・4ポイント 30ポイント以上・・・・・・・・・・3ポイント 25ポイント以上・・・・・・・・・・2ポイント 20ポイント以上・・・・・・・・・・1ポイント かつ、 ・事業実施地区における多収性の専用品種の栽培に当たって、 (a) 土壌・生育診断結果を反映した施肥管理、(b) 耕畜連携体制の構築による堆肥の利用、(c) 大豆等他作物との輪作体系の確立による肥料費の抑制の各項目に新たにに取り組む場合 (a)、(b)、(c)の全てに取り組む場合・・・・・・・・5ポイント (a)、(b)、(c)のいずれか2つに取り組む場合・3ポイント (a)、(b)、(c)のいずれか1つに取り組む場合・1ポイント ※一つの取組において、本成果目標を選択した場合は、類別16の成果目標を選択することはできない。	・現状の事業実施地区における新規需要米の作付面積のうち、米粉・飼料用米向けに育成された多収性の専用品種の作付面積の割合が10%以上。 50%以上・・・・・・・・・・5ポイント 40%以上・・・・・・・・・・4ポイント 30%以上・・・・・・・・・・3ポイント 20%以上・・・・・・・・・・2ポイント 10%以上・・・・・・・・・・1ポイント
12	・新規需要米の10 a 当たり物財費が事業実施地区における直近の水稲全体の物材費に対して95%以下。 85%以下・・・・・・・・・・10ポイント 87.5%以下・・・・・・・・・・8ポイント 90%以下・・・・・・・・・・6ポイント 92.5%以下・・・・・・・・・・4ポイント 95%以下・・・・・・・・・・2ポイント ※一つの取組において、本成果目標を選択した場合は、類別14の成果目標を選択することはできない。	・現状の水稲について 10 a 当たり物財費が都道府県平均値を11%以上下回る場合 ・・・・・・・・・・5ポイント 10 a 当たり物財費が都道府県平均値を8 %以上下回る場合 ・・・・・・・・・・4ポイント 10 a 当たり物財費が都道府県平均値を5 %以上下回る場合 ・・・・・・・・・・3ポイント 又は ・現在、コスト縮減の取組として、事業実施地区の作付面積又は生産量の過半数において、品目別生産コスト縮減戦略及び農業新技術200Xに記載されている、稲又は飼料用米の生産に係る物財費縮減に資する取組のうち、 2つ以上に取り組んでいる場合・・・・・・・・2ポイント 1つに取り組んでいる場合・・・・・・・・1ポイント
13	・新規需要米の10 a 当たり労働時間が事業実施地区における直近の水稲全体の労働時間に対して85%以下。 65%以下・・・・・・・・・・10ポイント 70%以下・・・・・・・・・・8ポイント 75%以下・・・・・・・・・・6ポイント 80%以下・・・・・・・・・・4ポイント 85%以下・・・・・・・・・・2ポイント	・現状の水稲について 10 a 当たり労働時間が都道府県平均値を20%以上下回る場合・・・・・・・・・・5ポイント 10 a 当たり労働時間が都道府県平均値を10%以上下回る場合・・・・・・・・・・3ポイント 又は ・現在、コスト縮減の取組として、事業実施地区の作付面積又は生産量の過半数において、品目別生産コスト縮減戦略及び農業新技術200Xに記載されている、稲又は飼料用米の生産に係る労働時間縮減に資する取組のうち、 2つ以上に取り組んでいる場合・・・・・・・・2ポイント 1つに取り組んでいる場合・・・・・・・・1ポイント
14	・新規需要米の60kg当たり物財費が事業実施地区における直近の水稲全体の物材費に対して95%以下。 85%以下・・・・・・・・・・10ポイント 87.5%以下・・・・・・・・・・8ポイント 90%以下・・・・・・・・・・6ポイント	・現状の水稲について 60kg当たり物財費が都道府県平均値を10%以上下回る場合 ・・・・・・・・・・5ポイント 60kg当たり物財費が都道府県平均値を5 %以上下回る場合 ・・・・・・・・・・3ポイント

	92.5%以下・・・・・・・・・・4ポイント 95%以下・・・・・・・・・・2ポイント ※一つの取組において、本成果目標を選択した場合は、類別12の成果目標を選択することはできない。	又は ・現在、コスト縮減の取組として、事業実施地区の作付面積又は生産量の過半数において、品目別生産コスト縮減戦略及び農業新技術200Xに記載されている、稲又は飼料用米の生産に係る物財費縮減に資する取組のうち、 2つ以上に取り組んでいる場合・・・・・・・・2ポイント 1つに取り組んでいる場合・・・・・・・・1ポイント
	15 ・地場製粉等の加工（事業実施地区の生産物を当該地区が所在する産地の施設等において製粉等の加工を行うこと）により新規需要米の販売単価（新規需要米の単位重量当たりに換算）が50%以上増加。 150%以上・・・・・・・・10ポイント 125%以上・・・・・・・・8ポイント 100%以上・・・・・・・・6ポイント 75%以上・・・・・・・・4ポイント 50%以上・・・・・・・・2ポイント	・現状の事業実施地区における新規需要米の販売単価について - 前年から増加・・・・・・・・2ポイント - 取組開始年から増加・・・・・・・・1ポイント - かつ、 ・新規需要米の販売先と複数年の販売契約を有している場合 ・・・・・・・・3ポイント
	16 ・新規需要米の単収が事業実施地区における直近の水稻全体の平年単収に対して105%以上。 125%以上・・・・・・・・10ポイント 120%以上・・・・・・・・8ポイント 115%以上・・・・・・・・6ポイント 110%以上・・・・・・・・4ポイント 105%以上・・・・・・・・2ポイント ※一つの取組において、本成果目標を選択した場合は、類別11の成果目標を選択することはできない。	・現状の事業実施地区における新規需要米の生産が米粉・飼料用米向けに育成された多収性の専用品種によって行われている割合が20%以上。 100%・・・・・・・・5ポイント 80%以上・・・・・・・・4ポイント 60%以上・・・・・・・・3ポイント 40%以上・・・・・・・・2ポイント 20%以上・・・・・・・・1ポイント
麦	※乾燥調製施設及び穀類乾燥調製貯蔵施設の新設・増設を行う場合は必ず、2つのうち1つの成果目標について、成果目標ポイントの10ポイント満点を5ポイント満点に圧縮し、残りの5ポイントについては、以下のいずれかを選択するものとする。 ・事業実施地区において、複数品種又は麦種による作付体系（作付面積比率が25%以上）へと転換することによって施設利用の効率化に取り組む場合・・・・5ポイント ※作付面積比率＝A／B - A：事業実施地区に作付けられている麦について、上位1品種（もしくは上位1麦種）を除いた作付面積の合計 - B：事業実施地区における麦作付面積 ・人工衛星等による上空からの撮影画像の解析と気象情報の活用による雨害の回避（高水分収穫）及び収穫順序の決定技術、ヘイバインピックアップ収穫技術等の導入による乾燥調製に係るコスト縮減に取り組む場合・・・・3ポイント	
	17 ・民間流通におけるは種前契約の契約数量又は作付面積の割合が5%以上増加。 25%以上・・・・・・・・10ポイント 20%以上・・・・・・・・8ポイント 15%以上・・・・・・・・6ポイント 10%以上・・・・・・・・4ポイント 5%以上・・・・・・・・2ポイント	・民間流通におけるは種前契約の契約数量又は作付面積について、直近5カ年（5カ年遡る事が困難な場合は直近3カ年）の増加割合が5%以上。 25%以上・・・・・・・・5ポイント 20%以上・・・・・・・・4ポイント 15%以上・・・・・・・・3ポイント 10%以上・・・・・・・・2ポイント 5%以上・・・・・・・・1ポイント - 又は ・事業実施地区の既存の共同乾燥調製施設の麦における利用率（計画処理量の設定の際の荷受原料の水分設定値と、実際の荷受原料の水分値が大きく異なる場合は、実際の水分値を計画処理量の設定の際の水分値に補正することで算出した処理量をもって利用率を算出することも可とする。）について、直近5カ年（5カ年遡る事が困難な場合は直近3カ年）の平均値が100%以上。 114%以上・・・・・・・・5ポイント 110.5%以上・・・・・・・・4ポイント 107%以上・・・・・・・・3ポイント 103.5%以上・・・・・・・・2ポイント 100%以上・・・・・・・・1ポイント

18	・ 裏作麦の作付拡大により麦の増産に取り組む地域において、事業実施地区における麦の作付面積に占める裏作麦の作付面積の割合が 7 ポイント以上増加。 11ポイント以上・・・・・・・・・・10ポイント 10ポイント以上・・・・・・・・・・ 8 ポイント 9 ポイント以上・・・・・・・・・・ 6 ポイント 8 ポイント以上・・・・・・・・・・ 4 ポイント 7 ポイント以上・・・・・・・・・・ 2 ポイント	・ 事業実施地区における麦の作付面積のうち裏作麦の割合が 6 %以上。 17%以上・・・・・・・・・・ 5 ポイント 14%以上・・・・・・・・・・ 4 ポイント 11%以上・・・・・・・・・・ 3 ポイント 8 %以上・・・・・・・・・・ 2 ポイント 6 %以上・・・・・・・・・・ 1 ポイント
19	・ 10 a 当たり物財費を 3 %以上削減。 7 %以上・・・・・・・・・・10ポイント 6 %以上・・・・・・・・・・ 8 ポイント 5 %以上・・・・・・・・・・ 6 ポイント 4 %以上・・・・・・・・・・ 4 ポイント 3 %以上・・・・・・・・・・ 2 ポイント	・ 現状の10 a 当たり物財費について 都道府県平均値を15%以上下回る場合・・・ 5 ポイント 都道府県平均値を10%以上下回る場合・・・ 4 ポイント 都道府県平均値を 5 %以上下回る場合・・・ 3 ポイント ※都道府県平均値の統計データが無い場合は、ブロック別平均値を用いることも可とする。 又は ・ 現在、コスト削減の取組として、事業実施地区の作付面積又は生産量の過半数において、品目別生産コスト削減戦略及び農業新技術200Xに記載されている、麦の生産に係る物財費削減に資する取組のうち、 1 つを 3 年以上取り組んでいる場合・・・・ 3 ポイント
20	・ 10 a 当たり労働時間を 3 %以上削減。 7 %以上・・・・・・・・・・10ポイント 6 %以上・・・・・・・・・・ 8 ポイント 5 %以上・・・・・・・・・・ 6 ポイント 4 %以上・・・・・・・・・・ 4 ポイント 3 %以上・・・・・・・・・・ 2 ポイント	・ 現状の10 a 当たり労働時間について 都道府県平均値を30%以上下回る場合・・・ 5 ポイント 都道府県平均値を20%以上下回る場合・・・ 4 ポイント 都道府県平均値を10%以上下回る場合・・・ 3 ポイント ※都道府県平均値の統計データが無い場合は、ブロック別平均値を用いることも可とする。 又は ・ 現在、コスト削減の取組として、事業実施地区の作付面積又は生産量の過半数において、品目別生産コスト削減戦略及び農業新技術200Xに記載されている、麦の労働時間削減に資する取組のうち、 1 つを 3 年以上取り組んでいる場合・・・・ 3 ポイント
21	国内産小麦の加工適性試験（100点満点）において、総合評価の合計点が0.4ポイント以上増加。 2.0ポイント以上・・・・・・・・・・10ポイント 1.6ポイント以上・・・・・・・・・・ 8 ポイント 1.2ポイント以上・・・・・・・・・・ 6 ポイント 0.8ポイント以上・・・・・・・・・・ 4 ポイント 0.4ポイント以上・・・・・・・・・・ 2 ポイント	・ 国内産小麦の加工適性試験（100点満点）において、めん用品種についてはASW並、パン用品種ではHRW並の加工適正を持つことを目標に、現在、それぞれの品種との総合評価の合計点の得点差が以下のポイント以内。 ・ めん用品種の場合 1.7ポイント以内・・・・・・・・・・ 5 ポイント 2.5ポイント以内・・・・・・・・・・ 4 ポイント 3.4ポイント以内・・・・・・・・・・ 3 ポイント 4.3ポイント以内・・・・・・・・・・ 2 ポイント 5.2ポイント以内・・・・・・・・・・ 1 ポイント ・ パン用品種の場合 0.4ポイント以内・・・・・・・・・・ 5 ポイント 1.5ポイント以内・・・・・・・・・・ 4 ポイント 2.5ポイント以内・・・・・・・・・・ 3 ポイント 3.6ポイント以内・・・・・・・・・・ 2 ポイント 4.6ポイント以内・・・・・・・・・・ 1 ポイント
22	・ 事業実施地区における、現状の小麦作付面積に対するパン・中華めん用品種の作付面積の増加面積の割合が 9 %以上。 15%以上・・・・・・・・・・10ポイント 13.5%以上・・・・・・・・・・ 8 ポイント 12%以上・・・・・・・・・・ 6 ポイント 10.5%以上・・・・・・・・・・ 4 ポイント 9 %以上・・・・・・・・・・ 2 ポイント ※増加面積の割合の算定式 増加面積割合＝（実施後の作付面積－実施前の作付面積）÷現状の小麦作付面積×100(%)	・ 現状の事業実施地区におけるパン・中華めん用品種の占める割合が 9 %以上。 25%以上・・・・・・・・・・ 5 ポイント 21%以上・・・・・・・・・・ 4 ポイント 17%以上・・・・・・・・・・ 3 ポイント 13%以上・・・・・・・・・・ 2 ポイント 9 %以上・・・・・・・・・・ 1 ポイント

	23 ・人工衛星又は航空機等による上空からの撮影画像の解析と気象情報の活用によって雨害の回避（高水分収穫）、収穫順序の決定及び乾燥調製施設の荷受数量の平準化に取り組む面積について、麦全体の作付面積に占める割合を10ポイント以上増加かつその取組面積を70%以上確保。 20ポイント以上・・・・・・・・・・10ポイント 17.5ポイント以上・・・・・・・・・・8ポイント 15ポイント以上・・・・・・・・・・6ポイント 12.5ポイント以上・・・・・・・・・・4ポイント 10ポイント以上・・・・・・・・・・2ポイント	・人工衛星又は航空機等による上空からの撮影画像の解析と気象情報の活用によって雨害の回避（高水分収穫）、収穫順序の決定及び乾燥調製施設の荷受数量の平準化に取り組む麦の作付面積の割合が60%以上。 80%以上・・・・・・・・・・5ポイント 75%以上・・・・・・・・・・4ポイント 70%以上・・・・・・・・・・3ポイント 65%以上・・・・・・・・・・2ポイント 60%以上・・・・・・・・・・1ポイント
	24 ・単収を3%以上増加。 15%以上・・・・・・・・・・10ポイント 12%以上・・・・・・・・・・8ポイント 9%以上・・・・・・・・・・6ポイント 6%以上・・・・・・・・・・4ポイント 3%以上・・・・・・・・・・2ポイント	・現状の事業実施地区の麦の単収が当該都道府県の平均単収に対して101%以上。 107%以上・・・・・・・・・・5ポイント 105.5%以上・・・・・・・・・・4ポイント 104%以上・・・・・・・・・・3ポイント 102.5%以上・・・・・・・・・・2ポイント 101%以上・・・・・・・・・・1ポイント
	25 ・事業実施地区における1等比率を事業実施年度の前7中5平均の値と比べて5ポイント以上改善。 15ポイント以上・・・・・・・・・・10ポイント 12.5ポイント以上・・・・・・・・・・8ポイント 10ポイント以上・・・・・・・・・・6ポイント 7.5ポイント以上・・・・・・・・・・4ポイント 5ポイント以上・・・・・・・・・・2ポイント 又は ・事業実施地区における下位等級指数（1等以外の数量を全出荷量で除して100を乗じたもの）を1割以上削減。 事業実施年度の前7中5平均の値と比べて 5割以上削減・・・・・・・・・・10ポイント 4割以上削減・・・・・・・・・・8ポイント 3割以上削減・・・・・・・・・・6ポイント 2割以上削減・・・・・・・・・・4ポイント 1割以上削減・・・・・・・・・・2ポイント	・事業実施地区における1等比率の直近7中5平均が60%以上 80%以上・・・・・・・・・・5ポイント 75%以上・・・・・・・・・・4ポイント 70%以上・・・・・・・・・・3ポイント 65%以上・・・・・・・・・・2ポイント 60%以上・・・・・・・・・・1ポイント 又は ・産地単位の取組として、品質向上のため、以下の取組を都道府県の策定する指針等に基づいて実施している。 5つ以上取り組んでいる場合・・・・・・・・・・5ポイント 3つ以上取り組んでいる場合・・・・・・・・・・3ポイント 1つ以上取り組んでいる場合・・・・・・・・・・1ポイント ・病害虫耐性の強い新品種への転換 ・栽培実証試験の実施と栽培マニュアルの作成 ・実需者と連携した加工適性試験を実施し実需者ニーズを栽培方法等へ反映 ・弾丸暗渠施工等排水対策の徹底 ・収穫期の雨害回避のための収穫作業の共同組織化 ・赤かび病防除の徹底 ・その他各都道府県が指導している品質向上に資する取組
豆類（大豆、雑豆及び落花生をいう。以下同じ）	26 ・豆類の上位等級（1、2等）比率を50%以上とし、かつ、事業開始年前年から15ポイント以上向上。 35ポイント以上・・・・・・・・・・10ポイント 30ポイント以上・・・・・・・・・・8ポイント 25ポイント以上・・・・・・・・・・6ポイント 20ポイント以上・・・・・・・・・・4ポイント 15ポイント以上・・・・・・・・・・2ポイント	・現状の地区の事業開始年前年の上位等級比率（前5中3）が全国平均値（前5中3）と比較して3ポイント以上。 15ポイント以上・・・・・・・・・・5ポイント 12ポイント以上・・・・・・・・・・4ポイント 9ポイント以上・・・・・・・・・・3ポイント 6ポイント以上・・・・・・・・・・2ポイント 3ポイント以上・・・・・・・・・・1ポイント
	27 ・豆類の契約栽培比率が事業開始年前年（前5中3）と比較して3ポイント以上向上。（契約栽培比率が40%以上である場合に限る。） 15ポイント以上・・・・・・・・・・10ポイント 12ポイント以上・・・・・・・・・・8ポイント 9ポイント以上・・・・・・・・・・6ポイント 6ポイント以上・・・・・・・・・・4ポイント 3ポイント以上・・・・・・・・・・2ポイント ・新たに契約栽培に取り組む場合、豆類生産量に占める契約栽培比率が10%以上向上。 30%以上・・・・・・・・・・10ポイント	・現状の地区の事業開始年前年の契約栽培比率（前5中3）が全国平均値（前5中3）と比較して10ポイント以上。 30ポイント以上・・・・・・・・・・5ポイント 25ポイント以上・・・・・・・・・・4ポイント 20ポイント以上・・・・・・・・・・3ポイント 15ポイント以上・・・・・・・・・・2ポイント 10ポイント以上・・・・・・・・・・1ポイント

	25%以上・・・・・・・・・・・・・8ポイント 20%以上・・・・・・・・・・・・・6ポイント 15%以上・・・・・・・・・・・・・4ポイント 10%以上・・・・・・・・・・・・・2ポイント	
28	・豆類の単収が事業開始前年（前5中3）と比較して2%以上増加。 10%以上・・・・・・・・・・・・・10ポイント 8%以上・・・・・・・・・・・・・8ポイント 6%以上・・・・・・・・・・・・・6ポイント 4%以上・・・・・・・・・・・・・4ポイント 2%以上・・・・・・・・・・・・・2ポイント	・現状の地区の事業開始前年の単収（前5中3）が当該都道府県の平均単収（前5中3）と比較して102.0%以上。 127.0%以上・・・・・・・・・・・・・5ポイント 120.8%以上・・・・・・・・・・・・・4ポイント 114.5%以上・・・・・・・・・・・・・3ポイント 108.3%以上・・・・・・・・・・・・・2ポイント 102.0%以上・・・・・・・・・・・・・1ポイント
29	・豆類の作付面積が事業開始前年（前5中3）と比較して2%以上増加。 10%以上・・・・・・・・・・・・・10ポイント 8%以上・・・・・・・・・・・・・8ポイント 6%以上・・・・・・・・・・・・・6ポイント 4%以上・・・・・・・・・・・・・4ポイント 2%以上・・・・・・・・・・・・・2ポイント	・事業実施地区における事業開始前年の豆類の作付面積が事業開始前々年（前5中3）と比較して1%以上。 45%以上・・・・・・・・・・・・・5ポイント 35%以上・・・・・・・・・・・・・4ポイント 25%以上・・・・・・・・・・・・・3ポイント 15%以上・・・・・・・・・・・・・2ポイント 1%以上・・・・・・・・・・・・・1ポイント
30	・豆類の10a 当たり物財費を6%以上削減。 22%以上・・・・・・・・・・・・・10ポイント 18%以上・・・・・・・・・・・・・8ポイント 14%以上・・・・・・・・・・・・・6ポイント 10%以上・・・・・・・・・・・・・4ポイント 6%以上・・・・・・・・・・・・・2ポイント	・事業実施地区の事業実施前年の豆類の10a 当たり物財費の削減が、当該都道府県の平均値と比較して6%以上。 22%以上・・・・・・・・・・・・・5ポイント 18%以上・・・・・・・・・・・・・4ポイント 14%以上・・・・・・・・・・・・・3ポイント 10%以上・・・・・・・・・・・・・2ポイント 6%以上・・・・・・・・・・・・・1ポイント
31	・豆類の10a 当たり労働時間を7%以上削減。 15%以上・・・・・・・・・・・・・10ポイント 13%以上・・・・・・・・・・・・・8ポイント 11%以上・・・・・・・・・・・・・6ポイント 9%以上・・・・・・・・・・・・・4ポイント 7%以上・・・・・・・・・・・・・2ポイント	・事業実施地区の事業実施前年の豆類の10a 当たり労働時間の削減が、当該都道府県の平均値と比較して7%以上。 15%以上・・・・・・・・・・・・・5ポイント 13%以上・・・・・・・・・・・・・4ポイント 11%以上・・・・・・・・・・・・・3ポイント 9%以上・・・・・・・・・・・・・2ポイント 7%以上・・・・・・・・・・・・・1ポイント
32	・豆類の新品種（今まで作付されていなかった従来品種は除く）の作付面積が全体の作付面積に占める割合に対して5ポイント以上増加。 20ポイント以上・・・・・・・・・・・・・10ポイント 16ポイント以上・・・・・・・・・・・・・8ポイント 13ポイント以上・・・・・・・・・・・・・6ポイント 9ポイント以上・・・・・・・・・・・・・4ポイント 5ポイント以上・・・・・・・・・・・・・2ポイント ※「新品種」とは、独立行政法人や都道府県農業試験場において、平成10年以降に育成された豆類の品種をいう。	・豆類の新品種（今まで作付されていなかった従来品種は除く）の作付面積が全体の作付面積に占める割合に対してが5.0%以上。 15.0%以上・・・・・・・・・・・・・5ポイント 12.5%以上・・・・・・・・・・・・・4ポイント 10.0%以上・・・・・・・・・・・・・3ポイント 7.5%以上・・・・・・・・・・・・・2ポイント 5.0%以上・・・・・・・・・・・・・1ポイント
33	・事業実施主体（事業実施主体が食品製造業者の場合に限る）の国産豆類の契約栽培比率（事業実施主体が取り扱う全量あるいは、当該県産大豆の契約栽培比率に対する数量割合）が事業開始年前年と比較して30ポイント向上。 50ポイント以上・・・・・・・・・・・・・10ポイント 45ポイント以上・・・・・・・・・・・・・8ポイント 40ポイント以上・・・・・・・・・・・・・6ポイント 35ポイント以上・・・・・・・・・・・・・4ポイント 30ポイント以上・・・・・・・・・・・・・2ポイント	・当該加工施設における事業実施主体が既に産地と行っている国産豆類の契約栽培比率（数量割合）について、事業開始年の前年の割合が30%以上。 50%以上・・・・・・・・・・・・・5ポイント 45%以上・・・・・・・・・・・・・4ポイント 40%以上・・・・・・・・・・・・・3ポイント 35%以上・・・・・・・・・・・・・2ポイント 30%以上・・・・・・・・・・・・・1ポイント 又は ・当該加工施設における事業実施主体が過去5年以上契約栽培を継続している場合、契約栽培の比率の増加割合が5年前と比較して5ポイント以上増加。 25ポイント以上・・・・・・・・・・・・・5ポイント 20ポイント以上・・・・・・・・・・・・・4ポイント

			15ポイント以上・・・・・・・・・・ 3ポイント 10ポイント以上・・・・・・・・・・ 2ポイント 5ポイント以上・・・・・・・・・・ 1ポイント
	34	・豆類の上位等級（1、2等）の比率が現状と比較して15ポイント向上。 35ポイント以上・・・・・・・・・・ 10ポイント 30ポイント以上・・・・・・・・・・ 8ポイント 25ポイント以上・・・・・・・・・・ 6ポイント 20ポイント以上・・・・・・・・・・ 4ポイント 15ポイント以上・・・・・・・・・・ 2ポイント	・現状の地区の事業開始年前年の上位等級比率（前5中3）が全国平均値（前5中3）と比較して3ポイント以上。 15ポイント以上・・・・・・・・・・ 5ポイント 12ポイント以上・・・・・・・・・・ 4ポイント 9ポイント以上・・・・・・・・・・ 3ポイント 6ポイント以上・・・・・・・・・・ 2ポイント 3ポイント以上・・・・・・・・・・ 1ポイント
	35	・事業実施主体（事業実施主体が食品製造業者の場合に限る）の国産豆類の使用量（事業実施主体が取り扱う全量あるいは、当該県産大豆の使用量に対する数量割合）が事業開始年前年と比較して22ポイント向上。 30ポイント以上・・・・・・・・・・ 10ポイント 28ポイント以上・・・・・・・・・・ 8ポイント 26ポイント以上・・・・・・・・・・ 6ポイント 24ポイント以上・・・・・・・・・・ 4ポイント 22ポイント以上・・・・・・・・・・ 2ポイント	・当該加工施設における事業実施主体が既に産地と行っている国産豆類の使用割合が事業開始年前年と比較して58%以上。 70%以上・・・・・・・・・・ 5ポイント 67%以上・・・・・・・・・・ 4ポイント 64%以上・・・・・・・・・・ 3ポイント 61%以上・・・・・・・・・・ 2ポイント 58%以上・・・・・・・・・・ 1ポイント 又は ・当該加工施設における事業実施主体が過去5年以上国産豆類を使用している場合、国産豆類の使用比率が5年前と比較して5ポイント以上増加。 25ポイント以上・・・・・・・・・・ 5ポイント 20ポイント以上・・・・・・・・・・ 4ポイント 15ポイント以上・・・・・・・・・・ 3ポイント 10ポイント以上・・・・・・・・・・ 2ポイント 5ポイント以上・・・・・・・・・・ 1ポイント
主要農作物種子（「主要農作物種子法」（昭和27年法律第131号）第2条に規定された作物（稲、大麦、はだか麦、小麦及び大豆）の種子をいう。以下同じ。）	36	・事業の対象となる主要農作物種子の合格率が4ポイント以上向上。 20ポイント以上・・・・・・・・・・ 10ポイント 16ポイント以上・・・・・・・・・・ 8ポイント 12ポイント以上・・・・・・・・・・ 6ポイント 8ポイント以上・・・・・・・・・・ 4ポイント 4ポイント以上・・・・・・・・・・ 2ポイント	・当該地区の主要農作物種子の合格率について、過去5カ年のうち80%以上となった年数 5年・・・・・・・・・・ 5ポイント 4年・・・・・・・・・・ 4ポイント 3年・・・・・・・・・・ 3ポイント 2年・・・・・・・・・・ 2ポイント 1年・・・・・・・・・・ 1ポイント
	37	・事業の対象となる主要農作物種子の生産面積が3%以上増加。 15%以上・・・・・・・・・・ 10ポイント 12%以上・・・・・・・・・・ 8ポイント 9%以上・・・・・・・・・・ 6ポイント 6%以上・・・・・・・・・・ 4ポイント 3%以上・・・・・・・・・・ 2ポイント	・当該地区の主要農作物種子の生産面積について、過去5カ年間の増加率が3%以上。 15%以上・・・・・・・・・・ 5ポイント 12%以上・・・・・・・・・・ 4ポイント 9%以上・・・・・・・・・・ 3ポイント 6%以上・・・・・・・・・・ 2ポイント 3%以上・・・・・・・・・・ 1ポイント
	38	・事業の対象となる主要農作物種子の生産に要する10a当たりの労働時間を10%以上削減。 30%以上・・・・・・・・・・ 10ポイント 25%以上・・・・・・・・・・ 8ポイント 20%以上・・・・・・・・・・ 6ポイント 15%以上・・・・・・・・・・ 4ポイント 10%以上・・・・・・・・・・ 2ポイント	・当該地区の主要農作物種子の現状における10a当たりの生産に要する時間が以下の時間未満。 ＜稲＞ 35h未満・・・・・・・・・・ 5ポイント 38h未満・・・・・・・・・・ 4ポイント 41h未満・・・・・・・・・・ 3ポイント 44h未満・・・・・・・・・・ 2ポイント 47h未満・・・・・・・・・・ 1ポイント ＜麦＞ 6h未満・・・・・・・・・・ 5ポイント 6.5h未満・・・・・・・・・・ 4ポイント 7h未満・・・・・・・・・・ 3ポイント 7.5h未満・・・・・・・・・・ 2ポイント 8h未満・・・・・・・・・・ 1ポイント ＜大豆＞ 12h未満・・・・・・・・・・ 5ポイント

			13 h 未満・・・・・・・・・・・・・・ 4 ポイント 14 h 未満・・・・・・・・・・・・・・ 3 ポイント 15 h 未満・・・・・・・・・・・・・・ 2 ポイント 16 h 未満・・・・・・・・・・・・・・ 1 ポイント
	39	・事業の対象となる主要農作物種子の生産に要する10 a 当たりの物財費を10%以上削減。 30%以上・・・・・・・・・・・・・・ 10ポイント 25%以上・・・・・・・・・・・・・・ 8 ポイント 20%以上・・・・・・・・・・・・・・ 6 ポイント 15%以上・・・・・・・・・・・・・・ 4 ポイント 10%以上・・・・・・・・・・・・・・ 2 ポイント	・当該地区の主要農作物種子の現状における10 a 当たりの物財費が以下の金額未満。 < 稲 > 79,800円未満・・・・・・・・・・・・・・ 5 ポイント 84,850円未満・・・・・・・・・・・・・・ 4 ポイント 89,900円未満・・・・・・・・・・・・・・ 3 ポイント 94,950円未満・・・・・・・・・・・・・・ 2 ポイント 100,000円未満・・・・・・・・・・・・・・ 1 ポイント < 麦 > 45,000円未満・・・・・・・・・・・・・・ 5 ポイント 48,000円未満・・・・・・・・・・・・・・ 4 ポイント 50,000円未満・・・・・・・・・・・・・・ 3 ポイント 53,000円未満・・・・・・・・・・・・・・ 2 ポイント 55,000円未満・・・・・・・・・・・・・・ 1 ポイント < 大豆 > 35,000円未満・・・・・・・・・・・・・・ 5 ポイント 38,000円未満・・・・・・・・・・・・・・ 4 ポイント 40,000円未満・・・・・・・・・・・・・・ 3 ポイント 43,000円未満・・・・・・・・・・・・・・ 2 ポイント 45,000円未満・・・・・・・・・・・・・・ 1 ポイント
いも類	40	【でん粉原料用以外】 ・販売金額を4.8%以上増加。 24.0%以上・・・・・・・・・・・・・・ 10ポイント 19.2%以上・・・・・・・・・・・・・・ 8 ポイント 14.4%以上・・・・・・・・・・・・・・ 6 ポイント 9.6%以上・・・・・・・・・・・・・・ 4 ポイント 4.8%以上・・・・・・・・・・・・・・ 2 ポイント ※一つの取組において、本成果目標を選択した場合は、類別41の成果目標を選択することはできない。	・過去5年間ににおける販売金額の増加割合が2.4%以上増加。 12.0%以上・・・・・・・・・・・・・・ 5 ポイント 9.6%以上・・・・・・・・・・・・・・ 4 ポイント 7.2%以上・・・・・・・・・・・・・・ 3 ポイント 4.8%以上・・・・・・・・・・・・・・ 2 ポイント 2.4%以上・・・・・・・・・・・・・・ 1 ポイント
	41	【でん粉原料用以外】 ・販売数量を4 %以上増加。 20%以上・・・・・・・・・・・・・・ 10ポイント 16%以上・・・・・・・・・・・・・・ 8 ポイント 12%以上・・・・・・・・・・・・・・ 6 ポイント 8 %以上・・・・・・・・・・・・・・ 4 ポイント 4 %以上・・・・・・・・・・・・・・ 2 ポイント ※一つの取組において、本成果目標を選択した場合は、類別40の成果目標を選択することはできない。	・過去5年間ににおける販売数量の増加割合が2 %以上増加。 10%以上・・・・・・・・・・・・・・ 5 ポイント 8 %以上・・・・・・・・・・・・・・ 4 ポイント 6 %以上・・・・・・・・・・・・・・ 3 ポイント 4 %以上・・・・・・・・・・・・・・ 2 ポイント 2 %以上・・・・・・・・・・・・・・ 1 ポイント
	42	【でん粉原料用以外】 ・契約取引割合を2.8ポイント以上増加。 14ポイント・・・・・・・・・・・・・・ 10ポイント 11.2ポイント・・・・・・・・・・・・・・ 8 ポイント 8.4ポイント・・・・・・・・・・・・・・ 6 ポイント 5.6ポイント・・・・・・・・・・・・・・ 4 ポイント 2.8ポイント・・・・・・・・・・・・・・ 2 ポイント	・契約取引割合が22.4%以上。 45.0%以上・・・・・・・・・・・・・・ 5 ポイント 39.4%以上・・・・・・・・・・・・・・ 4 ポイント 33.7%以上・・・・・・・・・・・・・・ 3 ポイント 28.1%以上・・・・・・・・・・・・・・ 2 ポイント 22.4%以上・・・・・・・・・・・・・・ 1 ポイント
	43	【でん粉原料用】 ・国内産いもでん粉のトン当たり販売単価（全用途の加重平均）を2.2%以上増加。 11.8%以上・・・・・・・・・・・・・・ 10ポイント 8.6%以上・・・・・・・・・・・・・・ 8 ポイント 6.5%以上・・・・・・・・・・・・・・ 6 ポイント 4.3%以上・・・・・・・・・・・・・・ 4 ポイント 2.2%以上・・・・・・・・・・・・・・ 2 ポイント	・事業実施主体の国内産いもでん粉販売単価（全用途の加重平均）が、でん粉価格調整制度における交付金算定上の国内産いもでん粉価格より1.1%以上高い。 5.4%以上・・・・・・・・・・・・・・ 5 ポイント 4.3%以上・・・・・・・・・・・・・・ 4 ポイント 3.2%以上・・・・・・・・・・・・・・ 3 ポイント 2.2%以上・・・・・・・・・・・・・・ 2 ポイント 1.1%以上・・・・・・・・・・・・・・ 1 ポイント

44	【でん粉原料用】 ・糖化用販売割合を1.4ポイント以上削減。 7.0ポイント・・・・・・・・・・10ポイント 5.6ポイント・・・・・・・・・・8ポイント 4.2ポイント・・・・・・・・・・6ポイント 2.8ポイント・・・・・・・・・・4ポイント 1.4ポイント・・・・・・・・・・2ポイント	・事業実施主体の糖化用販売割合が38.3%以下。 35.5%以下・・・・・・・・・・5ポイント 36.2%以下・・・・・・・・・・4ポイント 36.9%以下・・・・・・・・・・3ポイント 37.6%以下・・・・・・・・・・2ポイント 38.3%以下・・・・・・・・・・1ポイント
45	【でん粉原料用】 ・トン当たり製造コスト（砂糖及びでん粉の価格調整に関する法律（昭和40年法律第109号）第35条第3号の事業の合理化その他の経営の改善を図るための措置に関する計画中の費用項目に準じた事業実施主体の製造コスト）を2%以上削減。 10%以上・・・・・・・・・・10ポイント 8%以上・・・・・・・・・・8ポイント 6%以上・・・・・・・・・・6ポイント 4%以上・・・・・・・・・・4ポイント 2%以上・・・・・・・・・・2ポイント	・平均的な製造コスト（砂糖及びでん粉の価格調整に関する法律（昭和40年法律第109号）第35条第3号の事業の合理化その他の経営の改善を図るための措置に関する計画中の各工場の製造コストから国が算定した平均的な製造コスト。）より1%以上低い。 5%以上・・・・・・・・・・5ポイント 4%以上・・・・・・・・・・4ポイント 3%以上・・・・・・・・・・3ポイント 2%以上・・・・・・・・・・2ポイント 1%以上・・・・・・・・・・1ポイント
46	【共通】 ・10a 当たり物材費を1.2%以上削減。 6.0%以上・・・・・・・・・・10ポイント 4.8%以上・・・・・・・・・・8ポイント 3.6%以上・・・・・・・・・・6ポイント 2.4%以上・・・・・・・・・・4ポイント 1.2%以上・・・・・・・・・・2ポイント	・10a 当たり物材費が都道府県又は地域の前5中3と比較して0.6%以上低い。 3.0%以上・・・・・・・・・・5ポイント 2.4%以上・・・・・・・・・・4ポイント 1.8%以上・・・・・・・・・・3ポイント 1.2%以上・・・・・・・・・・2ポイント 0.6%以上・・・・・・・・・・1ポイント
47	【共通】 ・10a 当たり労働時間を2.6%以上削減。 13.0%以上・・・・・・・・・・10ポイント 10.4%以上・・・・・・・・・・8ポイント 7.8%以上・・・・・・・・・・6ポイント 5.2%以上・・・・・・・・・・4ポイント 2.6%以上・・・・・・・・・・2ポイント	・10a 当たり労働時間が都道府県又は地域の前5中3と比較して1.3%以上低い。 6.5%以上・・・・・・・・・・5ポイント 5.2%以上・・・・・・・・・・4ポイント 3.9%以上・・・・・・・・・・3ポイント 2.6%以上・・・・・・・・・・2ポイント 1.3%以上・・・・・・・・・・1ポイント
48	【共通】 ・10a 当たり単収を2.4%以上増加。 12%以上・・・・・・・・・・10ポイント 9.6%以上・・・・・・・・・・8ポイント 7.2%以上・・・・・・・・・・6ポイント 4.8%以上・・・・・・・・・・4ポイント 2.4%以上・・・・・・・・・・2ポイント	・10a 当たり単収が都道府県又は地域の平均単収より1.2%以上高い。 6.0%以上・・・・・・・・・・5ポイント 4.8%以上・・・・・・・・・・4ポイント 3.6%以上・・・・・・・・・・3ポイント 2.4%以上・・・・・・・・・・2ポイント 1.2%以上・・・・・・・・・・1ポイント
49	【共通】 ・ジャガイモシストセンチュウの新規発生率を8.1%以下に抑制。 0.1%以下・・・・・・・・・・10ポイント 2.7%以下・・・・・・・・・・8ポイント 4.5%以下・・・・・・・・・・6ポイント 6.3%以下・・・・・・・・・・4ポイント 8.1%以下・・・・・・・・・・2ポイント	・ジャガイモシストセンチュウ発生面積割合が16.2%以下。 1.8%以下・・・・・・・・・・5ポイント 5.4%以下・・・・・・・・・・4ポイント 9.0%以下・・・・・・・・・・3ポイント 12.6%以下・・・・・・・・・・2ポイント 16.2%以下・・・・・・・・・・1ポイント
50	【共通】 ・ジャガイモシストセンチュウ発生ほ場のシスト密度（乾土100g 当たり）を5%以上低減。 25%以上・・・・・・・・・・10ポイント 20%以上・・・・・・・・・・8ポイント 15%以上・・・・・・・・・・6ポイント 10%以上・・・・・・・・・・4ポイント 5%以上・・・・・・・・・・2ポイント	・ジャガイモシストセンチュウ発生ほ場のシスト密度（乾土100g 当たり）が70シスト以下。 50シスト以下・・・・・・・・・・5ポイント 55シスト以下・・・・・・・・・・4ポイント 60シスト以下・・・・・・・・・・3ポイント 65シスト以下・・・・・・・・・・2ポイント 70シスト以下・・・・・・・・・・1ポイント

	51	【共通】 ・事業実施地区における被害粒の割合（出荷時の被害数量を全出荷量で除して100を乗じたもの）を10%以上削減。 事業実施年度の前7中5平均の値と比べて 5割以上削減・・・・・・・・・・10ポイント 4割以上削減・・・・・・・・・・8ポイント 3割以上削減・・・・・・・・・・6ポイント 2割以上削減・・・・・・・・・・4ポイント 1割以上削減・・・・・・・・・・2ポイント	・事業実施地区における被害粒の割合（出荷時の被害数量を生産数量の全量で除して100を乗じたもの）が3.0%以下。 事業実施年度の前7中5平均の値が 1.0%以下・・・・・・・・・・5ポイント 1.5%以下・・・・・・・・・・4ポイント 2.0%以下・・・・・・・・・・3ポイント 2.5%以下・・・・・・・・・・2ポイント 3.0%以下・・・・・・・・・・1ポイント
甘味資源作物	52	・単収を2%以上増加。 10%以上・・・・・・・・・・10ポイント 8%以上・・・・・・・・・・8ポイント 6%以上・・・・・・・・・・6ポイント 4%以上・・・・・・・・・・4ポイント 2%以上・・・・・・・・・・2ポイント	・事業実施地区における10a当たりの単収が、統計部が調査した作物統計における過去5カ年の平均単収に対して1%以上高い。 5%以上・・・・・・・・・・5ポイント 4%以上・・・・・・・・・・4ポイント 3%以上・・・・・・・・・・3ポイント 2%以上・・・・・・・・・・2ポイント 1%以上・・・・・・・・・・1ポイント
	53	・収穫面積が1%以上増加。 5%以上・・・・・・・・・・10ポイント 4%以上・・・・・・・・・・8ポイント 3%以上・・・・・・・・・・6ポイント 2%以上・・・・・・・・・・4ポイント 1%以上・・・・・・・・・・2ポイント	・収穫面積が、過去5カ年の平均収穫面積と比較して1%以上高い。 3%以上・・・・・・・・・・5ポイント 2.5%以上・・・・・・・・・・4ポイント 2%以上・・・・・・・・・・3ポイント 1.5%以上・・・・・・・・・・2ポイント 1%以上・・・・・・・・・・1ポイント
	54	・従来品種と異なる高糖性、病害抵抗性又は風害・干ばつ耐性を有する品種の作付面積を5ポイント以上増加。 ※てん菜については、平成12年以降に優良品種認定を、さとうきびについては、平成12年以降に命名登録又は県の奨励品種に採用された品種を対象とする。 25ポイント以上・・・・・・・・・・10ポイント 20ポイント以上・・・・・・・・・・8ポイント 15ポイント以上・・・・・・・・・・6ポイント 10ポイント以上・・・・・・・・・・4ポイント 5ポイント以上・・・・・・・・・・2ポイント	・事業実施地区における高糖性、病害抵抗性又は風害・干ばつ耐性を有する品種の作付面積の割合10%以上。 40%以上・・・・・・・・・・5ポイント 35%以上・・・・・・・・・・4ポイント 30%以上・・・・・・・・・・3ポイント 20%以上・・・・・・・・・・2ポイント 10%以上・・・・・・・・・・1ポイント
	55	・糖度が1%以上上昇。 3%以上・・・・・・・・・・10ポイント 2.5%以上・・・・・・・・・・8ポイント 2%以上・・・・・・・・・・6ポイント 1.5%以上・・・・・・・・・・4ポイント 1%以上・・・・・・・・・・2ポイント	・事業実施地区における平均糖度が、地区平均と比較して1%以上高い。 3%以上・・・・・・・・・・5ポイント 2.5%以上・・・・・・・・・・4ポイント 2%以上・・・・・・・・・・3ポイント 1.5%以上・・・・・・・・・・2ポイント 1%以上・・・・・・・・・・1ポイント
	56	・10a当たり労働時間を6%以上削減。 15%以上・・・・・・・・・・10ポイント 14.5%以上・・・・・・・・・・8ポイント 14%以上・・・・・・・・・・6ポイント 10%以上・・・・・・・・・・4ポイント 6%以上・・・・・・・・・・2ポイント	・事業実施地区における10a当たり労働時間が、統計部が調査した生産費統計における10a当たり労働時間に対して1%以上短い。 3%以上・・・・・・・・・・5ポイント 2.5%以上・・・・・・・・・・4ポイント 2%以上・・・・・・・・・・3ポイント 1.5%以上・・・・・・・・・・2ポイント 1%以上・・・・・・・・・・1ポイント
	57	・製糖原料における夾雑物の混入率の削減割合を20%以上増加。 40%以上・・・・・・・・・・10ポイント 35%以上・・・・・・・・・・8ポイント 30%以上・・・・・・・・・・6ポイント 25%以上・・・・・・・・・・4ポイント 20%以上・・・・・・・・・・2ポイント	・事業実施地区における製糖原料における夾雑物の混入率の削減割合が地区平均と比較して1%以上。 5%以上・・・・・・・・・・5ポイント 4%以上・・・・・・・・・・4ポイント 3%以上・・・・・・・・・・3ポイント 2%以上・・・・・・・・・・2ポイント 1%以上・・・・・・・・・・1ポイント

茶	58	・産物販売単価指数を直近値の５％以上増加。 （なお、産物販売単価指数とは、事業実施地区等における当該産物の平均販売単価を、直近の荒茶の全茶種全国平均価格で除し、100を乗じた数とする。） 22％以上・・・・・・・・・・10ポイント 18％以上・・・・・・・・・・8ポイント 14％以上・・・・・・・・・・6ポイント 9％以上・・・・・・・・・・4ポイント 5％以上・・・・・・・・・・2ポイント	・産物販売単価指数の過去３年間の増加率が3.0％以上。 38.0％以上・・・・・・・・・・5ポイント 29.3％以上・・・・・・・・・・4ポイント 20.5％以上・・・・・・・・・・3ポイント 11.8％以上・・・・・・・・・・2ポイント 3.0％以上・・・・・・・・・・1ポイント
	59	・おおい茶生産面積指数を直近値より７以上増加。 （なお、おおい茶生産面積指数とは、玉露、てん茶、かぶせ茶等のおおい茶の生産面積を茶栽培面積全体で除し、100を乗じた数とする。） 33以上・・・・・・・・・・10ポイント 27以上・・・・・・・・・・8ポイント 20以上・・・・・・・・・・6ポイント 14以上・・・・・・・・・・4ポイント 7以上・・・・・・・・・・2ポイント	・直近のおおい茶生産面積指数が７以上。 40以上・・・・・・・・・・5ポイント 32以上・・・・・・・・・・4ポイント 24以上・・・・・・・・・・3ポイント 15以上・・・・・・・・・・2ポイント 7以上・・・・・・・・・・1ポイント
	60	・産物販売単価指数を直近値の５％以上増加。 （なお、産物販売単価指数とは、事業実施地区等における当該産物の平均販売単価を、直近の荒茶の全茶種全国平均価格で除し、100を乗じた数とする。） 22％以上・・・・・・・・・・10ポイント 18％以上・・・・・・・・・・8ポイント 14％以上・・・・・・・・・・6ポイント 9％以上・・・・・・・・・・4ポイント 5％以上・・・・・・・・・・2ポイント 又は ・下級茶歩留指数を直近値の10％以上低減。 （なお、下級茶歩留指数とは、事業実施地区等における荒茶平均販売単価未満の荒茶（下級茶という。）の生産量を、当該年の荒茶生産量全体で除し、100を乗じた数とする。） 44％以上・・・・・・・・・・10ポイント 36％以上・・・・・・・・・・8ポイント 27％以上・・・・・・・・・・6ポイント 18％以上・・・・・・・・・・4ポイント 10％以上・・・・・・・・・・2ポイント	・産物販売単価指数の過去３年間の増加率が３％以上。 12％以上・・・・・・・・・・5ポイント 10％以上・・・・・・・・・・4ポイント 8％以上・・・・・・・・・・3ポイント 5％以上・・・・・・・・・・2ポイント 3％以上・・・・・・・・・・1ポイント 又は ・直近の下級茶歩留指数が47以下。 39以下・・・・・・・・・・5ポイント 41以下・・・・・・・・・・4ポイント 43以下・・・・・・・・・・3ポイント 45以下・・・・・・・・・・2ポイント 47以下・・・・・・・・・・1ポイント
	61	・取引単価補正指数を直近値の１％以上増加。 （なお、取引単価補正指数とは、事業実施地区等における取引単価を、直近の荒茶の全茶種全国平均価格で除し、100を乗じた数とする。） 12％以上・・・・・・・・・・10ポイント 9％以上・・・・・・・・・・8ポイント 7％以上・・・・・・・・・・6ポイント 4％以上・・・・・・・・・・4ポイント 1％以上・・・・・・・・・・2ポイント	・取引単価補正指数の過去３年間の増加率が１％以上。 6％以上・・・・・・・・・・5ポイント 5％以上・・・・・・・・・・4ポイント 3％以上・・・・・・・・・・3ポイント 2％以上・・・・・・・・・・2ポイント 1％以上・・・・・・・・・・1ポイント
	62	・産物販売単価指数を直近値の５％以上増加。 （なお、産物販売単価指数とは、事業実施地区等における当該産物の平均販売単価を、直近の荒茶の全茶種全国平均価格で除し、100を乗じた数とする。） 22％以上・・・・・・・・・・10ポイント 18％以上・・・・・・・・・・8ポイント 14％以上・・・・・・・・・・6ポイント 9％以上・・・・・・・・・・4ポイント 5％以上・・・・・・・・・・2ポイント	・産物販売単価指数の過去３年間の増加率が３％以上。 12％以上・・・・・・・・・・5ポイント 10％以上・・・・・・・・・・4ポイント 8％以上・・・・・・・・・・3ポイント 5％以上・・・・・・・・・・2ポイント 3％以上・・・・・・・・・・1ポイント
		※ただし、防霜施設又は病害虫防除施設を整備する場合は、以	※ただし、防霜施設又は病害虫防除施設を整備する場合は、

	下の成果目標を選択することも可とする。 ・産物販売単価指数を事業実施前における過去５年間の品質被害発生年度の産物販売単価指数に対して５％以上増加。 （なお、品質被害とは、災害等により産物販売単価指数が３％以上低下した被害とする。） 22％以上・・・・・・・・・・10ポイント 18％以上・・・・・・・・・・8ポイント 14％以上・・・・・・・・・・6ポイント 9％以上・・・・・・・・・・4ポイント 5％以上・・・・・・・・・・2ポイント	以下の現況値を選択することも可とする。 ・事業実施地区等における過去５年間の品質被害発生年度以外の産物販売単価指数の増加率が３％以上。 12％以上・・・・・・・・・・5ポイント 10％以上・・・・・・・・・・4ポイント 8％以上・・・・・・・・・・3ポイント 5％以上・・・・・・・・・・2ポイント 3％以上・・・・・・・・・・1ポイント
63	・10 a 当たりの単収を直近値の８％以上増加。 （なお、現状の品種に比べて単収の増加がほぼ確実に見込まれる品種への改植を、事業実施地区等において行う場合にあっては、本成果目標を使用しないものとする。） 24％以上・・・・・・・・・・10ポイント 20％以上・・・・・・・・・・8ポイント 16％以上・・・・・・・・・・6ポイント 12％以上・・・・・・・・・・4ポイント 8％以上・・・・・・・・・・2ポイント	・10 a 当たりの単収の過去３年間の増加率が４％以上。 12％以上・・・・・・・・・・5ポイント 10％以上・・・・・・・・・・4ポイント 8％以上・・・・・・・・・・3ポイント 6％以上・・・・・・・・・・2ポイント 4％以上・・・・・・・・・・1ポイント
64	・契約取引量指数を直近値より７以上増加。 （なお、契約取引量指数とは、契約取引量を全出荷量で除した後、100を乗じた数とする。） 35以上・・・・・・・・・・10ポイント 28以上・・・・・・・・・・8ポイント 21以上・・・・・・・・・・6ポイント 14以上・・・・・・・・・・4ポイント 7以上・・・・・・・・・・2ポイント	・契約取引量指数の直近値が７以上。 42以上・・・・・・・・・・5ポイント 33以上・・・・・・・・・・4ポイント 25以上・・・・・・・・・・3ポイント 16以上・・・・・・・・・・2ポイント 7以上・・・・・・・・・・1ポイント
65	・契約取引量指数を直近値より７以上増加。 （なお、契約取引量指数とは、契約取引量を全出荷量で除した後、100を乗じた数とする。） 35以上・・・・・・・・・・10ポイント 28以上・・・・・・・・・・8ポイント 21以上・・・・・・・・・・6ポイント 14以上・・・・・・・・・・4ポイント 7以上・・・・・・・・・・2ポイント 又は ・荒茶原料流入量指数を直近値より10以上増加。 （ここで、荒茶原料流入量指数とは、事業実施地区等以外の国内の荒茶製造者から調達される原料荒茶の量を、原料荒茶の全体量で除して、100を乗じた数とする。） 40以上・・・・・・・・・・10ポイント 33以上・・・・・・・・・・8ポイント 25以上・・・・・・・・・・6ポイント 18以上・・・・・・・・・・4ポイント 10以上・・・・・・・・・・2ポイント	・契約取引量指数の直近値が７以上。 42以上・・・・・・・・・・5ポイント 33以上・・・・・・・・・・4ポイント 25以上・・・・・・・・・・3ポイント 16以上・・・・・・・・・・2ポイント 7以上・・・・・・・・・・1ポイント 又は ・荒茶原料流入量指数の直近値が５以上。 25以上・・・・・・・・・・5ポイント 20以上・・・・・・・・・・4ポイント 15以上・・・・・・・・・・3ポイント 10以上・・・・・・・・・・2ポイント 5以上・・・・・・・・・・1ポイント
66	・取引量対全国指数を直近値の３％以上増加。 （なお、取引量対全国指数とは、取引量を全国荒茶生産量で除して、100を乗じた数とする。） 13％以上・・・・・・・・・・10ポイント 11％以上・・・・・・・・・・8ポイント 8％以上・・・・・・・・・・6ポイント 6％以上・・・・・・・・・・4ポイント 3％以上・・・・・・・・・・2ポイント 又は ・時間当たり取引量を直近値の３％以上増加 （なお、時間当たり取引量とは、事業実施地区等における取引全体量を、取引幹旋時間当たりに換算した値とする。） 13％以上・・・・・・・・・・10ポイント	・取引量対全国指数の過去３年間の増加率が２％以上。 7％以上・・・・・・・・・・5ポイント 6％以上・・・・・・・・・・4ポイント 5％以上・・・・・・・・・・3ポイント 3％以上・・・・・・・・・・2ポイント 2％以上・・・・・・・・・・1ポイント 又は ・時間当たり取引量の過去３年間の増加率が２％以上。 7％以上・・・・・・・・・・5ポイント 6％以上・・・・・・・・・・4ポイント 5％以上・・・・・・・・・・3ポイント 3％以上・・・・・・・・・・2ポイント 2％以上・・・・・・・・・・1ポイント

	11%以上・・・・・・・・・・・・・8ポイント 8%以上・・・・・・・・・・・・・6ポイント 6%以上・・・・・・・・・・・・・4ポイント 3%以上・・・・・・・・・・・・・2ポイント	
67	・10a 当たりの単収を直近値の8%以上増加。 （なお、現状の品種に比べて単収の増加がほぼ確実に見込まれる品種への改植を、事業実施地区等において行う場合にあっては、本成果目標を使用しないものとする。） 24%以上・・・・・・・・・・・・・10ポイント 20%以上・・・・・・・・・・・・・8ポイント 16%以上・・・・・・・・・・・・・6ポイント 12%以上・・・・・・・・・・・・・4ポイント 8%以上・・・・・・・・・・・・・2ポイント ※ただし、防霜施設又は病虫害防除施設を整備する場合は、以下の成果目標を選択することも可とする。 ・10a 当たりの単収を事業実施前における過去5年間の単収被害発生年度の10a 当たりの単収に対して8%以上増加。 （なお、単収被害とは、災害等により10a 当たりの単収が5%以上低下した被害とする。） 24%以上・・・・・・・・・・・・・10ポイント 20%以上・・・・・・・・・・・・・8ポイント 16%以上・・・・・・・・・・・・・6ポイント 12%以上・・・・・・・・・・・・・4ポイント 8%以上・・・・・・・・・・・・・2ポイント	・10a 当たりの単収の過去3年間の増加率が4%以上。 12%以上・・・・・・・・・・・・・5ポイント 10%以上・・・・・・・・・・・・・4ポイント 8%以上・・・・・・・・・・・・・3ポイント 6%以上・・・・・・・・・・・・・2ポイント 4%以上・・・・・・・・・・・・・1ポイント ※ただし、防霜施設又は病虫害防除施設を整備する場合は、以下の現況値を選択することも可とする。 ・事業実施地区等における過去5年間の単収被害発生年度以外の10a 当たりの単収の増加率が4%以上。 12%以上・・・・・・・・・・・・・5ポイント 10%以上・・・・・・・・・・・・・4ポイント 8%以上・・・・・・・・・・・・・3ポイント 6%以上・・・・・・・・・・・・・2ポイント 4%以上・・・・・・・・・・・・・1ポイント
68	・10a 当たり生産コスト（費用合計）を直近値の6%以上低減。 18%以上・・・・・・・・・・・・・10ポイント 15%以上・・・・・・・・・・・・・8ポイント 12%以上・・・・・・・・・・・・・6ポイント 9%以上・・・・・・・・・・・・・4ポイント 6%以上・・・・・・・・・・・・・2ポイント 又は ・10a 当たり労働時間を直近値の14%以上低減。 34%以上・・・・・・・・・・・・・10ポイント 29%以上・・・・・・・・・・・・・8ポイント 24%以上・・・・・・・・・・・・・6ポイント 19%以上・・・・・・・・・・・・・4ポイント 14%以上・・・・・・・・・・・・・2ポイント	・10a 当たり生産コスト（費用合計）の過去3年間の低減率が3%以上。 9%以上・・・・・・・・・・・・・5ポイント 8%以上・・・・・・・・・・・・・4ポイント 6%以上・・・・・・・・・・・・・3ポイント 5%以上・・・・・・・・・・・・・2ポイント 3%以上・・・・・・・・・・・・・1ポイント 又は ・10a 当たり労働時間の過去3年間の低減率が7%以上。 17%以上・・・・・・・・・・・・・5ポイント 15%以上・・・・・・・・・・・・・4ポイント 12%以上・・・・・・・・・・・・・3ポイント 10%以上・・・・・・・・・・・・・2ポイント 7%以上・・・・・・・・・・・・・1ポイント
69	・産物1kg当たり生産コストを直近値の2%以上低減。 （なお、生産コストとは、産物の加工等に要する費用の合計とする。） 15%以上・・・・・・・・・・・・・10ポイント 12%以上・・・・・・・・・・・・・8ポイント 9%以上・・・・・・・・・・・・・6ポイント 5%以上・・・・・・・・・・・・・4ポイント 2%以上・・・・・・・・・・・・・2ポイント	・産物1kg当たり生産コストの過去3年間の低減率が1.0%以上。 28.0%以上・・・・・・・・・・・・・5ポイント 21.3%以上・・・・・・・・・・・・・4ポイント 14.5%以上・・・・・・・・・・・・・3ポイント 7.8%以上・・・・・・・・・・・・・2ポイント 1.0%以上・・・・・・・・・・・・・1ポイント
70	・施設利用料徴収指数を直近値の2%以上低減。 （ここで、施設利用料徴収指数とは、施設利用料金を荒茶販売金額で除し、100を乗じた数とする。） 23%以上・・・・・・・・・・・・・10ポイント 18%以上・・・・・・・・・・・・・8ポイント 13%以上・・・・・・・・・・・・・6ポイント 7%以上・・・・・・・・・・・・・4ポイント 2%以上・・・・・・・・・・・・・2ポイント	・施設利用料徴収指数の過去3年間の低減率が1%以上。 11%以上・・・・・・・・・・・・・5ポイント 9%以上・・・・・・・・・・・・・4ポイント 6%以上・・・・・・・・・・・・・3ポイント 4%以上・・・・・・・・・・・・・2ポイント 1%以上・・・・・・・・・・・・・1ポイント
71	・主要品種指数を直近値の2%以上低減。 （なお、主要品種指数とは、事業実施地区等における茶品種「やぶきた」の量を、当該年の全体量で除し、100を乗じた数と	・直近の主要品種指数が75以下。 50以下・・・・・・・・・・・・・5ポイント 56以下・・・・・・・・・・・・・4ポイント

	する。) 34%以上・・・10ポイント 26%以上・・・8ポイント 18%以上・・・6ポイント 10%以上・・・4ポイント 2%以上・・・2ポイント	63以下・・・3ポイント 69以下・・・2ポイント 75以下・・・1ポイント
72	・無化学農薬栽培指数を直近値より2以上増加。 (なお、無化学農薬栽培指数とは、化学合成農薬を使用しない栽培(特定国への輸出に対応可能なごく一部の化学合成農薬のみを使用する場合を含む。)を行う面積を茶栽培面積全体で除し、100を乗じた数とする。) 22以上・・・10ポイント 17以上・・・8ポイント 12以上・・・6ポイント 7以上・・・4ポイント 2以上・・・2ポイント	・直近の無化学農薬栽培指数が2以上。 24以上・・・5ポイント 19以上・・・4ポイント 13以上・・・3ポイント 8以上・・・2ポイント 2以上・・・1ポイント
73	・仕向先多様化指数を直近値より25以上増加。 (なお、仕向先多様化指数とは、既存のリーフ茶製品以外の茶製品(ティーバック、抹茶、ドリンク等)への仕向量を全仕向量で除し、100を乗じた数とする。) 45以上・・・10ポイント 40以上・・・8ポイント 35以上・・・6ポイント 30以上・・・4ポイント 25以上・・・2ポイント	・直近の仕向先多様化指数が13以上。 35以上・・・5ポイント 30以上・・・4ポイント 24以上・・・3ポイント 19以上・・・2ポイント 13以上・・・1ポイント
74	・主要茶種指数を直近値の6%以上低減。 (なお、主要茶種指数とは、事業実施地区等における茶種「せん茶」の量を当該年の全体量で除し、100を乗じた数とする。) 24%以上・・・10ポイント 20%以上・・・8ポイント 15%以上・・・6ポイント 11%以上・・・4ポイント 6%以上・・・2ポイント	・直近の主要茶種指数が66以下。 50以下・・・5ポイント 54以下・・・4ポイント 58以下・・・3ポイント 62以下・・・2ポイント 66以下・・・1ポイント
75	・仕向先多様化指数を直近値より25以上増加。 (なお、仕向先多様化指数とは、既存のリーフ茶製品以外の茶製品(ティーバック、抹茶、ドリンク等)への仕向量を全仕向量で除し、100を乗じた数とする。) 45以上・・・10ポイント 40以上・・・8ポイント 35以上・・・6ポイント 30以上・・・4ポイント 25以上・・・2ポイント 又は ・主要茶種指数を直近値の6%以上低減。 (なお、主要茶種指数とは、事業実施地区等における茶種「せん茶」の量を、当該年の全体量で除し、100を乗じた数とする。) 24%以上・・・10ポイント 20%以上・・・8ポイント 15%以上・・・6ポイント 11%以上・・・4ポイント 6%以上・・・2ポイント	・直近の仕向先多様化指数が13以上。 35以上・・・5ポイント 30以上・・・4ポイント 24以上・・・3ポイント 19以上・・・2ポイント 13以上・・・1ポイント 又は ・直近の主要茶種指数が66以下。 50以下・・・5ポイント 54以下・・・4ポイント 58以下・・・3ポイント 62以下・・・2ポイント 66以下・・・1ポイント
76	・事業実施地区等において、防霜対策未実施面積における防霜対策の実施率が20%以上増加。 100%・・・10ポイント 80%以上・・・8ポイント 60%以上・・・6ポイント	・事業実施地区等において、防霜対策の未実施率が19%未満 1%未満・・・5ポイント 5%未満・・・4ポイント 9%未満・・・3ポイント

		40%以上・・・4ポイント 20%以上・・・2ポイント	14%未満・・・2ポイント 19%未満・・・1ポイント
	77	・事業実施地区等において、茶栽培面積のうち晩生品種の作付割合が直近より2ポイント以上増加。 11ポイント以上・・・10ポイント 8ポイント以上・・・8ポイント 6ポイント以上・・・6ポイント 4ポイント以上・・・4ポイント 2ポイント以上・・・2ポイント	・事業実施地区等において、茶栽培面積のうち晩生品種の作付割合が直近の県平均と比較して、1ポイント以上。 6ポイント以上・・・5ポイント 4ポイント以上・・・4ポイント 3ポイント以上・・・3ポイント 2ポイント以上・・・2ポイント 1ポイント以上・・・1ポイント
いぐさ・畳表	78	・高品質品種の作付割合を2ポイント以上増加。 12ポイント以上・・・10ポイント 10ポイント以上・・・8ポイント 7ポイント以上・・・6ポイント 5ポイント以上・・・4ポイント 2ポイント以上・・・2ポイント	・高品質品種の作付割合が県平均と比較して1ポイント以上高い。 5ポイント以上・・・5ポイント 4ポイント以上・・・4ポイント 3ポイント以上・・・3ポイント 2ポイント以上・・・2ポイント 1ポイント以上・・・1ポイント
	79	・銘柄品畳表の出荷割合を2ポイント以上増加。 11ポイント以上・・・10ポイント 9ポイント以上・・・8ポイント 7ポイント以上・・・6ポイント 4ポイント以上・・・4ポイント 2ポイント以上・・・2ポイント	・銘柄品畳表の出荷割合が県平均と比較して0.8ポイント以上高い。 4.0ポイント以上・・・5ポイント 3.2ポイント以上・・・4ポイント 2.4ポイント以上・・・3ポイント 1.6ポイント以上・・・2ポイント 0.8ポイント以上・・・1ポイント
	80	・畳表一枚当たり（ただし、いぐさの生産過程に係る育苗から乾燥までの施設にあつては10a当たり）労働時間を6%以上削減。 17%以上・・・10ポイント 14%以上・・・8ポイント 11%以上・・・6ポイント 9%以上・・・4ポイント 6%以上・・・2ポイント	・畳表一枚当たり（ただし、いぐさの生産過程に係る育苗から乾燥までの施設にあつては10a当たり）労働時間が県平均と比較して1%以上短い。 6%以上・・・5ポイント 5%以上・・・4ポイント 4%以上・・・3ポイント 2%以上・・・2ポイント 1%以上・・・1ポイント
	81	・一戸当たり作付面積を3%以上増加。 15%以上・・・10ポイント 12%以上・・・8ポイント 9%以上・・・6ポイント 6%以上・・・4ポイント 3%以上・・・2ポイント	・一戸当たり作付面積が県平均と比較して1%以上大きい。 6%以上・・・5ポイント 5%以上・・・4ポイント 4%以上・・・3ポイント 2%以上・・・2ポイント 1%以上・・・1ポイント
	82	・QRコード等による生産履歴付き畳表の出荷割合を6ポイント以上増加。 28ポイント以上・・・10ポイント 22ポイント以上・・・8ポイント 17ポイント以上・・・6ポイント 11ポイント以上・・・4ポイント 6ポイント以上・・・2ポイント	・QRコード等による生産履歴付き畳表の出荷割合が県平均と比較して2ポイント以上高い。 11ポイント以上・・・5ポイント 9ポイント以上・・・4ポイント 7ポイント以上・・・3ポイント 4ポイント以上・・・2ポイント 2ポイント以上・・・1ポイント
	83	・畳表JASの格付割合を5ポイント以上増加。 26ポイント以上・・・10ポイント 21ポイント以上・・・8ポイント 16ポイント以上・・・6ポイント 10ポイント以上・・・4ポイント 5ポイント以上・・・2ポイント	・畳表JASの格付割合が県平均と比較して2ポイント以上高い。 10ポイント以上・・・5ポイント 8ポイント以上・・・4ポイント 6ポイント以上・・・3ポイント 4ポイント以上・・・2ポイント 2ポイント以上・・・1ポイント
その他の畑作物 ・地域特産物	84	・契約栽培による生産数量又は収穫面積を10ポイント以上増加。 ※蚕糸については、蚕糸・絹業提携支援緊急対策事業において	・事業実施地区における生産数量又は作付面積のうち契約栽培の割合が30.0%以上。 ※蚕糸については、蚕糸・絹業提携支援緊急対策事業において

	て、蚕糸・絹業提携システムに移行する者の生産数量も含む。 35ポイント以上・・・・・・・・・・10ポイント 28ポイント以上・・・・・・・・・・8ポイント 22ポイント以上・・・・・・・・・・6ポイント 16ポイント以上・・・・・・・・・・4ポイント 10ポイント以上・・・・・・・・・・2ポイント	て、蚕糸・絹業提携システムに移行している者の生産数量も含む。 60.0%以上・・・・・・・・・・5ポイント 52.5%以上・・・・・・・・・・4ポイント 45.0%以上・・・・・・・・・・3ポイント 37.5%以上・・・・・・・・・・2ポイント 30.0%以上・・・・・・・・・・1ポイント
85	・10 a 当たりの生産コスト（物財費）を5 %以上削減。 17%以上・・・・・・・・・・10ポイント 14%以上・・・・・・・・・・8ポイント 11%以上・・・・・・・・・・6ポイント 8 %以上・・・・・・・・・・4ポイント 5 %以上・・・・・・・・・・2ポイント	・10 a 当たりの生産コスト（物財費）が、統計部、地方自治体又は日本たばこ産業株式会社等の調査における平均と比較して100%以下。 86%以下・・・・・・・・・・5ポイント 90%以下・・・・・・・・・・4ポイント 93%以下・・・・・・・・・・3ポイント 97%以下・・・・・・・・・・2ポイント 100%以下・・・・・・・・・・1ポイント 又は ・そばについては、全国そば生産者表彰事業における優良事例の平均（14,000円/10 a）と比較して107%以下。 93%以下・・・・・・・・・・5ポイント 97%以下・・・・・・・・・・4ポイント 100%以下・・・・・・・・・・3ポイント 103%以下・・・・・・・・・・2ポイント 107%以下・・・・・・・・・・1ポイント
86	・事業実施主体の油糧作物の生産コスト（費用合計）を5 %以上削減。 17%以上・・・・・・・・・・10ポイント 14%以上・・・・・・・・・・8ポイント 11%以上・・・・・・・・・・6ポイント 8 %以上・・・・・・・・・・4ポイント 5 %以上・・・・・・・・・・2ポイント	・事業実施主体の油糧作物の生産コスト（費用合計）が、統計部、地方自治体等の調査における平均と比較して115%以下。 100%以下・・・・・・・・・・5ポイント 103%以下・・・・・・・・・・4ポイント 107%以下・・・・・・・・・・3ポイント 111%以下・・・・・・・・・・2ポイント 115%以下・・・・・・・・・・1ポイント
87	・10 a 当たり労働時間を10%以上削減。 30%以上・・・・・・・・・・10ポイント 25%以上・・・・・・・・・・8ポイント 20%以上・・・・・・・・・・6ポイント 15%以上・・・・・・・・・・4ポイント 10%以上・・・・・・・・・・2ポイント	・事業実施地区等における現在の10 a 当たり労働時間が、統計部、地方自治体又は日本たばこ産業株式会社等の調査における平均と比較して100%以下 72%以下・・・・・・・・・・5ポイント 79%以下・・・・・・・・・・4ポイント 86%以下・・・・・・・・・・3ポイント 93%以下・・・・・・・・・・2ポイント 100%以下・・・・・・・・・・1ポイント 又は ・そばについては、全国そば生産者表彰事業における優良事例の平均（5.0h/10 a）と比較して114%以下。 86%以下・・・・・・・・・・5ポイント 93%以下・・・・・・・・・・4ポイント 100%以下・・・・・・・・・・3ポイント 107%以下・・・・・・・・・・2ポイント 114%以下・・・・・・・・・・1ポイント
88	・既存の品種からより品質や収量の安定した新品種等へ転換する作付面積の割合が15ポイント以上増加。 ※なたねについては、低エルシン酸品種をいう。 ※そばについては、H11以降に育成された品種をいう。 ※こんにゃくいもについては、H14以降に育成された品種をいう。 ※蚕については、特徴のある蚕品種（特徴のある蚕品種とは、繭糸が細い、節が少ない、染色性に優れている等の蚕品種（「ぐんま200」、「新小石丸」、「世紀二一」等））をいう。 25ポイント以上・・・・・・・・・・10ポイント 22.5ポイント以上・・・・・・・・・・8ポイント	・既存の品種より品質や収量の安定した新品種等の作付面積の割合が16%以上。 ※なたねについては、低エルシン酸品種をいう。 ※そばについては、H11以降に育成された品種をいう ※こんにゃくいもについては、H14以降に育成された品種をいう。 ※蚕については、特徴のある蚕品種（特徴のある蚕品種とは、繭糸が細い、節が少ない、染色性に優れている等の蚕品種（「ぐんま200」、「新小石丸」、「世紀二一」等））をいう。 20%以上・・・・・・・・・・5ポイント

	20ポイント以上・・・・・・・・・・6ポイント 17.5ポイント以上・・・・・・・・・・4ポイント 15ポイント以上・・・・・・・・・・2ポイント	19%以上・・・・・・・・・・4ポイント 18%以上・・・・・・・・・・3ポイント 17%以上・・・・・・・・・・2ポイント 16%以上・・・・・・・・・・1ポイント
89	・搾油歩留まりが現状に対して5ポイント以上向上。 10ポイント以上・・・・・・・・・・10ポイント 8ポイント以上・・・・・・・・・・8ポイント 7ポイント以上・・・・・・・・・・6ポイント 6ポイント以上・・・・・・・・・・4ポイント 5ポイント以上・・・・・・・・・・2ポイント	・現状の搾油歩留まりが25%以上。 37%以上・・・・・・・・・・5ポイント 34%以上・・・・・・・・・・4ポイント 31%以上・・・・・・・・・・3ポイント 28%以上・・・・・・・・・・2ポイント 25%以上・・・・・・・・・・1ポイント
90	・葉たばこの上位等級（A品）比率が、現状に対して5ポイント以上高い。 13ポイント以上・・・・・・・・・・10ポイント 11ポイント以上・・・・・・・・・・8ポイント 9ポイント以上・・・・・・・・・・6ポイント 7ポイント以上・・・・・・・・・・4ポイント 5ポイント以上・・・・・・・・・・2ポイント	・事業実施地区等における現在の葉たばこの上位等級（A品）比率が、全国平均に対して5%以上高い。 13%以上・・・・・・・・・・5ポイント 11%以上・・・・・・・・・・4ポイント 9%以上・・・・・・・・・・3ポイント 7%以上・・・・・・・・・・2ポイント 5%以上・・・・・・・・・・1ポイント
91	・単収を8%以上増加。 18%以上・・・・・・・・・・10ポイント 15.5%以上・・・・・・・・・・8ポイント 13%以上・・・・・・・・・・6ポイント 10.5%以上・・・・・・・・・・4ポイント 8%以上・・・・・・・・・・2ポイント	・現状の事業実施地区における単収が作物統計等における同一年度又は平均の単収に対して2%以上高い。 8%以上・・・・・・・・・・5ポイント 6.5%以上・・・・・・・・・・4ポイント 5%以上・・・・・・・・・・3ポイント 3.5%以上・・・・・・・・・・2ポイント 2%以上・・・・・・・・・・1ポイント 又は ・事業実施地区における排水対策実施面積の割合が65%以上。 85%以上・・・・・・・・・・5ポイント 80%以上・・・・・・・・・・4ポイント 75%以上・・・・・・・・・・3ポイント 70%以上・・・・・・・・・・2ポイント 65%以上・・・・・・・・・・1ポイント
92	・既存の品種からより品質や収量の安定した新品種等へ転換する作付面積の割合が15ポイント以上増加。 ※なたねについては、低エルシン酸品種をいう。 ※そばについては、H11以降に育成された品種をいう。 25ポイント以上・・・・・・・・・・10ポイント 22.5ポイント以上・・・・・・・・・・8ポイント 20ポイント以上・・・・・・・・・・6ポイント 17.5ポイント以上・・・・・・・・・・4ポイント 15ポイント以上・・・・・・・・・・2ポイント	・既存の品種より品質や収量の安定した新品種等の作付面積の割合が16%以上。 ※なたねについては、低エルシン酸品種をいう。 ※そばについては、H11以降に育成された品種をいう。 40%以上・・・・・・・・・・5ポイント 34%以上・・・・・・・・・・4ポイント 28%以上・・・・・・・・・・3ポイント 22%以上・・・・・・・・・・2ポイント 16%以上・・・・・・・・・・1ポイント
93	・地場加工、農村レストラン等によって向上する販売価格（原料価格に換算）が50%以上増加。 150%以上・・・・・・・・・・10ポイント 125%以上・・・・・・・・・・8ポイント 100%以上・・・・・・・・・・6ポイント 75%以上・・・・・・・・・・4ポイント 50%以上・・・・・・・・・・2ポイント	・販売価格が全国農業同組合連合会による販売価格等の平均的な価格と比較して88%以上。 ※そばについては、前年産の作付品種の販売価格が日経平均価格と比較して88%以上。 112%以上・・・・・・・・・・5ポイント 106%以上・・・・・・・・・・4ポイント 100%以上・・・・・・・・・・3ポイント 94%以上・・・・・・・・・・2ポイント 88%以上・・・・・・・・・・1ポイント
94	・地場加工、農村レストラン等へ仕向けられる生産数量又は収穫面積が10ポイント以上増加。 35ポイント以上・・・・・・・・・・10ポイント 28ポイント以上・・・・・・・・・・8ポイント 22ポイント以上・・・・・・・・・・6ポイント 16ポイント以上・・・・・・・・・・4ポイント	・地場加工、農村レストラン等へ仕向けられる生産数量または収穫面積の割合が30%以上。 50%以上・・・・・・・・・・5ポイント 45%以上・・・・・・・・・・4ポイント 40%以上・・・・・・・・・・3ポイント 35%以上・・・・・・・・・・2ポイント

		10ポイント以上・・・・・・・・・・2ポイント	30%以上・・・・・・・・・・1ポイント
果樹	95	・当該品目の秀品その他品質の上位規格品（大きさ、外観品質、内部品質）の割合を3ポイント以上増加。 15ポイント以上・・・・・・・・・・10ポイント 12ポイント以上・・・・・・・・・・8ポイント 9ポイント以上・・・・・・・・・・6ポイント 6ポイント以上・・・・・・・・・・4ポイント 3ポイント以上・・・・・・・・・・2ポイント	・過去5年間の当該品目の秀品その他品質の上位規格品（大きさ、外観品質、内部品質）の割合が3.0ポイント以上増加。 16.0ポイント以上・・・・・・・・・・5ポイント 12.8ポイント以上・・・・・・・・・・4ポイント 9.5ポイント以上・・・・・・・・・・3ポイント 6.3ポイント以上・・・・・・・・・・2ポイント 3.0ポイント以上・・・・・・・・・・1ポイント ※「過去5年間」とは、直近2年間の平均値と直近年の4年前及び5年前の平均値との比較とする。
	96	・当該品目の全出荷量又は全作付面積に占めるブランド品（地域団体商標等、他との差別化により有利販売を図ったものであり、明確な基準、根拠があるもの）の割合を1ポイント以上増加。 9ポイント以上・・・・・・・・・・10ポイント 7ポイント以上・・・・・・・・・・8ポイント 5ポイント以上・・・・・・・・・・6ポイント 3ポイント以上・・・・・・・・・・4ポイント 1ポイント以上・・・・・・・・・・2ポイント	・現状の当該品目の全出荷量又は全作付面積に占めるブランド品（地域団体商標等、他との差別化により有利販売を図ったものであり、明確な基準、根拠があるもの）の割合が1.0%以上。 38.0%以上・・・・・・・・・・5ポイント 28.8%以上・・・・・・・・・・4ポイント 19.5%以上・・・・・・・・・・3ポイント 10.3%以上・・・・・・・・・・2ポイント 1.0%以上・・・・・・・・・・1ポイント
	97	・当該品目の全出荷量又は全栽培面積のうち、都道府県の果樹農業振興計画に定める若しくは定める予定になっている振興品目の品種、都道府県の奨励品種又は果樹産地構造改革計画における振興品目・品種の出荷量又は栽培面積の割合が3ポイント以上増加。 15ポイント以上・・・・・・・・・・10ポイント 12ポイント以上・・・・・・・・・・8ポイント 9ポイント以上・・・・・・・・・・6ポイント 6ポイント以上・・・・・・・・・・4ポイント 3ポイント以上・・・・・・・・・・2ポイント	・現状の全出荷量又は全栽培面積のうち、都道府県の果樹農業振興計画に定める若しくは定める予定になっている振興品種、都道府県の奨励品種又は果樹産地構造改革計画における振興品種の出荷量又は栽培面積の割合が3.0%以上。 24.0%以上・・・・・・・・・・5ポイント 18.8%以上・・・・・・・・・・4ポイント 13.5%以上・・・・・・・・・・3ポイント 8.3%以上・・・・・・・・・・2ポイント 3.0%以上・・・・・・・・・・1ポイント
	98	・当該品目の10 a 当たり収量を3%以上増加。 15%以上・・・・・・・・・・10ポイント 12%以上・・・・・・・・・・8ポイント 9%以上・・・・・・・・・・6ポイント 6%以上・・・・・・・・・・4ポイント 3%以上・・・・・・・・・・2ポイント	・現状の当該品目の10 a 当たり収量が「果樹生産出荷統計」又は「特産果樹生産動態等調査」における全国又は当該都道府県の平均収量に対して3%以上高い。 15%以上・・・・・・・・・・5ポイント 12%以上・・・・・・・・・・4ポイント 9%以上・・・・・・・・・・3ポイント 6%以上・・・・・・・・・・2ポイント 3%以上・・・・・・・・・・1ポイント
	99	・当該品目の生産コスト（単位面積又は単位収量当たりの費用合計）又は流通コスト（単位面積又は単位収量当たりの集出荷・販売経費（卸売手数料を除く。））を5%以上縮減。 20%以上・・・・・・・・・・10ポイント 16%以上・・・・・・・・・・8ポイント 13%以上・・・・・・・・・・6ポイント 9%以上・・・・・・・・・・4ポイント 5%以上・・・・・・・・・・2ポイント ※一つの取組において、本成果目標のうち「生産コスト」を選択した場合は、類別100の成果目標を選択することはできない。 ※一つの取組において、本成果目標のうち「単位収量当たりの費用合計」を選択した場合は、類別98の成果目標を選択することはできない。	・現状の当該品目の生産コスト（単位面積又は単位収量当たりの費用合計）又は流通コスト（単位面積又は単位収量当たりの集出荷・販売経費（卸売手数料を除く。））が全国または当該都道府県の平均値に対して3.0%以上低い。 22.0%以上・・・・・・・・・・5ポイント 17.3%以上・・・・・・・・・・4ポイント 12.5%以上・・・・・・・・・・3ポイント 7.8%以上・・・・・・・・・・2ポイント 3.0%以上・・・・・・・・・・1ポイント
	100	・当該品目の単位面積又は単位収量当たり労働時間を5%以上縮減。 33%以上・・・・・・・・・・10ポイント 26%以上・・・・・・・・・・8ポイント 19%以上・・・・・・・・・・6ポイント 12%以上・・・・・・・・・・4ポイント	・現状の当該品目の単位面積又は単位収量当たり労働時間が全国又は当該都道府県の平均値に対して3%以上短い。 20%以上・・・・・・・・・・5ポイント 15%以上・・・・・・・・・・4ポイント 10%以上・・・・・・・・・・3ポイント 5%以上・・・・・・・・・・2ポイント

	5 %以上・・・・・・・・・・2 ポイント ※一つの取組において、本成果目標を選択した場合は、類別99のうち「生産コスト」の成果目標を選択することはできない。 ※一つの取組において、本成果目標のうち「単位収量当たりの労働時間」を選択した場合は、類別98の成果目標を選択することはできない。	3 %以上・・・・・・・・・・1 ポイント
101	・当該品目の全出荷量又は全栽培面積に占める契約取引の割合を3 ポイント以上増加。 15ポイント以上・・・・・・・・・・10ポイント 12ポイント以上・・・・・・・・・・8 ポイント 9 ポイント以上・・・・・・・・・・6 ポイント 6 ポイント以上・・・・・・・・・・4 ポイント 3 ポイント以上・・・・・・・・・・2 ポイント	・現状の当該品目の全出荷量又は全栽培面積に占める契約取引の割合が3.0%以上。 34.0%以上・・・・・・・・・・5 ポイント 26.3%以上・・・・・・・・・・4 ポイント 18.5%以上・・・・・・・・・・3 ポイント 10.8%以上・・・・・・・・・・2 ポイント 3.0%以上・・・・・・・・・・1 ポイント
102	・当該品目の全出荷量又は全栽培面積に占める加工向けの割合を3 ポイント以上増加。 15ポイント以上・・・・・・・・・・10ポイント 12ポイント以上・・・・・・・・・・8 ポイント 9 ポイント以上・・・・・・・・・・6 ポイント 6 ポイント以上・・・・・・・・・・4 ポイント 3 ポイント以上・・・・・・・・・・2 ポイント	・現状の当該品目の全出荷量又は全栽培面積に占める加工向けの割合が3 %以上。 15%以上・・・・・・・・・・5 ポイント 12%以上・・・・・・・・・・4 ポイント 9 %以上・・・・・・・・・・3 ポイント 6 %以上・・・・・・・・・・2 ポイント 3 %以上・・・・・・・・・・1 ポイント
103	・当該品目の全出荷量又は全出荷額に占める海外向けの割合を1 ポイント以上増加。 5 ポイント以上・・・・・・・・・・10ポイント 4 ポイント以上・・・・・・・・・・8 ポイント 3 ポイント以上・・・・・・・・・・6 ポイント 2 ポイント以上・・・・・・・・・・4 ポイント 1 ポイント以上・・・・・・・・・・2 ポイント	・現状の当該品目の全出荷量又は全出荷額に占める輸出向けの割合が1 %以上。 5 %以上・・・・・・・・・・5 ポイント 4 %以上・・・・・・・・・・4 ポイント 3 %以上・・・・・・・・・・3 ポイント 2 %以上・・・・・・・・・・2 ポイント 1 %以上・・・・・・・・・・1 ポイント
104	・当該品目の秀品その他品質の上位規格品（大きさ、外観品質、内部品質）の割合が、事業実施前5カ年の被害（病虫害を除く。）発生年度の平均上位規格品割合に対して5 ポイント以上高い。 20ポイント以上・・・・・・・・・・10ポイント 16ポイント以上・・・・・・・・・・8 ポイント 13ポイント以上・・・・・・・・・・6 ポイント 9 ポイント以上・・・・・・・・・・4 ポイント 5 ポイント以上・・・・・・・・・・2 ポイント ※「被害発生年度」とは、当該産地において、市町村が被害額を計上した年度をいう。	・過去5年間の当該品目の秀品その他品質の上位規格品（大きさ、外観品質、内部品質）の割合が3 ポイント以上増加。 15ポイント以上・・・・・・・・・・5 ポイント 12ポイント以上・・・・・・・・・・4 ポイント 9 ポイント以上・・・・・・・・・・3 ポイント 6 ポイント以上・・・・・・・・・・2 ポイント 3 ポイント以上・・・・・・・・・・1 ポイント ※「過去5年間」とは、直近2年間の平均値と直近年の4年前及び5年前の平均値との比較とする。
105	・当該品目の10 a 当たりの収量が、事業実施前5カ年の被害（病虫害を除く。）発生年度の平均収量に対して5 %以上高い。 32%以上・・・・・・・・・・10ポイント 25%以上・・・・・・・・・・8 ポイント 19%以上・・・・・・・・・・6 ポイント 12%以上・・・・・・・・・・4 ポイント 5 %以上・・・・・・・・・・2 ポイント	・現状の当該品目の10 a 当たり収量が「果樹生産出荷統計」又は「特産果樹生産動態等調査」における全国又は当該都道府県の平均収量に対して3.0%以上高い。 40.0%以上・・・・・・・・・・5 ポイント 30.8%以上・・・・・・・・・・4 ポイント 21.5%以上・・・・・・・・・・3 ポイント 12.3%以上・・・・・・・・・・2 ポイント 3.0%以上・・・・・・・・・・1 ポイント ※一つの取組において、本現況値を選択した場合は、類別106の現況値を選択することはできない。
106	・当該品目の目標年度までの病虫害による平均被害率を5 ポイント以上低減。 20ポイント以上・・・・・・・・・・10ポイント 16ポイント以上・・・・・・・・・・8 ポイント 13ポイント以上・・・・・・・・・・6 ポイント 9 ポイント以上・・・・・・・・・・4 ポイント 5 ポイント以上・・・・・・・・・・2 ポイント ※一つの取組において、本成果目標を選択した場合は、類別98	・現状の当該品目の10 a 当たり収量が「果樹生産出荷統計」又は「特産果樹生産動態等調査」における全国又は当該都道府県の平均収量に対して3 %以上高い。 15%以上・・・・・・・・・・5 ポイント 12%以上・・・・・・・・・・4 ポイント 9 %以上・・・・・・・・・・3 ポイント 6 %以上・・・・・・・・・・2 ポイント 3 %以上・・・・・・・・・・1 ポイント

		の成果目標を選択することはできない。 ※防風施設のうち、ネット式鋼管施設を整備する場合は、本成果目標を選択することはできない。	※一つの取組において、本現況値を選択した場合は、類別105の現況値を選択することはできない。
野菜	107	・当該品目の秀品その他品質の上位規格品（大きさ、外観品質、内部品質）の割合を3ポイント以上増加。 15ポイント以上・・・・・・・・・・10ポイント 12ポイント以上・・・・・・・・・・8ポイント 9ポイント以上・・・・・・・・・・6ポイント 6ポイント以上・・・・・・・・・・4ポイント 3ポイント以上・・・・・・・・・・2ポイント	・現状の当該品目の販売価格が、事業実施地区の主要取引市場における卸売価格の平均値に対して3%以上高い。 27%以上・・・・・・・・・・5ポイント 21%以上・・・・・・・・・・4ポイント 15%以上・・・・・・・・・・3ポイント 9%以上・・・・・・・・・・2ポイント 3%以上・・・・・・・・・・1ポイント
	108	・当該品目の全出荷量に占めるブランド野菜（地域団体商標、伝統野菜等、他との差別化により有利販売を図ったものであり、明確な基準、根拠があるもの）の割合を5ポイント以上増加。 25ポイント以上・・・・・・・・・・10ポイント 20ポイント以上・・・・・・・・・・8ポイント 15ポイント以上・・・・・・・・・・6ポイント 10ポイント以上・・・・・・・・・・4ポイント 5ポイント以上・・・・・・・・・・2ポイント	・現状の当該品目の全出荷量に占めるブランド野菜（地域団体商標、伝統野菜等、他との差別化により有利販売を図ったものであり、明確な基準、根拠があるもの）の割合が5.0%以上。 30.0%以上・・・・・・・・・・5ポイント 23.8%以上・・・・・・・・・・4ポイント 17.5%以上・・・・・・・・・・3ポイント 11.3%以上・・・・・・・・・・2ポイント 5.0%以上・・・・・・・・・・1ポイント
	109	・当該品目の10 a 当たり収量を3%以上増加。 15%以上・・・・・・・・・・10ポイント 12%以上・・・・・・・・・・8ポイント 9%以上・・・・・・・・・・6ポイント 6%以上・・・・・・・・・・4ポイント 3%以上・・・・・・・・・・2ポイント ※一つの取組において、本成果目標を選択した場合は、類別117の成果目標を選択することはできない。	・現状の当該品目の10 a 当たり収量が、「野菜生産出荷統計」又は「地域特産野菜の生産状況」における全国又は当該都道府県の平均収量に対して3.0%以上高い。 62.0%以上・・・・・・・・・・5ポイント 47.3%以上・・・・・・・・・・4ポイント 32.5%以上・・・・・・・・・・3ポイント 17.8%以上・・・・・・・・・・2ポイント 3.0%以上・・・・・・・・・・1ポイント
	110	・当該品目の生産コスト（単位面積又は単位収量当たりの費用合計）又は流通コスト（単位面積又は単位収量当たりの集出荷・販売経費（卸売手数料を除く。））を5%以上縮減。 21%以上・・・・・・・・・・10ポイント 17%以上・・・・・・・・・・8ポイント 13%以上・・・・・・・・・・6ポイント 9%以上・・・・・・・・・・4ポイント 5%以上・・・・・・・・・・2ポイント ※一つの取組において、本成果目標のうち「生産コスト」を選択した場合は、類別111の成果目標を選択することはできない。 ※一つの取組において、本成果目標のうち「単位収量当たりの費用合計」を選択した場合は、類別109の成果目標を選択することはできない。	・現状の当該品目の生産コスト（単位面積又は単位収量当たりの費用合計）又は流通コスト（単位面積又は単位収量当たりの集出荷・販売経費（卸売手数料を除く。））が全国または当該都道府県の平均値に対して3.0%以上低い。 60.0%以上・・・・・・・・・・5ポイント 45.8%以上・・・・・・・・・・4ポイント 31.5%以上・・・・・・・・・・3ポイント 17.3%以上・・・・・・・・・・2ポイント 3.0%以上・・・・・・・・・・1ポイント
	111	・当該品目の単位面積当たり又は単位収量当たりの労働時間を5%以上縮減。 41%以上・・・・・・・・・・10ポイント 31%以上・・・・・・・・・・8ポイント 21%以上・・・・・・・・・・6ポイント 11%以上・・・・・・・・・・4ポイント 5%以上・・・・・・・・・・2ポイント ※一つの取組において、本成果目標を選択した場合は、類別110のうち「生産コスト」の成果目標を選択することはできない。 ※一つの取組において、本成果目標のうち「単位収量当たりの労働時間」を選択した場合は、類別109の成果目標を選択することはできない。	・現状の当該品目の単位面積当たり又は単位収量当たり労働時間が、全国又は当該都道府県の平均値に対して3.0%以上短い。 24.0%以上・・・・・・・・・・5ポイント 18.8%以上・・・・・・・・・・4ポイント 13.5%以上・・・・・・・・・・3ポイント 8.3%以上・・・・・・・・・・2ポイント 3.0%以上・・・・・・・・・・1ポイント
	112	・当該品目の全出荷量に占める契約取引の割合を5ポイント以上増加。 33ポイント以上・・・・・・・・・・10ポイント 26ポイント以上・・・・・・・・・・8ポイント	・現状の当該品目の全出荷量に占める契約取引の割合が5.0%以上。 48.0%以上・・・・・・・・・・5ポイント 37.3%以上・・・・・・・・・・4ポイント

		19ポイント以上・・・・・・・・・・6ポイント 12ポイント以上・・・・・・・・・・4ポイント 5ポイント以上・・・・・・・・・・2ポイント	26.5%以上・・・・・・・・・・3ポイント 15.8%以上・・・・・・・・・・2ポイント 5.0%以上・・・・・・・・・・1ポイント
	113	・当該品目の全出荷量に占める加工向け又は外食・中食向けの割合を5ポイント以上増加。 25ポイント以上・・・・・・・・・・10ポイント 20ポイント以上・・・・・・・・・・8ポイント 15ポイント以上・・・・・・・・・・6ポイント 10ポイント以上・・・・・・・・・・4ポイント 5ポイント以上・・・・・・・・・・2ポイント	・現状の当該品目の全出荷量に占める加工向け又は外食・中食向けの割合が5%以上。 49%以上・・・・・・・・・・5ポイント 38%以上・・・・・・・・・・4ポイント 27%以上・・・・・・・・・・3ポイント 16%以上・・・・・・・・・・2ポイント 5%以上・・・・・・・・・・1ポイント
	114	・当該品目の出荷量又は出荷額に占める海外向けの割合を1ポイント以上増加。 5ポイント以上・・・・・・・・・・10ポイント 4ポイント以上・・・・・・・・・・8ポイント 3ポイント以上・・・・・・・・・・6ポイント 2ポイント以上・・・・・・・・・・4ポイント 1ポイント以上・・・・・・・・・・2ポイント	・現状の当該品目の全出荷量又は全作付面積に占める輸出向け出荷量又は作付面積の割合が5%以上。 25%以上・・・・・・・・・・5ポイント 20%以上・・・・・・・・・・4ポイント 15%以上・・・・・・・・・・3ポイント 10%以上・・・・・・・・・・2ポイント 5%以上・・・・・・・・・・1ポイント
	115	・当該品目の秀品その他品質の上位規格品（大きさ、外観品質、内部品質）の割合が、事業実施前5カ年の被害（病虫害を除く。）発生年度の平均上位規格品割合に対して5ポイント以上高い。 20ポイント以上・・・・・・・・・・10ポイント 16ポイント以上・・・・・・・・・・8ポイント 13ポイント以上・・・・・・・・・・6ポイント 9ポイント以上・・・・・・・・・・4ポイント 5ポイント以上・・・・・・・・・・2ポイント	・現状の当該品目の販売価格が、事業実施地区の主要取引市場における卸売価格の平均値に対して3%以上高い。 20%以上・・・・・・・・・・5ポイント 15%以上・・・・・・・・・・4ポイント 10%以上・・・・・・・・・・3ポイント 5%以上・・・・・・・・・・2ポイント 3%以上・・・・・・・・・・1ポイント
	116	・当該品目の10 a 当たりの収量が、事業実施前5カ年の被害発生年度の平均単収に対して5%以上高い。 32%以上・・・・・・・・・・10ポイント 25%以上・・・・・・・・・・8ポイント 19%以上・・・・・・・・・・6ポイント 12%以上・・・・・・・・・・4ポイント 5%以上・・・・・・・・・・2ポイント	・現状の当該品目の10 a 当たり収量が、「野菜生産出荷統計」又は「地域特産野菜の生産状況」における全国又は当該都道府県の平均収量に対して3.0%以上高い。 16.0%以上・・・・・・・・・・5ポイント 12.8%以上・・・・・・・・・・4ポイント 9.5%以上・・・・・・・・・・3ポイント 6.3%以上・・・・・・・・・・2ポイント 3.0%以上・・・・・・・・・・1ポイント ※一つの取組において、本現況値を選択した場合は、類別117の現況値を選択することはできない。
	117	・当該品目の目標年度までの病虫害による平均被害率を5ポイント以上低減。 25ポイント以上・・・・・・・・・・10ポイント 20ポイント以上・・・・・・・・・・8ポイント 15ポイント以上・・・・・・・・・・6ポイント 10ポイント以上・・・・・・・・・・4ポイント 5ポイント以上・・・・・・・・・・2ポイント ※一つの取組において、本成果目標を選択した場合は、類別109の成果目標を選択することはできない。 ※防風施設のうち、ネット式鋼管施設を整備する場合は、本成果目標を選択することはできない。	・現状の当該品目の10 a 当たり収量が、「野菜生産出荷統計」又は「地域特産野菜の生産状況」における全国又は当該都道府県の平均収量に対して3%以上高い。 15%以上・・・・・・・・・・5ポイント 12%以上・・・・・・・・・・4ポイント 9%以上・・・・・・・・・・3ポイント 6%以上・・・・・・・・・・2ポイント 3%以上・・・・・・・・・・1ポイント ※一つの取組において、本現況値を選択した場合は、類別116の現況値を選択することはできない。
花き	118	・当該品目の秀品その他品質の上位規格品（大きさ、外観品質）の割合を3ポイント以上増加。 15ポイント以上・・・・・・・・・・10ポイント 12ポイント以上・・・・・・・・・・8ポイント 9ポイント以上・・・・・・・・・・6ポイント 6ポイント以上・・・・・・・・・・4ポイント 3ポイント以上・・・・・・・・・・2ポイント	・現状の当該品目の販売価格が、事業実施地区の主要取引市場における卸売価格の平均値に対して3%以上高い。 20%以上・・・・・・・・・・5ポイント 15%以上・・・・・・・・・・4ポイント 10%以上・・・・・・・・・・3ポイント 5%以上・・・・・・・・・・2ポイント 3%以上・・・・・・・・・・1ポイント
	119	・当該品目の全出荷量に占める産地オリジナル品種（次に掲げ	・現状の当該品目の全出荷量に占める産地オリジナル品種の

	る品種であって都道府県が認めたものをいう。) の出荷割合を3ポイント以上増加。 ① 都道府県が育成して当該都道府県内の特定の生産者に限定して供給している品種 ② 種苗会社又は生産者育種家が育成して当該都道府県内の特定の生産者に限定して供給している品種（新たに育成された品種であって、品種登録の出願公表日から5年以内のものに限る。） ③ 事業実施主体若しくはその構成員自らが育成して当該都道府県内の特定の生産者に限定して供給している品種 ただし、リレー出荷している場合にあつては、当該産地と他方の産地の生産者に限定して供給している品種を含む。 15ポイント以上・・・・・・・・・・10ポイント 12ポイント以上・・・・・・・・・・8ポイント 9ポイント以上・・・・・・・・・・6ポイント 6ポイント以上・・・・・・・・・・4ポイント 3ポイント以上・・・・・・・・・・2ポイント	割合が10%以上。 38%以上・・・・・・・・・・5ポイント 31%以上・・・・・・・・・・4ポイント 24%以上・・・・・・・・・・3ポイント 17%以上・・・・・・・・・・2ポイント 10%以上・・・・・・・・・・1ポイント
120	・当該品目の10 a 当たり収量を3%以上増加。 15%以上・・・・・・・・・・10ポイント 12%以上・・・・・・・・・・8ポイント 9%以上・・・・・・・・・・6ポイント 6%以上・・・・・・・・・・4ポイント 3%以上・・・・・・・・・・2ポイント ※一つの取組において、本成果目標を選択した場合は、類別128の成果目標を選択することはできない。	・現状の当該品目の10a当たり収量が、当該都道府県の経営指標の目標値に対して80%以上。 100%以上・・・・・・・・・・5ポイント 95%以上・・・・・・・・・・4ポイント 90%以上・・・・・・・・・・3ポイント 85%以上・・・・・・・・・・2ポイント 80%以上・・・・・・・・・・1ポイント
121	・当該品目の生産コスト（単位面積又は単位収量当たりの費用合計）又は流通コスト（単位面積又は単位収量当たりの集出荷・販売経費（卸売手数料を除く。））を5%以上縮減。 20%以上・・・・・・・・・・10ポイント 16%以上・・・・・・・・・・8ポイント 13%以上・・・・・・・・・・6ポイント 9%以上・・・・・・・・・・4ポイント 5%以上・・・・・・・・・・2ポイント ※一つの取組において、本成果目標のうち「生産コスト」を選択した場合は、類別122の成果目標を選択することはできない。 ※一つの取組において、本成果目標のうち「単位収量当たりの費用合計」を選択した場合は、類別120の成果目標を選択することはできない。	・現状の当該品目の生産コスト（単位面積又は単位収量当たりの費用合計）又は流通コスト（単位面積又は単位収量当たりの集出荷・販売経費（卸売手数料を除く。））が、当該都道府県の経営指標の目標値に対して120%以下。 100%以下・・・・・・・・・・5ポイント 105%以下・・・・・・・・・・4ポイント 110%以下・・・・・・・・・・3ポイント 115%以下・・・・・・・・・・2ポイント 120%以下・・・・・・・・・・1ポイント
122	・当該品目の単位面積当たり又は単位収量当たり労働時間を5%以上縮減。 40%以上・・・・・・・・・・10ポイント 30%以上・・・・・・・・・・8ポイント 20%以上・・・・・・・・・・6ポイント 10%以上・・・・・・・・・・4ポイント 5%以上・・・・・・・・・・2ポイント ※一つの取組において、本成果目標を選択した場合は、類別121のうち「生産コスト」の成果目標を選択することはできない。 ※一つの取組において、本成果目標のうち「単位収量当たりの労働時間」を選択した場合は、類別120の成果目標を選択することはできない。	・現状の当該品目の単位面積当たり又は単位収量当たり労働時間が、当該都道府県の経営指標の目標値に対して120%以下。 100%以下・・・・・・・・・・5ポイント 105%以下・・・・・・・・・・4ポイント 110%以下・・・・・・・・・・3ポイント 115%以下・・・・・・・・・・2ポイント 120%以下・・・・・・・・・・1ポイント
123	・当該品目の全出荷量に占める契約取引の割合を3ポイント以上増加。 15ポイント以上・・・・・・・・・・10ポイント 12ポイント以上・・・・・・・・・・8ポイント 9ポイント以上・・・・・・・・・・6ポイント 6ポイント以上・・・・・・・・・・4ポイント 3ポイント以上・・・・・・・・・・2ポイント	・現状の当該品目の全出荷量に占める契約取引の割合が3%以上。 15%以上・・・・・・・・・・5ポイント 12%以上・・・・・・・・・・4ポイント 9%以上・・・・・・・・・・3ポイント 6%以上・・・・・・・・・・2ポイント 3%以上・・・・・・・・・・1ポイント

	124	・当該品目の全出荷量に占める湿式低温流通の割合を5ポイント増加。 40ポイント以上・・・・・・・・・・10ポイント 30ポイント以上・・・・・・・・・・8ポイント 20ポイント以上・・・・・・・・・・6ポイント 10ポイント以上・・・・・・・・・・4ポイント 5ポイント以上・・・・・・・・・・2ポイント	・現状の当該品目の全出荷量に占める湿式低温流通の割合が、全国値に対して3ポイント以上高い。 15ポイント以上・・・・・・・・・・5ポイント 12ポイント以上・・・・・・・・・・4ポイント 9ポイント以上・・・・・・・・・・3ポイント 6ポイント以上・・・・・・・・・・2ポイント 3ポイント以上・・・・・・・・・・1ポイント
	125	・当該品目の海外向けの販路拡大に係る出荷量又は出荷額の割合を1ポイント以上増加。 5ポイント以上・・・・・・・・・・10ポイント 4ポイント以上・・・・・・・・・・8ポイント 3ポイント以上・・・・・・・・・・6ポイント 2ポイント以上・・・・・・・・・・4ポイント 1ポイント以上・・・・・・・・・・2ポイント	・現状の当該品目の全出荷量又は全出荷額に占める輸出向け割合が5%以上。 25%以上・・・・・・・・・・5ポイント 20%以上・・・・・・・・・・4ポイント 15%以上・・・・・・・・・・3ポイント 10%以上・・・・・・・・・・2ポイント 5%以上・・・・・・・・・・1ポイント
	126	・当該品目の秀品その他品質の上位規格品（大きさ、外観品質）の割合が、事業実施前5カ年の被害（病虫害を除く。）発生年度の平均上位規格品割合に対して5ポイント以上高い。 20ポイント以上・・・・・・・・・・10ポイント 16ポイント以上・・・・・・・・・・8ポイント 13ポイント以上・・・・・・・・・・6ポイント 9ポイント以上・・・・・・・・・・4ポイント 5ポイント以上・・・・・・・・・・2ポイント	・現状の当該品目の販売価格が、事業実施地区の主要取引市場における卸売価格の平均値に対して3%以上高い。 20%以上・・・・・・・・・・5ポイント 15%以上・・・・・・・・・・4ポイント 10%以上・・・・・・・・・・3ポイント 5%以上・・・・・・・・・・2ポイント 3%以上・・・・・・・・・・1ポイント
	127	・当該品目の10 a 当たり収量が、事業実施前5カ年の被害発生年度の平均単収に対して5%以上高い。 32%以上高い・・・・・・・・・・10ポイント 25%以上高い・・・・・・・・・・8ポイント 19%以上高い・・・・・・・・・・6ポイント 12%以上高い・・・・・・・・・・4ポイント 5%以上高い・・・・・・・・・・2ポイント	・現状の当該品目の10 a 当たり収量が、当該都道府県の経営指標の目標値に対して80%以上。 100%以上・・・・・・・・・・5ポイント 95%以上・・・・・・・・・・4ポイント 90%以上・・・・・・・・・・3ポイント 85%以上・・・・・・・・・・2ポイント 80%以上・・・・・・・・・・1ポイント ※一つの取組において、本現況値を選択した場合は、類別128の現況値を選択することはできない。
	128	・当該品目の目標年度までの病虫害による平均被害率を5ポイント以上低減。 25ポイント以上・・・・・・・・・・10ポイント 20ポイント以上・・・・・・・・・・8ポイント 15ポイント以上・・・・・・・・・・6ポイント 10ポイント以上・・・・・・・・・・4ポイント 5ポイント以上・・・・・・・・・・2ポイント ※一つの取組において、本成果目標を選択した場合は、類別120の成果目標を選択することはできない。 ※防風施設のうち、ネット式鋼管施設を整備する場合は、本成果目標を選択することはできない。	・現状の当該品目の10 a 当たり収量が、当該都道府県の経営指標の目標値に対して80%以上。 100%以上・・・・・・・・・・5ポイント 95%以上・・・・・・・・・・4ポイント 90%以上・・・・・・・・・・3ポイント 85%以上・・・・・・・・・・2ポイント 80%以上・・・・・・・・・・1ポイント ※一つの取組において、本現況値を選択した場合は、類別127の現況値を選択することはできない。
国産原材料サプライチェーンの構築（野菜、果樹、麦、豆類及びその他品目）	129	・生産者と中間事業者、中間事業者と食品製造業者等の各取引段階において、加工・業務用契約取引を行っている生産者が当該契約に基づき生産した原材料及びこれを使用した製品等の出荷量をそれぞれ10%以上増加。 なお、生産者、中間事業者及び食品製造業者等のすべてにおいて、本取組に係る出荷量を増加させること、かつ、本取組以外も含む全出荷量を増加させること。 50%以上・・・・・・・・・・10ポイント 40%以上・・・・・・・・・・8ポイント 30%以上・・・・・・・・・・6ポイント 20%以上・・・・・・・・・・4ポイント 10%以上・・・・・・・・・・2ポイント （各段階でポイントを算出し、平均する。）	・生産者と中間事業者、中間事業者と食品製造業者等の各取引段階において、加工・業務用契約取引を行っている生産者が当該契約に基づき生産した原材料及びこれを使用した製品等の出荷量がそれぞれ10%以上。 50%以上・・・・・・・・・・5ポイント 40%以上・・・・・・・・・・4ポイント 30%以上・・・・・・・・・・3ポイント 20%以上・・・・・・・・・・2ポイント 10%以上・・・・・・・・・・1ポイント （各段階でポイントを算出し、平均する。）
	130	・等類別129の算出が不可能な取引段階がある場合は、生産者と	

		中間事業者、中間事業者と食品製造業者等の各取引段階において、加工・業務用契約取引を行っている生産者が当該契約に基づき生産した原材料及びこれを使用した製品等の出荷量の割合が全出荷量の５％以上。 25％以上・・・・・・・・・・10ポイント 20％以上・・・・・・・・・・8ポイント 15％以上・・・・・・・・・・6ポイント 10％以上・・・・・・・・・・4ポイント ５％以上・・・・・・・・・・2ポイント （各段階でポイントを算出し、平均する。）	
	131	・生産者、中間事業者及び食品製造業者等の各取引段階において、加工・業務用契約取引を行っている生産者が当該契約に基づき生産した原材料及びこれを使用した製品等の販売金額をそれぞれ５％以上増加。 なお、生産者、中間事業者及び食品製造業者等のすべてにおいて、本取組に係る販売金額を増加させること、かつ、本取組以外も含む全販売金額を増加させること。 25％以上・・・・・・・・・・10ポイント 20％以上・・・・・・・・・・8ポイント 15％以上・・・・・・・・・・6ポイント 10％以上・・・・・・・・・・4ポイント ５％以上・・・・・・・・・・2ポイント （各段階でポイントを算出し、平均する。）	・生産者、中間事業者及び食品製造業者等間の各取引段階において、加工・業務用契約取引を行っている生産者が当該契約に基づき生産した原材料及びこれを使用した製品等の販売金額が５％以上。 25％以上・・・・・・・・・・5ポイント 20％以上・・・・・・・・・・4ポイント 15％以上・・・・・・・・・・3ポイント 10％以上・・・・・・・・・・2ポイント ５％以上・・・・・・・・・・1ポイント （各段階でポイントを算出し、平均する。）
	132	・類別131の算出が不可能な取引段階がある場合は、生産者、中間事業者及び食品製造業者等の各取引段階において、加工・業務用契約取引を行っている生産者が当該契約に基づき生産した原材料及びこれを使用した製品等の販売金額の割合を全販売金額の３％以上。 20％以上・・・・・・・・・・10ポイント 15％以上・・・・・・・・・・8ポイント 10％以上・・・・・・・・・・6ポイント ７％以上・・・・・・・・・・4ポイント ３％以上・・・・・・・・・・2ポイント （各段階でポイントを算出し、平均する。）	
地産地消 ※事業対象の農畜産物加工品とは、事業実施主体が所在する都道府県内で生産された農畜産物が原材料に占める割合が５割以上（重量又は金額）のものを指す。 ※実施要領第１の３の口蹄疫復興対策に係る事業実施計画において133の目標における都道府県内に向けた出荷量又は出荷額と135の目標における事業対象の農畜産物及び農畜産物加工品の販	133	・事業実施主体による事業対象の農畜産物の現状の全出荷量または全出荷額に占める、事業実施主体が所在する都道府県内または市町村内に向けた出荷量又は出荷額の割合が２ポイント以上増加。 10ポイント以上・・・・・・・・10ポイント ８ポイント以上・・・・・・・・8ポイント ６ポイント以上・・・・・・・・6ポイント ４ポイント以上・・・・・・・・4ポイント ２ポイント以上・・・・・・・・2ポイント 又は ・事業実施主体として地産地消に新たに取り組む場合、事業対象の農畜産物の当該都道府県内又は市町村内に向けた出荷量または出荷額の全体に占める割合が５％以上。 25％以上・・・・・・・・・・10ポイント 20％以上・・・・・・・・・・8ポイント 15％以上・・・・・・・・・・6ポイント 10％以上・・・・・・・・・・4ポイント ５％以上・・・・・・・・・・2ポイント ※最終的な消費者への販売が、当該都道府県内で行われることが出荷時に把握されている農畜産物に限る。	・事業実施主体による事業対象の農畜産物の現状の全出荷量又は全出荷額に占める当該都道府県内又は市町村内に向けた出荷量又は出荷額の割合が５％以上。 53％以上・・・・・・・・・・5ポイント 41％以上・・・・・・・・・・4ポイント 29％以上・・・・・・・・・・3ポイント 17％以上・・・・・・・・・・2ポイント ５％以上・・・・・・・・・・1ポイント 又は ・事業実施主体による事業対象の農畜産物の現状の全出荷額が10億円以上。 50億円以上・・・・・・・・5ポイント 40億円以上・・・・・・・・4ポイント 30億円以上・・・・・・・・3ポイント 20億円以上・・・・・・・・2ポイント 10億円以上・・・・・・・・1ポイント
	134	・事業実施主体が地場農畜産物又は地場農畜産物を活用した加工品（以下、「地場農畜産物等」という）を供給する学校給食における地場産物の使用割合（食材品目ベース又は重量ベース）が事業実施主体の取組により３ポイント以上増加。	・地場農畜産物等を供給する学校給食における地場産物の使用割合が、事業実施主体の所在する都道府県の平均値に対して２ポイント以上高い。 10ポイント以上・・・・・・・・5ポイント

売量又は販売額 が同じになる場 合は、どちらか 一方しか選択で きない。		7 ポイント以上・・・・・・・・・・10ポイント 6 ポイント以上・・・・・・・・・・8 ポイント 5 ポイント以上・・・・・・・・・・6 ポイント 4 ポイント以上・・・・・・・・・・4 ポイント 3 ポイント以上・・・・・・・・・・2 ポイント 又は ・新たに取組む場合、事業実施主体が地場農畜産物を供給する学校の学校給食における地場産物の使用割合（食材品目ベース又は重量ベース）が事業実施主体の取組により10%以上確保。 30%以上・・・・・・・・・・10ポイント 25%以上・・・・・・・・・・8 ポイント 20%以上・・・・・・・・・・6 ポイント 15%以上・・・・・・・・・・4 ポイント 10%以上・・・・・・・・・・2 ポイント ※使用割合は、基準年における学校給食の原材料の総品目数に占める地場農畜産物等の品目数の割合又は原材料の総重量に占める地場農畜産物の重量の割合とし、1年間の平均値の算定が困難な場合は、年間のうち同時期の10日間以上を抽出した調査の結果に基づき算定できることとする。	8 ポイント以上・・・・・・・・・・4 ポイント 6 ポイント以上・・・・・・・・・・3 ポイント 4 ポイント以上・・・・・・・・・・2 ポイント 2 ポイント以上・・・・・・・・・・1 ポイント
	135	・受益農業者の生産地区内の直売施設等における受益農業者による事業対象の農畜産物及び農畜産物加工品の販売量又は販売額を10%以上増加。 30%以上・・・・・・・・・・10ポイント 25%以上・・・・・・・・・・8 ポイント 20%以上・・・・・・・・・・6 ポイント 15%以上・・・・・・・・・・4 ポイント 10%以上・・・・・・・・・・2 ポイント 又は ・受益農業者が地産地消に新たに取組む場合、受益農業者の全出荷量又は全出荷額のうち、生産地区内の直売施設等における、事業対象の農畜産物及び農畜産物加工品の販売量又は販売額の占める割合が5%以上。 25%以上・・・・・・・・・・10ポイント 20%以上・・・・・・・・・・8 ポイント 15%以上・・・・・・・・・・6 ポイント 10%以上・・・・・・・・・・4 ポイント 5%以上・・・・・・・・・・2 ポイント ※農畜産物処理加工施設、地域食材供給施設を整備する場合で、事業実施主体が受益農業者からの原料買い取りにより、加工し、直売施設等で販売している場合は、受益農業者から事業実施主体への販売量又は販売額を含むことができる。 ※直売施設等とは、直売所や青空市など、消費者に直接販売を行う施設・取組を指す。（地域食材供給施設を含む）。	・受益農業者の全出荷量又は全出荷額のうち、生産地区内の直売施設等における、事業対象の農畜産物及び農畜産物加工品の販売量又は販売額の占める割合が10%以上。 34%以上・・・・・・・・・・5 ポイント 28%以上・・・・・・・・・・4 ポイント 22%以上・・・・・・・・・・3 ポイント 16%以上・・・・・・・・・・2 ポイント 10%以上・・・・・・・・・・1 ポイント
環境保全型農業	136	・事業の受益に係る販売農家の栽培面積のうちたい肥の施用面積の割合を1 ポイント以上増加。 9 ポイント以上・・・・・・・・・・10ポイント 7 ポイント以上・・・・・・・・・・8 ポイント 5 ポイント以上・・・・・・・・・・6 ポイント 3 ポイント以上・・・・・・・・・・4 ポイント 1 ポイント以上・・・・・・・・・・2 ポイント	・事業の受益に係る販売農家の栽培面積のうちたい肥の施用面積割合が3.0%以上。 41.0%以上・・・・・・・・・・5 ポイント 31.5%以上・・・・・・・・・・4 ポイント 22.0%以上・・・・・・・・・・3 ポイント 12.5%以上・・・・・・・・・・2 ポイント 3.0%以上・・・・・・・・・・1 ポイント
	137	・事業の受益に係る販売農家の経営面積のうち環境保全型農業に取り組む農業者（持続農業法に基づく認定、有機JAS認定又は特別栽培農産物その他の環境負荷を低減する方法により栽培される農産物の認証を受けている農業者の合計）の割合を1 ポイント以上増加。 50ポイント以上・・・・・・・・・・10ポイント 40ポイント以上・・・・・・・・・・8 ポイント 25ポイント以上・・・・・・・・・・6 ポイント	（環境保全型農業に取り組む農業者の増加を成果目標とする場合） ・事業の受益に係る販売農家のうち環境保全型農業に取り組む農業者割合が1.0%以上。 51.0%以上・・・・・・・・・・5 ポイント 38.5%以上・・・・・・・・・・4 ポイント 26.0%以上・・・・・・・・・・3 ポイント 13.5%以上・・・・・・・・・・2 ポイント

		10ポイント以上・・・4ポイント 1ポイント以上・・・2ポイント 又は ・事業の受益に係る販売農家の経営面積のうち環境保全型農業に取り組む面積（持続農業法に基づく認定、有機JAS認定または特別栽培農産物その他の環境負荷を低減する方法により栽培される農産物の認証を受けている面積の合計）の割合を1ポイント以上増加。 40ポイント以上・・・10ポイント 30ポイント以上・・・8ポイント 15ポイント以上・・・6ポイント 10ポイント以上・・・4ポイント 1ポイント以上・・・2ポイント	1.0%以上・・・1ポイント （環境保全型農業に取り組む面積の増加を成果目標とする場合） ・事業の受益に係る販売農家の経営面積のうち環境保全型農業に取り組む面積の割合が、全国の平均である25%以上。 60%以上・・・5ポイント 50%以上・・・4ポイント 40%以上・・・3ポイント 30%以上・・・2ポイント 25%以上・・・1ポイント
	138	・受益地区内において事業対象とする地域有機資源（下水汚泥等有害成分を含むおそれの高い資源は除く。ただし、有害成分の除去に有効と認められる処理が行われている場合は、この限りではない。）を活用した肥料の生産量の割合を5ポイント以上増加。 70ポイント以上・・・10ポイント 55ポイント以上・・・8ポイント 40ポイント以上・・・6ポイント 25ポイント以上・・・4ポイント 5ポイント以上・・・2ポイント	・受益地区内における普通肥料取扱数量に占める有機質肥料の取扱数量の割合が1%以上 10%以上・・・5ポイント 7%以上・・・4ポイント 5%以上・・・3ポイント 3%以上・・・2ポイント 1%以上・・・1ポイント
小規模公害防除	139	・事業実施地区において、農用地の土壌の汚染防止等に関する法律（昭和45年法律第139号）第4条第1項に規定する対策地域の指定の解除を5年以内に実施すること。・・・15ポイント	
	140	・特定有害物質の量が農用地の土壌の汚染防止等に関する法律施行令（昭和46年政令第204号）で規定するところの農用地汚染地域の指定要件の量を下回ること。・・・15ポイント	
農業廃棄物の再生処理	141	・事業実施地区で発生する農業廃棄物のうち、再生処理（マテリアルリサイクル、サーマルリサイクル）を行う割合を5ポイント以上増加。 25ポイント以上・・・10ポイント 20ポイント以上・・・8ポイント 15ポイント以上・・・6ポイント 10ポイント以上・・・4ポイント 5ポイント以上・・・2ポイント	・事業実施地区で発生する農業廃棄物のうち、再生処理（マテリアルリサイクル、サーマルリサイクル）を行う割合が40%以上。 60%以上・・・5ポイント 55%以上・・・4ポイント 50%以上・・・3ポイント 45%以上・・・2ポイント 40%以上・・・1ポイント
	142	・農業廃棄物1kgの処理費用（農家負担額）を3%以上削減。 15%以上・・・10ポイント 12%以上・・・8ポイント 9%以上・・・6ポイント 6%以上・・・4ポイント 3%以上・・・2ポイント	・農業廃棄物1kgの処理費用（農家負担額）が40円以下。 20円以下・・・5ポイント 25円以下・・・4ポイント 30円以下・・・3ポイント 35円以下・・・2ポイント 40円以下・・・1ポイント
畜産周辺環境影響低減	143	・現行の農場排水1リットル当たりの硝酸性窒素量を100mg以上低減。 800mg以上・・・15ポイント 600mg以上・・・12ポイント 400mg以上・・・9ポイント 200mg以上・・・6ポイント 100mg以上・・・3ポイント	
	144	・規制悪臭物質22物質のうち、畜産関連9物質を1物質以上現行量から90%以上除去。 9物質・・・15ポイント 7物質以上・・・12ポイント 5物質以上・・・9ポイント	

		3 物質以上・・・・・・・・・・6 ポイント 1 物質以上・・・・・・・・・・3 ポイント ※畜産関連 9 物質とは、アンモニア、メチルメルカプタン、硫化水素、硫化メチル、二硫化メチル、プロピオン酸、ノルマル酪酸、ノルマル吉草酸、イソ吉草酸とする。	
地球温暖化対策	145	・事業の受益に係る販売農家の栽培面積のうち、すき込み以外に稲わらの有効活用を図る面積の割合を 1 ポイント以上増加。 25ポイント以上・・・・・・・・・・10ポイント 19ポイント以上・・・・・・・・・・8 ポイント 13ポイント以上・・・・・・・・・・6 ポイント 7 ポイント以上・・・・・・・・・・4 ポイント 1 ポイント以上・・・・・・・・・・2 ポイント	・事業の受益に係る販売農家の栽培面積のうちすき込み以外に稲わらを有効活用している面積が 3 %以上。 66%以上・・・・・・・・・・5 ポイント 50%以上・・・・・・・・・・4 ポイント 35%以上・・・・・・・・・・3 ポイント 19%以上・・・・・・・・・・2 ポイント 3 %以上・・・・・・・・・・1 ポイント
穀類乾燥調製貯蔵施設等再編利用 ※米、麦又は大豆の乾燥調製、保管に係る施設	146	○施設の再編利用による利用率の向上 ・再編後の穀類乾燥調製貯蔵施設等の利用率（再編利用計画に基づく、再編後の対象作物（米、麦、大豆等）の予定取扱数量を再編後の施設能力で除して算出）が80%以上。 100%以上・・・・・・・・・・10ポイント 95%以上・・・・・・・・・・8 ポイント 90%以上・・・・・・・・・・6 ポイント 85%以上・・・・・・・・・・4 ポイント 80%以上・・・・・・・・・・2 ポイント	・現在の穀類乾燥調製貯蔵施設等の利用率（現在の対象作物（米、麦、大豆等）の取扱数量を当初計画の施設能力で除して算出）が80.0%以上。 100%以上・・・・・・・・・・5 ポイント 95.0%以上・・・・・・・・・・4 ポイント 90.0%以上・・・・・・・・・・3 ポイント 85.0%以上・・・・・・・・・・2 ポイント 80.0%以上・・・・・・・・・・1 ポイント 又は、米について ・現在、戦略的な販売のための施設運営を行うため、以下のいずれかに取り組んでいる場合 ① 担い手で構成される組織への施設運営委託又はサイロ単位等施設の部分貸与に取り組んでいる場合 ・・・・・・・・・・5 ポイント ② 担い手に対しての大口割引や平日割引等優先配慮に取り組んでいる場合・・・・・・・・・・3 ポイント 又は、麦について ・現在、以下のいずれかに取り組んでいる場合 ① 事業実施地区において、複数品種又は麦種による作付体系（作付面積比率が25%以上）へと転換することによって施設利用の効率化に取り組んでいる場合 ・・・・・・・・・・5 ポイント ※作付面積比率＝A／B A：事業実施地区に作付けられている麦について、上位 1 品種（もしくは上位 1 麦種）を除いた作付面積の合計 B：事業実施地区における麦作付面積 ② 人工衛星等による上空からの撮影画像の解析と気象情報の活用による雨害の回避（高水分収穫）及び収穫順序の決定技術、ヘイバインピックアップ収穫技術等の導入による乾燥調製に係るコスト縮減に取り組んでいる場合 ・・・・・・・・・・3 ポイント
	147	○施設の再編利用による利用率向上と施設運営等の転換 ・再編後の穀類乾燥調製貯蔵施設等の利用率（再編利用計画に基づく、再編後の対象作物（米、麦、大豆等）の予定取扱数量を再編後の施設能力で除して算出）が80%以上。 100%以上・・・・・・・・・・5 ポイント 95%以上・・・・・・・・・・4 ポイント 90%以上・・・・・・・・・・3 ポイント 85%以上・・・・・・・・・・2 ポイント 80%以上・・・・・・・・・・1 ポイント かつ、 ・策定する再編利用計画において、戦略的な販売のための施設運営を行うため、当該施設において以下のいずれかを新たに取 り組む場合 ① 担い手で構成される組織への施設運営委託又はサイロ単位等施設の部分貸与に取り組む計画となっている場合 ・・・・・・・・・・5 ポイント	・現在の穀類乾燥調製貯蔵施設等の利用率（現在の対象作物（米、麦、大豆等）の取扱数量を当初計画の施設能力で除して算出）が80.0%以上。 100%以上・・・・・・・・・・5 ポイント 95.0%以上・・・・・・・・・・4 ポイント 90.0%以上・・・・・・・・・・3 ポイント 85.0%以上・・・・・・・・・・2 ポイント 80.0%以上・・・・・・・・・・1 ポイント 又は ・現在、戦略的な販売のための施設運営を行うため、以下のいずれかに取り組んでいる場合 ① 担い手で構成される組織への施設運営委託又はサイロ単位等施設の部分貸与に取り組んでいる場合 ・・・・・・・・・・5 ポイント ② 担い手に対しての大口割引や平日割引等優先配慮に取り組んでいる場合・・・・・・・・・・3 ポイント

		② 担い手に対しての大口割引や平日割引等優先配慮に取り組む計画となっている場合・・・・・・・・・・ 3 ポイント	
	148	○施設の再編利用による利用率向上と施設運営等の転換 ・再編後の穀類乾燥調製貯蔵施設等の利用率（再編利用計画に基づく、再編後の対象作物（米、麦、大豆等）の予定取扱数量を再編後の施設能力で除して算出）が80%以上。 100%以上・・・・・・・・・・ 5 ポイント 95%以上・・・・・・・・・・ 4 ポイント 90%以上・・・・・・・・・・ 3 ポイント 85%以上・・・・・・・・・・ 2 ポイント 80%以上・・・・・・・・・・ 1 ポイント かつ、 ・策定する再編利用計画において、当該施設で以下のいずれかを新たに取り組む場合 ① 事業実施地区において、複数品種又は麦種による作付体系（作付面積比率が25%以上）へと転換することによって施設利用の効率化に取り組む場合・・・・・・・・ 5 ポイント ※作付面積比率＝A／B A：事業実施地区に作付けられている麦について、上位 1 品種（もしくは上位 1 麦種）を除いた作付面積の合計 B：事業実施地区における麦作付面積 ② 人工衛星等による上空からの撮影画像の解析と気象情報の活用による雨害の回避（高水分収穫）及び収穫順序の決定技術、ヘイバインピックアップ収穫技術等の導入による乾燥調製に係るコスト縮減に取り組む場合・・・・・・・・ 3 ポイント	・現在の穀類乾燥調製貯蔵施設等の利用率（現在の対象作物（米、麦、大豆等）の取扱数量を当初計画の施設能力で除して算出）が80.0%以上。 100%以上・・・・・・・・・・ 5 ポイント 95.0%以上・・・・・・・・・・ 4 ポイント 90.0%以上・・・・・・・・・・ 3 ポイント 85.0%以上・・・・・・・・・・ 2 ポイント 80.0%以上・・・・・・・・・・ 1 ポイント 又は ・現在、以下のいずれかに取り組んでいる場合 ① 事業実施地区において、複数品種又は麦種による作付体系（作付面積比率が25%以上）へと転換することによって施設利用の効率化に取り組んでいる場合 ・・・・・・・・・・ 5 ポイント ※作付面積比率＝A／B A：事業実施地区に作付けられている麦について、上位 1 品種（もしくは上位 1 麦種）を除いた作付面積の合計 B：事業実施地区における麦作付面積 ② 人工衛星等による上空からの撮影画像の解析と気象情報の活用による雨害の回避（高水分収穫）及び収穫順序の決定技術、ヘイバインピックアップ収穫技術等の導入による乾燥調製に係るコスト縮減に取り組んでいる場合 ・・・・・・・・・・ 3 ポイント
集出荷貯蔵施設等再編利用	149	・再編後の集出荷貯蔵施設又は農産物処理加工施設の利用率（再編利用計画に基づく、再編後の対象作物の取り扱い収量を再編後の処理能力で除して算出）が80%以上。 100%以上・・・・・・・・・・ 10ポイント 95%以上・・・・・・・・・・ 8 ポイント 90%以上・・・・・・・・・・ 6 ポイント 85%以上・・・・・・・・・・ 4 ポイント 80%以上・・・・・・・・・・ 2 ポイント	・過去 5 年間の集出荷貯蔵施設又は農産物処理加工施設の利用率の低下が 9 ポイント以下。 23ポイント以上（上昇）・・・・・・・・ 5 ポイント 15ポイント以上（上昇）・・・・・・・・ 4 ポイント 7 ポイント以上（上昇）・・・・・・・・ 3 ポイント 1 ポイント以下 ・・・・・・・・ 2 ポイント 9 ポイント以下 ・・・・・・・・ 1 ポイント ※「過去 5 年間」とは、直近 2 年間の平均値と直近年の 4 年前及び 5 年前の平均値との比較とする。
農産物処理加工施設等再編利用（茶）	150	・産物販売単価指数を直近値の 5 %以上増加。 （なお、産物販売単価指数とは、事業実施地区等における当該産物の平均販売単価を、直近の荒茶の全茶種全国平均価格で除し、100を乗じた数とする。） 22%以上・・・・・・・・・・ 10ポイント 18%以上・・・・・・・・・・ 8 ポイント 14%以上・・・・・・・・・・ 6 ポイント 9 %以上・・・・・・・・・・ 4 ポイント 5 %以上・・・・・・・・・・ 2 ポイント	・産物販売単価指数の過去 3 年間の増加率が 3 %以上。 12%以上・・・・・・・・・・ 5 ポイント 10%以上・・・・・・・・・・ 4 ポイント 8 %以上・・・・・・・・・・ 3 ポイント 5 %以上・・・・・・・・・・ 2 ポイント 3 %以上・・・・・・・・・・ 1 ポイント
	151	・下級茶歩留指数を直近値の10%以上低減。 （なお、下級茶歩留指数とは、事業実施地区等における荒茶平均販売単価未満の荒茶（下級茶という。）の生産量を、当該年の荒茶生産量全体で除し、100を乗じた数とする。） 44%以上・・・・・・・・・・ 10ポイント 36%以上・・・・・・・・・・ 8 ポイント 27%以上・・・・・・・・・・ 6 ポイント 18%以上・・・・・・・・・・ 4 ポイント 10%以上・・・・・・・・・・ 2 ポイント	・直近の下級茶歩留指数が47以下。 39以下・・・・・・・・・・ 5 ポイント 41以下・・・・・・・・・・ 4 ポイント 43以下・・・・・・・・・・ 3 ポイント 45以下・・・・・・・・・・ 2 ポイント 47以下・・・・・・・・・・ 1 ポイント
	152	・契約取引量指数を直近値より 7 以上増加。 （なお、契約取引指数とは、契約取引量を全出荷量で除した後、に100を乗じた数とする。）	・契約取引量指数の直近値が 7 以上。 44以上・・・・・・・・・・ 5 ポイント 35以上・・・・・・・・・・ 4 ポイント

	35以上・・・・・・・・・・10ポイント 28以上・・・・・・・・・・8ポイント 21以上・・・・・・・・・・6ポイント 14以上・・・・・・・・・・4ポイント 7以上・・・・・・・・・・2ポイント	26以上・・・・・・・・・・3ポイント 16以上・・・・・・・・・・2ポイント 7以上・・・・・・・・・・1ポイント
153	・10 a 当たりの単収を直近値の8%以上増加。 24%以上・・・・・・・・・・10ポイント 20%以上・・・・・・・・・・8ポイント 16%以上・・・・・・・・・・6ポイント 12%以上・・・・・・・・・・4ポイント 8%以上・・・・・・・・・・2ポイント	・10 a 当たりの単収の過去3年間の増加率が4.0%以上。 18.0%以上・・・・・・・・・・5ポイント 14.5%以上・・・・・・・・・・4ポイント 11.0%以上・・・・・・・・・・3ポイント 7.5%以上・・・・・・・・・・2ポイント 4.0%以上・・・・・・・・・・1ポイント
154	・荒茶原料流入量指数を直近値より10以上増加。 （ここで、荒茶原料流入量指数とは、事業実施地区等以外の国内荒茶製造者から調達される原料荒茶の量を、原料荒茶の全体量で除して、100を乗じた数とする。） 40以上・・・・・・・・・・10ポイント 33以上・・・・・・・・・・8ポイント 25以上・・・・・・・・・・6ポイント 18以上・・・・・・・・・・4ポイント 10以上・・・・・・・・・・2ポイント	・荒茶原料流入量指数の直近値が5以上。 25以上・・・・・・・・・・5ポイント 20以上・・・・・・・・・・4ポイント 15以上・・・・・・・・・・3ポイント 10以上・・・・・・・・・・2ポイント 5以上・・・・・・・・・・1ポイント
155	・産物1 kg当たり生産コストを直近値の2%以上低減。 （なお、生産コストとは、産物の加工等に要する費用の合計とする。） 15%以上・・・・・・・・・・10ポイント 12%以上・・・・・・・・・・8ポイント 9%以上・・・・・・・・・・6ポイント 5%以上・・・・・・・・・・4ポイント 2%以上・・・・・・・・・・2ポイント	・産物1 kg当たり生産コストの過去3年間の低減率が1.0%以上。 11.0%以上・・・・・・・・・・5ポイント 8.5%以上・・・・・・・・・・4ポイント 6.0%以上・・・・・・・・・・3ポイント 3.5%以上・・・・・・・・・・2ポイント 1.0%以上・・・・・・・・・・1ポイント
156	・10 a 当たり生産コスト（費用合計）を直近値の6%以上低減。 18%以上・・・・・・・・・・10ポイント 15%以上・・・・・・・・・・8ポイント 12%以上・・・・・・・・・・6ポイント 9%以上・・・・・・・・・・4ポイント 6%以上・・・・・・・・・・2ポイント 又は ・10 a 当たり労働時間を直近値の14%以上低減。 34%以上・・・・・・・・・・10ポイント 29%以上・・・・・・・・・・8ポイント 24%以上・・・・・・・・・・6ポイント 19%以上・・・・・・・・・・4ポイント 14%以上・・・・・・・・・・2ポイント	・10 a 当たり生産コスト（費用合計）の過去3年間の低減率が3%以上。 11%以上・・・・・・・・・・5ポイント 9%以上・・・・・・・・・・4ポイント 7%以上・・・・・・・・・・3ポイント 5%以上・・・・・・・・・・2ポイント 3%以上・・・・・・・・・・1ポイント 又は ・10 a 当たり労働時間の過去3年間の低減率が7.0%以上。 18.0%以上・・・・・・・・・・5ポイント 15.3%以上・・・・・・・・・・4ポイント 12.5%以上・・・・・・・・・・3ポイント 9.8%以上・・・・・・・・・・2ポイント 7.0%以上・・・・・・・・・・1ポイント
157	・施設稼働率指数を直近値の4以上増加。 （ここで、施設稼働率指数とは、再編後の加工施設の年間操業日数を、当該都府県における年間操業日数の平均値で除し、100を乗じた数とする。） 18以上・・・・・・・・・・10ポイント 15以上・・・・・・・・・・8ポイント 11以上・・・・・・・・・・6ポイント 8以上・・・・・・・・・・4ポイント 4以上・・・・・・・・・・2ポイント	・施設稼働率指数が102以上。 172以上・・・・・・・・・・5ポイント 154以上・・・・・・・・・・4ポイント 137以上・・・・・・・・・・3ポイント 119以上・・・・・・・・・・2ポイント 102以上・・・・・・・・・・1ポイント
158	・仕向先多様化指数を直近値より25以上増加。 （なお、仕向先多様化指数とは、既存のリーフ茶製品以外の茶製品（ティーバック、抹茶、ドリンク等）への仕向量を全仕向量で除し、100を乗じた数とする。） 45以上・・・・・・・・・・10ポイント	・直近の仕向先多様化指数が13以上。 35以上・・・・・・・・・・5ポイント 30以上・・・・・・・・・・4ポイント 24以上・・・・・・・・・・3ポイント 19以上・・・・・・・・・・2ポイント

		40以上・・・・・・・・・・・・・ 8 ポイント 35以上・・・・・・・・・・・・・ 6 ポイント 30以上・・・・・・・・・・・・・ 4 ポイント 25以上・・・・・・・・・・・・・ 2 ポイント	13以上・・・・・・・・・・・・・ 1 ポイント
	159	・主要茶種指数を直近値の 6 %以上低減。 （なお、主要茶種指数とは、事業実施地区等における茶種「せん茶」の量を、当該年の全体量で除し、100を乗じた数とする。） 24%以上・・・・・・・・・・・・・ 10ポイント 20%以上・・・・・・・・・・・・・ 8 ポイント 15%以上・・・・・・・・・・・・・ 6 ポイント 11%以上・・・・・・・・・・・・・ 4 ポイント 6 %以上・・・・・・・・・・・・・ 2 ポイント	・直近の主要茶種指数が66以下。 34以下・・・・・・・・・・・・・ 5 ポイント 42以下・・・・・・・・・・・・・ 4 ポイント 50以下・・・・・・・・・・・・・ 3 ポイント 58以下・・・・・・・・・・・・・ 2 ポイント 66以下・・・・・・・・・・・・・ 1 ポイント
	160	・主要品種指数を直近値の 2 %以上低減。 （なお、主要品種指数とは、事業実施地区等における茶品種「やぶきた」の量を、当該年の全体量で除し、100を乗じた数とする。） 34%以上・・・・・・・・・・・・・ 10ポイント 26%以上・・・・・・・・・・・・・ 8 ポイント 18%以上・・・・・・・・・・・・・ 6 ポイント 10%以上・・・・・・・・・・・・・ 4 ポイント 2 %以上・・・・・・・・・・・・・ 2 ポイント	・直近の主要品種指数が75以下。 50以下・・・・・・・・・・・・・ 5 ポイント 56以下・・・・・・・・・・・・・ 4 ポイント 63以下・・・・・・・・・・・・・ 3 ポイント 69以下・・・・・・・・・・・・・ 2 ポイント 75以下・・・・・・・・・・・・・ 1 ポイント
畜産生産基盤育成強化	161	・事業実施地区内における当該畜産加工品の出荷額が 2 ポイント以上増加。 10ポイント以上・・・・・・・・・・・・・ 10ポイント 8 ポイント以上・・・・・・・・・・・・・ 8 ポイント 6 ポイント以上・・・・・・・・・・・・・ 6 ポイント 4 ポイント以上・・・・・・・・・・・・・ 4 ポイント 2 ポイント以上・・・・・・・・・・・・・ 2 ポイント	・事業実施地区内における畜産物の出荷額が事業実施年度と直近 3 カ年の平均値と比較して102%以上。 114%以上・・・・・・・・・・・・・ 5 ポイント 111%以上・・・・・・・・・・・・・ 4 ポイント 108%以上・・・・・・・・・・・・・ 3 ポイント 105%以上・・・・・・・・・・・・・ 2 ポイント 102%以上・・・・・・・・・・・・・ 1 ポイント
	162	・事業実施地区で生産し出荷する畜産物のうち畜産加工処理施設に仕向ける割合が 5 ポイント以上増加。 65ポイント以上・・・・・・・・・・・・・ 10ポイント 50ポイント以上・・・・・・・・・・・・・ 8 ポイント 35ポイント以上・・・・・・・・・・・・・ 6 ポイント 20ポイント以上・・・・・・・・・・・・・ 4 ポイント 5 ポイント以上・・・・・・・・・・・・・ 2 ポイント	・事業実施地区内における畜産加工処理に仕向ける畜産物の出荷量が都道府県の平均値と比較して102%以上。 110%以上・・・・・・・・・・・・・ 5 ポイント 108%以上・・・・・・・・・・・・・ 4 ポイント 106%以上・・・・・・・・・・・・・ 3 ポイント 104%以上・・・・・・・・・・・・・ 2 ポイント 102%以上・・・・・・・・・・・・・ 1 ポイント
	163	【生乳】 ・1 頭当たり乳量 3 %以上増加。 7 %以上・・・・・・・・・・・・・ 10ポイント 6 %以上・・・・・・・・・・・・・ 8 ポイント 5 %以上・・・・・・・・・・・・・ 6 ポイント 4 %以上・・・・・・・・・・・・・ 4 ポイント 3 %以上・・・・・・・・・・・・・ 2 ポイント	・直近 3 カ年の当該地区の 1 頭当たり乳量の平均値が都道府県の平均値と比較して102%以上。 110%以上・・・・・・・・・・・・・ 5 ポイント 108%以上・・・・・・・・・・・・・ 4 ポイント 106%以上・・・・・・・・・・・・・ 3 ポイント 104%以上・・・・・・・・・・・・・ 2 ポイント 102%以上・・・・・・・・・・・・・ 1 ポイント
	164	【生乳】 ・生乳100kg当たり生産コストを 8 %以上削減。 13%以上・・・・・・・・・・・・・ 10ポイント 12%以上・・・・・・・・・・・・・ 8 ポイント 11%以上・・・・・・・・・・・・・ 6 ポイント 9 %以上・・・・・・・・・・・・・ 4 ポイント 8 %以上・・・・・・・・・・・・・ 2 ポイント ※一つの取組において、本成果目標を選択した場合は、類別165の成果目標を選択することはできない。	・直近 3 カ年の当該地区の生乳100kg当たり生産コストの平均値が都道府県の平均値と比較して98%以下。 90%以下・・・・・・・・・・・・・ 5 ポイント 92%以下・・・・・・・・・・・・・ 4 ポイント 94%以下・・・・・・・・・・・・・ 3 ポイント 96%以下・・・・・・・・・・・・・ 2 ポイント 98%以下・・・・・・・・・・・・・ 1 ポイント
	165	【生乳】 ・生乳100kg当たり労働時間を 9 %以上削減。 26%以上・・・・・・・・・・・・・ 10ポイント	・直近 3 カ年の当該地区の生乳100kg当たり労働時間の平均値が都道府県の平均値と比較して98%以下。 90%以下・・・・・・・・・・・・・ 5 ポイント

	21%以上・・・・・・・・・・8ポイント 17%以上・・・・・・・・・・6ポイント 13%以上・・・・・・・・・・4ポイント 9%以上・・・・・・・・・・2ポイント ※一つの取組において、本成果目標を選択した場合は、類別164の成果目標を選択することはできない。	92%以下・・・・・・・・・・4ポイント 94%以下・・・・・・・・・・3ポイント 96%以下・・・・・・・・・・2ポイント 98%以下・・・・・・・・・・1ポイント
166	【生乳】 ・酪農における初産月齢を1.0%以上短縮。 2.2%以上・・・・・・・・・・10ポイント 1.9%以上・・・・・・・・・・8ポイント 1.6%以上・・・・・・・・・・6ポイント 1.3%以上・・・・・・・・・・4ポイント 1.0%以上・・・・・・・・・・2ポイント	・直近3カ年の当該地区の初産月齢の平均値が都府県の平均値と比較して98%以下。 90%以下・・・・・・・・・・5ポイント 92%以下・・・・・・・・・・4ポイント 94%以下・・・・・・・・・・3ポイント 96%以下・・・・・・・・・・2ポイント 98%以下・・・・・・・・・・1ポイント
167	【牛肉】 ・繁殖における子牛の平均販売価格が2.4%以上増加。 5.6%以上・・・・・・・・・・10ポイント 4.8%以上・・・・・・・・・・8ポイント 4.0%以上・・・・・・・・・・6ポイント 3.2%以上・・・・・・・・・・4ポイント 2.4%以上・・・・・・・・・・2ポイント	・直近3カ年の当該地区の平均販売価格が都道府県の平均値と比較して102.0%以上。 113.0%以上・・・・・・・・・・5ポイント 110.3%以上・・・・・・・・・・4ポイント 107.5%以上・・・・・・・・・・3ポイント 104.8%以上・・・・・・・・・・2ポイント 102.0%以上・・・・・・・・・・1ポイント
168	【牛肉】 ・肥育における、出荷生産物に占めるA4、A5等級の割合が0.6ポイント以上増加。 1.4ポイント以上・・・・・・・・・・10ポイント 1.2ポイント以上・・・・・・・・・・8ポイント 1.0ポイント以上・・・・・・・・・・6ポイント 0.8ポイント以上・・・・・・・・・・4ポイント 0.6ポイント以上・・・・・・・・・・2ポイント	・直近3カ年の当該地区の出荷生産物に占めるA4、A5等級の割合の平均値が都道府県の平均値と比較して102.0%以上。 143.0%以上・・・・・・・・・・5ポイント 132.8%以上・・・・・・・・・・4ポイント 122.5%以上・・・・・・・・・・3ポイント 112.3%以上・・・・・・・・・・2ポイント 102.0%以上・・・・・・・・・・1ポイント
169	【牛肉】 ・肉用牛の肥育における肥育開始月齢を2.4%以上短縮。 5.6%以上・・・・・・・・・・10ポイント 4.8%以上・・・・・・・・・・8ポイント 4.0%以上・・・・・・・・・・6ポイント 3.2%以上・・・・・・・・・・4ポイント 2.4%以上・・・・・・・・・・2ポイント ※一つの取組において、本成果目標を選択した場合は、類別170の成果目標を選択することはできない。	・直近3カ年の当該地区の肥育開始月齢の平均値が都道府県の平均値と比較して98%以下。 90%以下・・・・・・・・・・5ポイント 92%以下・・・・・・・・・・4ポイント 94%以下・・・・・・・・・・3ポイント 96%以下・・・・・・・・・・2ポイント 98%以下・・・・・・・・・・1ポイント
170	【牛肉】 ・肉用牛の繁殖における子牛の出荷月齢を2.4%以上短縮。 5.6%以上・・・・・・・・・・10ポイント 4.8%以上・・・・・・・・・・8ポイント 4.0%以上・・・・・・・・・・6ポイント 3.2%以上・・・・・・・・・・4ポイント 2.4%以上・・・・・・・・・・2ポイント ※一つの取組において、本成果目標を選択した場合は、類別169の成果目標を選択することはできない。	・直近3カ年の当該地区の子牛の出荷月齢の平均値が都道府県の平均値と比較して98%以下。 90%以下・・・・・・・・・・5ポイント 92%以下・・・・・・・・・・4ポイント 94%以下・・・・・・・・・・3ポイント 96%以下・・・・・・・・・・2ポイント 98%以下・・・・・・・・・・1ポイント
171	【牛肉】 ・肉用牛の繁殖におけるほ育育成時事故率（出荷頭数／分娩頭数）を4.2%以上低減。 9.8%以上・・・・・・・・・・10ポイント 8.4%以上・・・・・・・・・・8ポイント 7.0%以上・・・・・・・・・・6ポイント 5.6%以上・・・・・・・・・・4ポイント 4.2%以上・・・・・・・・・・2ポイント	・直近3カ年の当該地区のほ育育成時事故率の平均値が都道府県の平均値と比較して98.0%以下。 84.0%以下・・・・・・・・・・5ポイント 87.5%以下・・・・・・・・・・4ポイント 91.0%以下・・・・・・・・・・3ポイント 94.5%以下・・・・・・・・・・2ポイント 98.0%以下・・・・・・・・・・1ポイント
172	【牛肉】	・直近3カ年の当該地区の肥育終了月齢の平均値が都道府県

	・肉用牛の肥育における肥育期間月齢を2.7%以上短縮。 6.3%以上・・・・・・・・・・10ポイント 5.4%以上・・・・・・・・・・8ポイント 4.5%以上・・・・・・・・・・6ポイント 3.6%以上・・・・・・・・・・4ポイント 2.7%以上・・・・・・・・・・2ポイント	の平均値と比較して98%以下。 90%以下・・・・・・・・・・5ポイント 92%以下・・・・・・・・・・4ポイント 94%以下・・・・・・・・・・3ポイント 96%以下・・・・・・・・・・2ポイント 98%以下・・・・・・・・・・1ポイント
173	【牛肉】 ・事業実施地区の子牛の体重のバラツキ（標準偏差）を都道府県のバラツキの削減率を10ポイント以上上回る。 18ポイント以上・・・・・・・・・・10ポイント 16ポイント以上・・・・・・・・・・8ポイント 14ポイント以上・・・・・・・・・・6ポイント 12ポイント以上・・・・・・・・・・4ポイント 10ポイント以上・・・・・・・・・・2ポイント	・直近3年間における、当該地区の子牛の体重のバラツキ（標準偏差）と都道府県のバラツキの比率が98%以下。 90%以下・・・・・・・・・・5ポイント 92%以下・・・・・・・・・・4ポイント 94%以下・・・・・・・・・・3ポイント 96%以下・・・・・・・・・・2ポイント 98%以下・・・・・・・・・・1ポイント
174	【牛肉】 ・肉用牛の繁殖牛にあつては子牛1頭当たり、肉用牛の肥育にあつては肥育牛1頭当たりの生産コストを7%以上削減。 15%以上・・・・・・・・・・10ポイント 13%以上・・・・・・・・・・8ポイント 11%以上・・・・・・・・・・6ポイント 9%以上・・・・・・・・・・4ポイント 7%以上・・・・・・・・・・2ポイント ※一つの取組において、本成果目標を選択した場合は、類別173の成果目標を選択することはできない。	・直近3カ年の当該地区の肉用牛の繁殖にあつては子牛1頭当たり、肉用牛の肥育にあつては、肥育1頭当たりの生産コストの平均値が都道府県の平均値と比較して98%以下。 90%以下・・・・・・・・・・5ポイント 92%以下・・・・・・・・・・4ポイント 94%以下・・・・・・・・・・3ポイント 96%以下・・・・・・・・・・2ポイント 98%以下・・・・・・・・・・1ポイント
175	【牛肉】 ・肉用牛の繁殖牛にあつては子牛1頭当たり、肥育にあつては、肥育牛1頭当たりの労働時間を12%以上削減。 25%以上・・・・・・・・・・10ポイント 22%以上・・・・・・・・・・8ポイント 19%以上・・・・・・・・・・6ポイント 15%以上・・・・・・・・・・4ポイント 12%以上・・・・・・・・・・2ポイント ※一つの取組において、本成果目標を選択した場合は、類別174の成果目標を選択することはできない。	・直近3カ年の当該地区の肉用牛の繁殖にあつては子牛1頭当たり、肉用牛の肥育にあつては、肥育1頭当たりの労働時間の平均値が都道府県の平均値と比較して98.0%以下。 56.0%以下・・・・・・・・・・5ポイント 66.5%以下・・・・・・・・・・4ポイント 77.0%以下・・・・・・・・・・3ポイント 87.5%以下・・・・・・・・・・2ポイント 98.0%以下・・・・・・・・・・1ポイント
176	【牛肉】 ・肉用牛の繁殖における1頭当たり分娩間隔を1.3%以上短縮。 3.1%以上・・・・・・・・・・10ポイント 2.6%以上・・・・・・・・・・8ポイント 2.2%以上・・・・・・・・・・6ポイント 1.8%以上・・・・・・・・・・4ポイント 1.3%以上・・・・・・・・・・2ポイント ※一つの取組において、本成果目標を選択した場合は、類別170の成果目標を選択することはできない。	・直近3カ年の当該地区の分娩間隔の平均値が都道府県の平均値と比較して98%以下。 90%以下・・・・・・・・・・5ポイント 92%以下・・・・・・・・・・4ポイント 94%以下・・・・・・・・・・3ポイント 96%以下・・・・・・・・・・2ポイント 98%以下・・・・・・・・・・1ポイント
177	【豚肉】 ・肥育豚における出荷生産物のうち「上」に格付けされる割合が1.5ポイント以上増加。 3.5ポイント以上・・・・・・・・・・10ポイント 3.0ポイント以上・・・・・・・・・・8ポイント 2.5ポイント以上・・・・・・・・・・6ポイント 2.0ポイント以上・・・・・・・・・・4ポイント 1.5ポイント以上・・・・・・・・・・2ポイント	・直近3カ年の当該地区の出荷生産物のうち「上」に格付けされたものの割合の平均値が都道府県の平均値と比較して102.0%以上。 145.0%以上・・・・・・・・・・5ポイント 134.3%以上・・・・・・・・・・4ポイント 123.5%以上・・・・・・・・・・3ポイント 112.8%以上・・・・・・・・・・2ポイント 102.0%以上・・・・・・・・・・1ポイント
178	【豚肉】 ・繁殖めす豚における年間分娩回数を1.1%以上増加。 2.7%以上・・・・・・・・・・10ポイント 2.3%以上・・・・・・・・・・8ポイント 1.9%以上・・・・・・・・・・6ポイント	・直近3カ年の当該地区の養豚の年間分娩回数の平均値が都道府県の平均値と比較して102%以上。 110%以上・・・・・・・・・・5ポイント 108%以上・・・・・・・・・・4ポイント 106%以上・・・・・・・・・・3ポイント

	1.5%以上・・・・・・・・・・・・・・4ポイント 1.1%以上・・・・・・・・・・・・・・2ポイント	104%以上・・・・・・・・・・・・・・2ポイント 102%以上・・・・・・・・・・・・・・1ポイント
179	【豚肉】 ・養豚における事故率（出荷頭数／分娩頭数）を24ポイント以上低減。 56ポイント以上・・・・・・・・・・・・10ポイント 48ポイント以上・・・・・・・・・・・・8ポイント 40ポイント以上・・・・・・・・・・・・6ポイント 32ポイント以上・・・・・・・・・・・・4ポイント 24ポイント以上・・・・・・・・・・・・2ポイント	・直近3カ年の当該地区の事故率（出生から出荷場まで）の平均値が都道府県の平均値と比較して98%以下。 90%以下・・・・・・・・・・・・5ポイント 92%以下・・・・・・・・・・・・4ポイント 94%以下・・・・・・・・・・・・3ポイント 96%以下・・・・・・・・・・・・2ポイント 98%以下・・・・・・・・・・・・1ポイント
180	【豚肉】 ・養豚における1腹産子数が平均0.25頭以上増加。 1.25頭以上・・・・・・・・・・・・10ポイント 1.00頭以上・・・・・・・・・・・・8ポイント 0.75頭以上・・・・・・・・・・・・6ポイント 0.50頭以上・・・・・・・・・・・・4ポイント 0.25頭以上・・・・・・・・・・・・2ポイント	・直近3カ年における当該地区の養豚の1腹産子数の向上割合の平均値が都道府県の平均値と比較して102%以上。 110%以上・・・・・・・・・・・・5ポイント 108%以上・・・・・・・・・・・・4ポイント 106%以上・・・・・・・・・・・・3ポイント 104%以上・・・・・・・・・・・・2ポイント 102%以上・・・・・・・・・・・・1ポイント
181	【豚肉】 ・養豚における1日平均増体重が0.25%以上増加。 1.25%以上・・・・・・・・・・・・10ポイント 1.00%以上・・・・・・・・・・・・8ポイント 0.75%以上・・・・・・・・・・・・6ポイント 0.50%以上・・・・・・・・・・・・4ポイント 0.25%以上・・・・・・・・・・・・2ポイント	・直近3カ年の当該地区の1日平均増体重の平均値が都道府県の平均値と比較して102.0%以上。 119.0%以上・・・・・・・・・・・・5ポイント 114.8%以上・・・・・・・・・・・・4ポイント 110.5%以上・・・・・・・・・・・・3ポイント 106.3%以上・・・・・・・・・・・・2ポイント 102.0%以上・・・・・・・・・・・・1ポイント
182	【豚肉】 ・肥育豚1頭当たり生産コストを6%以上削減。 11%以上・・・・・・・・・・・・10ポイント 9%以上・・・・・・・・・・・・8ポイント 8%以上・・・・・・・・・・・・6ポイント 7%以上・・・・・・・・・・・・4ポイント 6%以上・・・・・・・・・・・・2ポイント ※一つの取組において、本成果目標を選択した場合は、類別183の成果目標を選択することはできない。	・直近3カ年の当該地区の肥育豚1頭当たりの生産コストの平均値が都道府県の平均値と比較して98%以下。 90%以下・・・・・・・・・・・・5ポイント 92%以下・・・・・・・・・・・・4ポイント 94%以下・・・・・・・・・・・・3ポイント 96%以下・・・・・・・・・・・・2ポイント 98%以下・・・・・・・・・・・・1ポイント
183	【豚肉】 ・肥育豚1頭当たり労働時間を13%以上削減。 23%以上・・・・・・・・・・・・10ポイント 21%以上・・・・・・・・・・・・8ポイント 18%以上・・・・・・・・・・・・6ポイント 15%以上・・・・・・・・・・・・4ポイント 13%以上・・・・・・・・・・・・2ポイント ※一つの取組において、本成果目標を選択した場合は、類別182の成果目標を選択することはできない。	・直近3カ年の肥育豚1頭当たり労働時間の平均値が都道府県の平均値と比較して98%以下。 90%以下・・・・・・・・・・・・5ポイント 92%以下・・・・・・・・・・・・4ポイント 94%以下・・・・・・・・・・・・3ポイント 96%以下・・・・・・・・・・・・2ポイント 98%以下・・・・・・・・・・・・1ポイント
184	【鶏肉】 ・肉用鶏飼養における育成率（49日齢時における生存羽数／鶏群のえ付け羽数）が0.2ポイント以上増加。 0.6ポイント以上・・・・・・・・・・・・10ポイント 0.5ポイント以上・・・・・・・・・・・・8ポイント 0.4ポイント以上・・・・・・・・・・・・6ポイント 0.3ポイント以上・・・・・・・・・・・・4ポイント 0.2ポイント以上・・・・・・・・・・・・2ポイント	・直近3カ年の当該地区の育成率の平均値が都道府県の平均値と比較して102%以上。 110%以上・・・・・・・・・・・・5ポイント 108%以上・・・・・・・・・・・・4ポイント 106%以上・・・・・・・・・・・・3ポイント 104%以上・・・・・・・・・・・・2ポイント 102%以上・・・・・・・・・・・・1ポイント
185	【鶏肉】 ・肉用鶏飼養における飼料要求率が0.25ポイント以上増加。 1.00ポイント以上・・・・・・・・・・・・10ポイント 0.80ポイント以上・・・・・・・・・・・・8ポイント 0.65ポイント以上・・・・・・・・・・・・6ポイント	・直近3カ年の当該地区の飼料要求率の向上割合の平均値が都道府県の平均値と比較して102%以上。 110%以上・・・・・・・・・・・・5ポイント 108%以上・・・・・・・・・・・・4ポイント 106%以上・・・・・・・・・・・・3ポイント

	0.45ポイント以上・・・・・・・・・・4ポイント 0.25ポイント以上・・・・・・・・・・2ポイント	104%以上・・・・・・・・・・2ポイント 102%以上・・・・・・・・・・1ポイント
186	【鶏肉】 ・肉用鶏飼養におけるブロイラー100羽当たり生産コストを8%以上削減。 19%以上・・・・・・・・・・10ポイント 16%以上・・・・・・・・・・8ポイント 13%以上・・・・・・・・・・6ポイント 11%以上・・・・・・・・・・4ポイント 8%以上・・・・・・・・・・2ポイント ※一つの取組において、本成果目標を選択した場合は、類別187の成果目標を選択することはできない。	・直近3カ年の当該地区のブロイラー100羽当たりの生産コストの平均値が都道府県の平均値と比較して98%以下。 90%以下・・・・・・・・・・5ポイント 92%以下・・・・・・・・・・4ポイント 94%以下・・・・・・・・・・3ポイント 96%以下・・・・・・・・・・2ポイント 98%以下・・・・・・・・・・1ポイント
187	【鶏肉】 ・肉用鶏飼養におけるブロイラー100羽当たり労働時間を13%以上削減。 23%以上・・・・・・・・・・10ポイント 20%以上・・・・・・・・・・8ポイント 18%以上・・・・・・・・・・6ポイント 15%以上・・・・・・・・・・4ポイント 13%以上・・・・・・・・・・2ポイント ※一つの取組において、本成果目標を選択した場合は、類別186の成果目標を選択することはできない。	・直近3カ年の当該地区のブロイラー100羽当たりの労働時間の平均値が都道府県の平均値と比較して98%以下。 90%以下・・・・・・・・・・5ポイント 92%以下・・・・・・・・・・4ポイント 94%以下・・・・・・・・・・3ポイント 96%以下・・・・・・・・・・2ポイント 98%以下・・・・・・・・・・1ポイント
188	【鶏肉】 ・肉用鶏飼養における49日齢時体重が0.25%以上増加。 1.00%以上・・・・・・・・・・10ポイント 0.80%以上・・・・・・・・・・8ポイント 0.65%以上・・・・・・・・・・6ポイント 0.45%以上・・・・・・・・・・4ポイント 0.25%以上・・・・・・・・・・2ポイント	・直近3カ年の当該地区の49日齢時体重の平均値が都道府県の平均値と比較して102%以上。 110%以上・・・・・・・・・・5ポイント 108%以上・・・・・・・・・・4ポイント 106%以上・・・・・・・・・・3ポイント 104%以上・・・・・・・・・・2ポイント 102%以上・・・・・・・・・・1ポイント
189	【鶏卵】 ・採卵養鶏飼養における産卵率が0.3ポイント以上向上。 0.7ポイント以上・・・・・・・・・・10ポイント 0.6ポイント以上・・・・・・・・・・8ポイント 0.5ポイント以上・・・・・・・・・・6ポイント 0.4ポイント以上・・・・・・・・・・4ポイント 0.3ポイント以上・・・・・・・・・・2ポイント ※一つの取組において、本成果目標を選択した場合は、類別190の成果目標を選択することはできない。	・直近3カ年の当該地区の産卵率の平均値が都道府県の平均値と比較して102%以上。 110%以上・・・・・・・・・・5ポイント 108%以上・・・・・・・・・・4ポイント 106%以上・・・・・・・・・・3ポイント 104%以上・・・・・・・・・・2ポイント 102%以上・・・・・・・・・・1ポイント
190	【鶏卵】 ・採卵鶏における年間産卵量が0.25%以上増加。 1.00%以上・・・・・・・・・・10ポイント 0.80%以上・・・・・・・・・・8ポイント 0.65%以上・・・・・・・・・・6ポイント 0.45%以上・・・・・・・・・・4ポイント 0.25%以上・・・・・・・・・・2ポイント ※一つの取組において、本成果目標を選択した場合は、類別189の成果目標を選択することはできない。	・直近3カ年の当該地区の産卵量の平均値が都道府県の平均値と比較して102.0%以上。 119.0%以上・・・・・・・・・・5ポイント 114.8%以上・・・・・・・・・・4ポイント 110.5%以上・・・・・・・・・・3ポイント 106.3%以上・・・・・・・・・・2ポイント 102.0%以上・・・・・・・・・・1ポイント
191	【鶏卵】 ・採卵鶏100羽当たり生産コストが8%以上削減。 19%以上・・・・・・・・・・10ポイント 16%以上・・・・・・・・・・8ポイント 13%以上・・・・・・・・・・6ポイント 10%以上・・・・・・・・・・4ポイント 8%以上・・・・・・・・・・2ポイント ※一つの取組において、本成果目標を選択した場合は、類別192の成果目標を選択することはできない。	・直近3カ年の当該地区の採卵鶏100羽当たりの生産コストの平均値が都道府県の平均値と比較して98.0%以下。 88.0%以下・・・・・・・・・・5ポイント 90.5%以下・・・・・・・・・・4ポイント 93.0%以下・・・・・・・・・・3ポイント 95.5%以下・・・・・・・・・・2ポイント 98.0%以下・・・・・・・・・・1ポイント

	192	【鶏卵】 ・採卵鶏100羽当たり労働時間が13%以上削減。 23%以上・・・・・・・・・・10ポイント 20%以上・・・・・・・・・・8ポイント 18%以上・・・・・・・・・・6ポイント 15%以上・・・・・・・・・・4ポイント 13%以上・・・・・・・・・・2ポイント ※一つの取組において、本成果目標を選択した場合は、類別191の成果目標を選択することはできない。	・直近3カ年の当該地区の採卵鶏100羽当たりの労働時間の平均値が都道府県の平均値と比較して98.0%以下。 80.0%以下・・・・・・・・・・5ポイント 84.5%以下・・・・・・・・・・4ポイント 89.0%以下・・・・・・・・・・3ポイント 93.5%以下・・・・・・・・・・2ポイント 98.0%以下・・・・・・・・・・1ポイント
	193	【鶏卵】 ・採卵鶏飼養における飼料要求率が0.25ポイント以上増加。 1.00ポイント以上・・・・・・・・10ポイント 0.80ポイント以上・・・・・・・・8ポイント 0.65ポイント以上・・・・・・・・6ポイント 0.45ポイント以上・・・・・・・・4ポイント 0.25ポイント以上・・・・・・・・2ポイント	・直近3カ年の当該地区の飼料要求率の向上割合が都道府県の平均値と比較して102%以上向上。 110%以上・・・・・・・・・・5ポイント 108%以上・・・・・・・・・・4ポイント 106%以上・・・・・・・・・・3ポイント 104%以上・・・・・・・・・・2ポイント 102%以上・・・・・・・・・・1ポイント
	194	・実施地区における1戸当たりの農用地面積の平均値が全国の一戸当たり農用地面積の割合が100%以上。 160%以上・・・・・・・・・・10ポイント 140%以上・・・・・・・・・・8ポイント 120%以上・・・・・・・・・・6ポイント 110%以上・・・・・・・・・・4ポイント 100%以上・・・・・・・・・・2ポイント 又は ・実施地区における1頭当たりの農用地面積の平均値が全国の1頭当たり農用地面積の割合が102%以上。 110%以上・・・・・・・・・・10ポイント 108%以上・・・・・・・・・・8ポイント 106%以上・・・・・・・・・・6ポイント 104%以上・・・・・・・・・・4ポイント 102%以上・・・・・・・・・・2ポイント	・現状の実施地区を含む地域の1戸当たり又は1頭当たりの農用地面積の平均値が直近3カ年の全国平均値と比較して120%以上。 160%以上・・・・・・・・・・3ポイント 140%以上・・・・・・・・・・2ポイント 120%以上・・・・・・・・・・1ポイント かつ、 ・各都道府県の直近3カ年平均値と比較して110%以上。 120%以上・・・・・・・・・・2ポイント 110%以上・・・・・・・・・・1ポイント
	195	・事業実施地区の乳飼比(育成牛を含む)（＝総購入飼料費÷総生乳販売額×100）の平均値に対して2%以上削減。 10%以上・・・・・・・・・・10ポイント 8%以上・・・・・・・・・・8ポイント 6%以上・・・・・・・・・・6ポイント 4%以上・・・・・・・・・・4ポイント 2%以上・・・・・・・・・・2ポイント	・事業実施地区を含む地域の乳飼比(育成牛を含む)の平均値が直近3カ年の全国平均値と比較して98%以下。 90%以下・・・・・・・・・・5ポイント 92%以下・・・・・・・・・・4ポイント 94%以下・・・・・・・・・・3ポイント 96%以下・・・・・・・・・・2ポイント 98%以下・・・・・・・・・・1ポイント
	196	・経営収支計画における農場譲渡後6年目の農業所得が、農場貸付期間中（1～3年目）の農業所得の平均より4%以上増加。 12%以上・・・・・・・・・・10ポイント 10%以上・・・・・・・・・・8ポイント 8%以上・・・・・・・・・・6ポイント 6%以上・・・・・・・・・・4ポイント 4%以上・・・・・・・・・・2ポイント	・当該地区の畜産経営（酪農、繁殖、肥育）における農業所得の平均値が直近3カ年の全国平均値と比較して4%以上。 120%以上・・・・・・・・・・5ポイント 90%以上・・・・・・・・・・4ポイント 62%以上・・・・・・・・・・3ポイント 33%以上・・・・・・・・・・2ポイント 4%以上・・・・・・・・・・1ポイント
	197	・実施地区における1戸当たりのTDN1kg当たりの自給飼料生産コストの平均値が全国平均値と比較して98%以下。 90%以下・・・・・・・・・・10ポイント 92%以下・・・・・・・・・・8ポイント 94%以下・・・・・・・・・・6ポイント 96%以下・・・・・・・・・・4ポイント 98%以下・・・・・・・・・・2ポイント	・現状の実施地区を含む地域におけるTDN1kg当たりの自給飼料生産コストが直近3カ年の全国平均値と比較して98%以下。 90%以下・・・・・・・・・・5ポイント 92%以下・・・・・・・・・・4ポイント 94%以下・・・・・・・・・・3ポイント 96%以下・・・・・・・・・・2ポイント 98%以下・・・・・・・・・・1ポイント
家畜改良増殖	198	【牛肉】 ・後代検定後、選抜種雄牛の産子の年間市場上場頭数が都道府	・直近年度に産子の肥育成績が出る選抜種雄牛において、産子の肥育成績（日齢枝肉重量（g）又は1日平均増体量（k

	県有種雄牛産子中の上位10位以内。 3位以内 4位以内 6位以内 8位以内 10位以内 10ポイント 8ポイント 6ポイント 4ポイント 2ポイント	g)) の平均値が直近年度以前の過去2カ年に産子の肥育成績が出た選抜種雄牛産子の肥育成績平均値と比較して2.0%または4.0%以上高い。 日齢枝肉重量 1日平均増体量 10.0%以上 8.0%以上 6.0%以上 4.0%以上 2.0%以上 5ポイント 4ポイント 3ポイント 2ポイント 1ポイント 20.0%以上 16.0%以上 12.0%以上 8.0%以上 4.0%以上 5ポイント 4ポイント 3ポイント 2ポイント 1ポイント
199	【牛肉】 ・繁殖供用した雌牛の平均初産月齢が0.5%以上短縮。 4.0%以上 3.0%以上 2.0%以上 1.0%以上 0.5%以上 10ポイント 8ポイント 6ポイント 4ポイント 2ポイント	・繁殖供用した雌牛の平均分娩間隔が0.5%以上短縮。 5.0%以上 4.0%以上 2.0%以上 1.0%以上 0.5%以上 5ポイント 4ポイント 3ポイント 2ポイント 1ポイント
200	【牛肉】 ・選抜種雄牛の雌産子の平均推定育種価（日齢枝肉重量（g））が都道府県内雌牛の平均推定育種価と比較して1.0%以上向上。 5.0%以上 4.0%以上 3.0%以上 2.0%以上 1.0%以上 10ポイント 8ポイント 6ポイント 4ポイント 2ポイント	・直近年度に繁殖供用できる選抜種雄牛の雌産子を繁殖供用し、その初産月齢又は分娩間隔が0.5%以上短縮。 （初産月齢） 4.0%以上 3.0%以上 2.0%以上 1.0%以上 0.5%以上 5ポイント 4ポイント 3ポイント 2ポイント 1ポイント （分娩間隔） 5.0%以上 4.0%以上 2.0%以上 1.0%以上 0.5%以上 5ポイント 4ポイント 3ポイント 2ポイント 1ポイント 又は ・直近年度に選定された選抜種雄牛の雄産子を候補種雄牛として、直接検定における1日平均増体量（kg）が直近3カ年の県内平均値と比較して1.0%以上高い。 5.0%以上 4.0%以上 3.0%以上 2.0%以上 1.0%以上 5ポイント 4ポイント 3ポイント 2ポイント 1ポイント
201	【牛肉】 ・各都道府県内において銘柄牛や美味しさの指標を取り入れる等の特色ある牛肉生産（家畜改良に資するものに限る）を行い、年間出荷量（kg）が0.8%以上増加。 1.6%以上 1.4%以上 1.2%以上 1.0%以上 0.8%以上 10ポイント 8ポイント 6ポイント 4ポイント 2ポイント	・直近年度に各都道府県内において銘柄牛や美味しさの指標を取り入れる等の特色ある牛肉生産（家畜改良に資するものに限る）を行い、直近過去3カ年の年間平均出荷量（kg）より0.8%以上増加。 1.6%以上 1.4%以上 1.2%以上 1.0%以上 0.8%以上 5ポイント 4ポイント 3ポイント 2ポイント 1ポイント
202	【豚肉】	・左記の能力について都道府県で独自に設定した値に対して

	・能力（１腹当たり産子数、離乳頭数、１日平均増体重、背脂肪の厚さ、ロース芯筋内脂肪含量、保水力、剪断力価、飼料要求率等のうち、把握可能な２項目以上について改良を行うものとする。）を1.0%以上向上。 2.4%以上・・・・・・・・・・10ポイント 2.0%以上・・・・・・・・・・8ポイント 1.7%以上・・・・・・・・・・6ポイント 1.4%以上・・・・・・・・・・4ポイント 1.0%以上・・・・・・・・・・2ポイント	1.0%以上向上。 2.4%以上・・・・・・・・・・5ポイント 2.0%以上・・・・・・・・・・4ポイント 1.7%以上・・・・・・・・・・3ポイント 1.4%以上・・・・・・・・・・2ポイント 1.0%以上・・・・・・・・・・1ポイント
203	【豚肉】 ・当該銘柄（事業実施地区内の養豚産業の品質向上、競争力強化に寄与するものであり、都道府県が推奨する銘柄又は今後、銘柄化が確実であるもの。以下【豚肉】において同じ。）の１腹当たりに係る生産量（産肉量）又は飼養頭数を４％以上増加。 8％以上・・・・・・・・・・10ポイント 7％以上・・・・・・・・・・8ポイント 6％以上・・・・・・・・・・6ポイント 5％以上・・・・・・・・・・4ポイント 4％以上・・・・・・・・・・2ポイント	・当該銘柄の１腹当たりに係る生産量（産肉量）又は飼養頭数について、都道府県における銘柄の過去５年間の生産量または飼養頭数に対して４％以上多い。 8％以上・・・・・・・・・・5ポイント 7％以上・・・・・・・・・・4ポイント 6％以上・・・・・・・・・・3ポイント 5％以上・・・・・・・・・・2ポイント 4％以上・・・・・・・・・・1ポイント
204	【豚肉】 ・当該銘柄の生産量（産肉量）又は飼養頭数を５％以上増加。 20%以上・・・・・・・・・・10ポイント 16%以上・・・・・・・・・・8ポイント 13%以上・・・・・・・・・・6ポイント 9％以上・・・・・・・・・・4ポイント 5％以上・・・・・・・・・・2ポイント	・当該銘柄の生産量（産肉量）又は飼養頭数について、都道府県における銘柄の過去５年間の生産量に対して５％以上多い。 20%以上・・・・・・・・・・5ポイント 16%以上・・・・・・・・・・4ポイント 13%以上・・・・・・・・・・3ポイント 9％以上・・・・・・・・・・2ポイント 5％以上・・・・・・・・・・1ポイント
205	【豚肉】 ・当該銘柄豚１頭当たり物財費を３％以上削減。 7％以上・・・・・・・・・・10ポイント 6％以上・・・・・・・・・・8ポイント 5％以上・・・・・・・・・・6ポイント 4％以上・・・・・・・・・・4ポイント 3％以上・・・・・・・・・・2ポイント	・当該銘柄の物財費について、都道府県における銘柄の把握可能な直近年度の物財費に対して３％以上少ない。 7％以上・・・・・・・・・・5ポイント 6％以上・・・・・・・・・・4ポイント 5％以上・・・・・・・・・・3ポイント 4％以上・・・・・・・・・・2ポイント 3％以上・・・・・・・・・・1ポイント
206	【豚肉】 ・当該銘柄豚１頭当たり労働時間を6.5%以上削減。 11.5%以上・・・・・・・・・・10ポイント 10.0%以上・・・・・・・・・・8ポイント 9.0%以上・・・・・・・・・・6ポイント 7.5%以上・・・・・・・・・・4ポイント 6.5%以上・・・・・・・・・・2ポイント	・当該銘柄の労働時間について都道府県における銘柄豚の把握可能な直近年度の労働時間に対して6.5%以上少ない。 11.5%以上・・・・・・・・・・5ポイント 10.0%以上・・・・・・・・・・4ポイント 9.0%以上・・・・・・・・・・3ポイント 7.5%以上・・・・・・・・・・2ポイント 6.5%以上・・・・・・・・・・1ポイント
207	【鶏肉】 ・能力（飼料要求率、49日齢時体重等）が現在値に対して1.0%以上向上。 2.4%以上・・・・・・・・・・10ポイント 2.0%以上・・・・・・・・・・8ポイント 1.7%以上・・・・・・・・・・6ポイント 1.4%以上・・・・・・・・・・4ポイント 1.0%以上・・・・・・・・・・2ポイント	・能力について都道府県が独自に設定した値に対して１％以上高い。 25%以上・・・・・・・・・・5ポイント 19%以上・・・・・・・・・・4ポイント 13%以上・・・・・・・・・・3ポイント 7％以上・・・・・・・・・・2ポイント 1％以上・・・・・・・・・・1ポイント
208	【鶏肉】 ・当該銘柄（事業実施地区内の養鶏産業の競争力強化・品質向上に寄与するものであり、改良増殖に資する取組を行う家畜の銘柄。以下【鶏肉】において同じ。）の飼養羽数又は生産量（産肉量）が現在値に対して５％以上増加。 25%以上・・・・・・・・・・10ポイント	・当該銘柄の飼養羽数又は生産量（産肉量）について都道府県が独自に設定した値に対して５％以上多い。 65%以上・・・・・・・・・・5ポイント 50%以上・・・・・・・・・・4ポイント 35%以上・・・・・・・・・・3ポイント 20%以上・・・・・・・・・・2ポイント

	20%以上・・・・・・・・・・8ポイント 15%以上・・・・・・・・・・6ポイント 10%以上・・・・・・・・・・4ポイント 5%以上・・・・・・・・・・2ポイント	5%以上・・・・・・・・・・1ポイント
209	【鶏肉】 ・当該銘柄100羽当たりの生産コストが現在値に対して4.0%以上削減。 9.5%以上・・・・・・・・・・10ポイント 8.0%以上・・・・・・・・・・8ポイント 6.5%以上・・・・・・・・・・6ポイント 5.0%以上・・・・・・・・・・4ポイント 4.0%以上・・・・・・・・・・2ポイント ※一つの取組において、本成果目標を選択した場合は、類別210の成果目標を選択することはできない。	・当該銘柄100羽当たりの生産コストが直近3カ年の平均よりも4.0%以上削減。 9.5%以上・・・・・・・・・・5ポイント 8.0%以上・・・・・・・・・・4ポイント 6.5%以上・・・・・・・・・・3ポイント 5.0%以上・・・・・・・・・・2ポイント 4.0%以上・・・・・・・・・・1ポイント
210	【鶏肉】 ・当該銘柄100羽当たりの労働時間が現在値に対して6.5%以上削減。 11.5%以上・・・・・・・・・・10ポイント 10.0%以上・・・・・・・・・・8ポイント 9.0%以上・・・・・・・・・・6ポイント 7.5%以上・・・・・・・・・・4ポイント 6.5%以上・・・・・・・・・・2ポイント ※一つの取組において、本成果目標を選択した場合は、類別209の成果目標を選択することはできない。	・当該銘柄100羽当たりの労働時間が直近3カ年の平均よりも6.5%以上削減。 11.5%以上・・・・・・・・・・5ポイント 10.0%以上・・・・・・・・・・4ポイント 9.0%以上・・・・・・・・・・3ポイント 7.5%以上・・・・・・・・・・2ポイント 6.5%以上・・・・・・・・・・1ポイント
211	【鶏卵】 ・能力（飼料要求率、年間産卵量等）が現在値に対して1.0%以上向上。 2.4%以上・・・・・・・・・・10ポイント 2.0%以上・・・・・・・・・・8ポイント 1.7%以上・・・・・・・・・・6ポイント 1.4%以上・・・・・・・・・・4ポイント 1.0%以上・・・・・・・・・・2ポイント	・能力（飼料要求率、年間産卵量等）について都道府県が独自に設定した値に対して1.0%以上高い。 2.4%以上・・・・・・・・・・5ポイント 2.0%以上・・・・・・・・・・4ポイント 1.7%以上・・・・・・・・・・3ポイント 1.4%以上・・・・・・・・・・2ポイント 1.0%以上・・・・・・・・・・1ポイント
212	【鶏卵】 ・当該銘柄（事業実施地区内の養鶏産業の競争力強化・品質向上に寄与するものであり、改良増殖に資する取組を行う家畜の銘柄。以下【鶏卵】において同じ。）の飼養羽数又は鶏卵の生産量が現在値に対して5%以上増加。 25%以上・・・・・・・・・・10ポイント 20%以上・・・・・・・・・・8ポイント 15%以上・・・・・・・・・・6ポイント 10%以上・・・・・・・・・・4ポイント 5%以上・・・・・・・・・・2ポイント	・当該銘柄の飼養羽数又は鶏卵の生産量が都道府県が独自に設定した値に対して5%以上多い。 25%以上・・・・・・・・・・5ポイント 20%以上・・・・・・・・・・4ポイント 15%以上・・・・・・・・・・3ポイント 10%以上・・・・・・・・・・2ポイント 5%以上・・・・・・・・・・1ポイント
213	【鶏卵】 ・当該銘柄100羽当たりの生産コストが現在値に対して4.0%以上削減。 9.5%以上・・・・・・・・・・10ポイント 8.0%以上・・・・・・・・・・8ポイント 6.5%以上・・・・・・・・・・6ポイント 5.0%以上・・・・・・・・・・4ポイント 4.0%以上・・・・・・・・・・2ポイント ※一つの取組において、本成果目標を選択した場合は、類別214の成果目標を選択することはできない。	・当該銘柄100羽あたりの生産コストが直近3カ年の平均よりも4.0%以上削減。 9.5%以上・・・・・・・・・・5ポイント 8.0%以上・・・・・・・・・・4ポイント 6.5%以上・・・・・・・・・・3ポイント 5.0%以上・・・・・・・・・・2ポイント 4.0%以上・・・・・・・・・・1ポイント
214	【鶏卵】 ・当該銘柄100羽当たりの労働時間が現在値に対して6.5%以上削減。 11.5%以上・・・・・・・・・・10ポイント	・当該銘柄100羽当たりの労働時間が直近3カ年の平均よりも6.5%以上削減。 11.5%以上・・・・・・・・・・5ポイント 10.0%以上・・・・・・・・・・4ポイント

	10.0%以上・・・・・・・・・・8ポイント 9.0%以上・・・・・・・・・・6ポイント 7.5%以上・・・・・・・・・・4ポイント 6.5%以上・・・・・・・・・・2ポイント ※一つの取組において、本成果目標を選択した場合は、類別213の成果目標を選択することはできない。	9.0%以上・・・・・・・・・・3ポイント 7.5%以上・・・・・・・・・・2ポイント 6.5%以上・・・・・・・・・・1ポイント
215	【特用家畜のうち地鶏等の家きん】 ・当該家畜（当該銘柄（事業実施地区内の産業の競争力強化・品質向上に寄与するものであり、改良増殖に資する取組を行う特用家畜の銘柄。以下【特用家畜】において同じ。））の飼養羽数又は生産量（産肉量）が現在値に対して25%以上増加。 125%以上・・・・・・・・・・10ポイント 100%以上・・・・・・・・・・8ポイント 75%以上・・・・・・・・・・6ポイント 50%以上・・・・・・・・・・4ポイント 25%以上・・・・・・・・・・2ポイント 【馬及び特用家畜】 ・事業実施地区を含む地域の当該家畜の飼養頭羽数又は生産量（産肉量）が都道府県の定める目標頭数に対して60%以上増加。 140%以上・・・・・・・・・・10ポイント 120%以上・・・・・・・・・・8ポイント 100%以上・・・・・・・・・・6ポイント 80%以上・・・・・・・・・・4ポイント 60%以上・・・・・・・・・・2ポイント	【特用家畜】 ・当該家畜（当該銘柄）の農家1戸当たりの飼養頭羽数または生産量（産肉量）の全国平均値（ただし、全国平均値がない場合は都道府県で独自に設定）に対して5.0%以上多い。 122.0%以上・・・・・・・・・・5ポイント 92.8%以上・・・・・・・・・・4ポイント 63.5%以上・・・・・・・・・・3ポイント 34.3%以上・・・・・・・・・・2ポイント 5.0%以上・・・・・・・・・・1ポイント 【馬】 ・現状の地区の生産技術（生産率）が平成15年度から平成17年度までの全国平均値と比較して0.5%以上高い。 2.5%以上・・・・・・・・・・5ポイント 2.0%以上・・・・・・・・・・4ポイント 1.5%以上・・・・・・・・・・3ポイント 1.0%以上・・・・・・・・・・2ポイント 0.5%以上・・・・・・・・・・1ポイント
216	【馬】 ・馬の生産技術（生産率）を現状値に対して0.5ポイント以上向上。ただし、馬の生産技術（生産率）の全国平均値又は都道府県で独自に設定した数値以上の取組とする。 2.5ポイント以上・・・・・・・・・・10ポイント 2.0ポイント以上・・・・・・・・・・8ポイント 1.5ポイント以上・・・・・・・・・・6ポイント 1.0ポイント以上・・・・・・・・・・4ポイント 0.5ポイント以上・・・・・・・・・・2ポイント 【地鶏等を除く特用家畜】 ・当該家畜（当該銘柄）の能力を0.5%以上向上。ただし、能力については家畜改良増殖目標に定めてあるものとし、全国平均値又は都道府県独自に設定した数値以上の取組とする。 2.5%以上・・・・・・・・・・10ポイント 2.0%以上・・・・・・・・・・8ポイント 1.5%以上・・・・・・・・・・6ポイント 1.0%以上・・・・・・・・・・4ポイント 0.5%以上・・・・・・・・・・2ポイント	【馬】 ・現状の地区の生産技術（生産率）が平成15年度から平成17年度までの全国平均値と比較して0.5%以上高い。 2.5%以上・・・・・・・・・・5ポイント 2.0%以上・・・・・・・・・・4ポイント 1.5%以上・・・・・・・・・・3ポイント 1.0%以上・・・・・・・・・・2ポイント 0.5%以上・・・・・・・・・・1ポイント 【地鶏等を除く特用家畜】 ・農家1戸当たりの当該家畜の飼養頭羽数、農家1戸当たりの当該家畜の生産量の全国平均値（ただし、全国平均値がない場合は、都道府県で独自に設定）に対して5.0%以上多い。 15.0%以上・・・・・・・・・・5ポイント 12.5%以上・・・・・・・・・・4ポイント 10.0%以上・・・・・・・・・・3ポイント 7.5%以上・・・・・・・・・・2ポイント 5.0%以上・・・・・・・・・・1ポイント
217	【馬及び特用家畜】 ・当該家畜（当該銘柄）の生産コストが現在値に対して5%以上削減。ただし、地域における直近3年間平均生産コスト以下の取組とする。 12%以上・・・・・・・・・・10ポイント 10%以上・・・・・・・・・・8ポイント 8%以上・・・・・・・・・・6ポイント 7%以上・・・・・・・・・・4ポイント 5%以上・・・・・・・・・・2ポイント ※一つの取組において、本成果目標を選択した場合は、類別218の成果目標を選択することはできない。	【馬及び特用家畜】 ・当該家畜（当該銘柄）の生産コストが直近3カ年の平均よりも5%以上削減。 12%以上・・・・・・・・・・5ポイント 10%以上・・・・・・・・・・4ポイント 8%以上・・・・・・・・・・3ポイント 7%以上・・・・・・・・・・2ポイント 5%以上・・・・・・・・・・1ポイント
218	【馬及び特用家畜】 ・当該家畜（当該銘柄）の労働時間が現在値に対して5%以上削減。ただし、地域における直近3年間平均労働時間以下の取組とする。	【馬及び特用家畜】 ・当該家畜（当該銘柄）の労働時間が直近3カ年の平均よりも5.0%以上削減。 68.0%以上・・・・・・・・・・5ポイント

		25%以上・・・・・・・・・・10ポイント 20%以上・・・・・・・・・・8ポイント 15%以上・・・・・・・・・・6ポイント 10%以上・・・・・・・・・・4ポイント 5%以上・・・・・・・・・・2ポイント ※一つの取組において、本成果目標を選択した場合は、類別217の成果目標を選択することはできない。	52.3%以上・・・・・・・・・・4ポイント 36.5%以上・・・・・・・・・・3ポイント 20.8%以上・・・・・・・・・・2ポイント 5.0%以上・・・・・・・・・・1ポイント
飼料増産	219	・組織の飼料収穫・収集・受託面積・放牧面積の都道府県または市町村平均と比較した割合が直近年から5ポイント以上増加。 30ポイント以上・・・・・・・・・・10ポイント 20ポイント以上・・・・・・・・・・8ポイント 15ポイント以上・・・・・・・・・・6ポイント 10ポイント以上・・・・・・・・・・4ポイント 5ポイント以上・・・・・・・・・・2ポイント	・組織の飼料収穫・収集・受託面積・放牧面積が都道府県または市町村平均と比較して100%以上。 120%以上・・・・・・・・・・5ポイント 115%以上・・・・・・・・・・4ポイント 110%以上・・・・・・・・・・3ポイント 105%以上・・・・・・・・・・2ポイント 100%以上・・・・・・・・・・1ポイント
	220	・受益地区や組織の単収の都道府県又は市町村平均と比較した割合が直近年から4ポイント以上増加。 （本交付金で整備する施設等が地区内の農業者が広く利用するもの場合は「受益地区」、事業実施主体の構成員内で利用するもの場合は「組織」を設定基準とすること。） 20ポイント以上・・・・・・・・・・10ポイント 16ポイント以上・・・・・・・・・・8ポイント 12ポイント以上・・・・・・・・・・6ポイント 8ポイント以上・・・・・・・・・・4ポイント 4ポイント以上・・・・・・・・・・2ポイント	・受益地区や組織の単収が都道府県又は市町村平均と比較して100.0%以上。 134.0%以上・・・・・・・・・・5ポイント 125.5%以上・・・・・・・・・・4ポイント 117.0%以上・・・・・・・・・・3ポイント 108.5%以上・・・・・・・・・・2ポイント 100.0%以上・・・・・・・・・・1ポイント
	221	・受益地区や組織の労働時間が都道府県又は市町村平均と比較して4%以上削減。 （本交付金で整備する施設等が地区内の農業者が広く利用するもの場合は「受益地区」、事業実施主体の構成員内で利用するもの場合は「組織」を設定基準とすること。） 20%以上・・・・・・・・・・10ポイント 16%以上・・・・・・・・・・8ポイント 12%以上・・・・・・・・・・6ポイント 8%以上・・・・・・・・・・4ポイント 4%以上・・・・・・・・・・2ポイント	・受益地区や組織の労働時間が都道府県又は市町村平均と比較して100%以下。 64%以下・・・・・・・・・・5ポイント 73%以下・・・・・・・・・・4ポイント 82%以下・・・・・・・・・・3ポイント 91%以下・・・・・・・・・・2ポイント 100%以下・・・・・・・・・・1ポイント
地域未利用資源の飼料利用	222	・受益農家における濃厚飼料中の未利用資源の利用率が、直近の全国の利用率（ただし、地域で算出された未利用資源の利用率を用いても可。）に対して2ポイント以上拡大。 10ポイント以上・・・・・・・・・・10ポイント 8ポイント以上・・・・・・・・・・8ポイント 6ポイント以上・・・・・・・・・・6ポイント 4ポイント以上・・・・・・・・・・4ポイント 2ポイント以上・・・・・・・・・・2ポイント	・受益農家における濃厚飼料中の未利用資源の利用率が、全国の数値（ただし、地域で算出された未利用資源の利用率を用いても可。）の100%以上。 110.0%以上・・・・・・・・・・5ポイント 107.5%以上・・・・・・・・・・4ポイント 105.0%以上・・・・・・・・・・3ポイント 102.5%以上・・・・・・・・・・2ポイント 100.0%以上・・・・・・・・・・1ポイント
	223	・未利用資源の排出事業者における飼料化率が、直近の全国の飼料化率（ただし、地域で算出された未利用資源の飼料化率を用いても可。）に対して2ポイント以上拡大。 10ポイント以上・・・・・・・・・・10ポイント 8ポイント以上・・・・・・・・・・8ポイント 6ポイント以上・・・・・・・・・・6ポイント 4ポイント以上・・・・・・・・・・4ポイント 2ポイント以上・・・・・・・・・・2ポイント	・未利用資源の排出事業者における飼料化率が、全国の数値（ただし、地域で算出された未利用資源の飼料化率を用いても可。）の100.0%以上。 123.0%以上・・・・・・・・・・5ポイント 117.3%以上・・・・・・・・・・4ポイント 111.5%以上・・・・・・・・・・3ポイント 105.8%以上・・・・・・・・・・2ポイント 100.0%以上・・・・・・・・・・1ポイント
	224	・受益農家における飼料コスト（濃厚飼料相当の飼料購入費）が、直近の全国の数値（ただし、地域で算出され飼料コストの数値を用いても可。）の平均に対して0.5%以上削減。 4.5%以上・・・・・・・・・・10ポイント 3.5%以上・・・・・・・・・・8ポイント	・受益農家における飼料コスト（濃厚飼料相当の飼料購入費）が、全国の数値（ただし、地域で算出された飼料コストを用いても可。）の100%以下。 96%以下・・・・・・・・・・5ポイント 97%以下・・・・・・・・・・4ポイント

		2.5%以上・・・・・・・・・・6ポイント 1.5%以上・・・・・・・・・・4ポイント 0.5%以上・・・・・・・・・・2ポイント	98%以下・・・・・・・・・・3ポイント 99%以下・・・・・・・・・・2ポイント 100%以下・・・・・・・・・・1ポイント
	225	・受益地区や組織の労働時間が都道府県又は市町村平均と比較して4%以上削減。 （本交付金で整備する施設等が地区内の農業者が広く利用するもの場合は「受益地区」、事業実施主体の構成員内で利用するもの場合は「組織」を設定基準とすること。） 20%以上・・・・・・・・・・10ポイント 16%以上・・・・・・・・・・8ポイント 12%以上・・・・・・・・・・6ポイント 8%以上・・・・・・・・・・4ポイント 4%以上・・・・・・・・・・2ポイント	・受益地区や組織の労働時間が都道府県又は市町村平均と比較して100%以下。 80%以下・・・・・・・・・・5ポイント 85%以下・・・・・・・・・・4ポイント 90%以下・・・・・・・・・・3ポイント 95%以下・・・・・・・・・・2ポイント 100%以下・・・・・・・・・・1ポイント
乳業再編等整備	226	【稼働率】 ・工場の再編により、1日当たりの生乳処理施設の平均稼働率を10ポイント以上向上し、かつ30%以上に増加。 10ポイント以上向上し、かつ50%以上・・・・15ポイント 10ポイント以上向上し、かつ45%以上・・・・12ポイント 10ポイント以上向上し、かつ40%以上・・・・9ポイント 10ポイント以上向上し、かつ35%以上・・・・6ポイント 10ポイント以上向上し、かつ30%以上・・・・3ポイント	
	227	【飲用向け牛乳の処理数量】 ・工場の再編により、1日当たりの飲用向け生乳処理施設の平均処理数量が5%以上増加。 25%以上・・・・・・・・・・10ポイント 20%以上・・・・・・・・・・8ポイント 15%以上・・・・・・・・・・6ポイント 10%以上・・・・・・・・・・4ポイント 5%以上・・・・・・・・・・2ポイント	・事業を実施しようとする乳業工場の1日当たりの飲用向け生乳処理能力が2t以上。 40t以上・・・・・・・・・・5ポイント 30t以上・・・・・・・・・・4ポイント 20t以上・・・・・・・・・・3ポイント 10t以上・・・・・・・・・・2ポイント 2t以上・・・・・・・・・・1ポイント
	228	【学乳供給割合】 ・工場の再編により、学乳供給割合を5ポイント以上低下し、かつ40%以下に減少。 5ポイント以上低下し、かつ20%以下・・・・15ポイント 5ポイント以上低下し、かつ25%以下・・・・12ポイント 5ポイント以上低下し、かつ30%以下・・・・9ポイント 5ポイント以上低下し、かつ35%以下・・・・6ポイント 5ポイント以上低下し、かつ40%以下・・・・3ポイント	
	229	【再編工場数と再編範囲】 ・廃止工場数と再編を行う範囲 （新設の場合） 5工場の廃止・・・・・・・・・・15ポイント 4工場の廃止(他の都道府県の工場との再編)・12ポイント 4工場の廃止(同一都道府県内での再編)・・・・9ポイント 3工場の廃止(他の都道府県の工場との再編)・6ポイント 3工場の廃止(同一都道府県内での再編)・・・・3ポイント （増設の場合） 4工場の廃止・・・・・・・・・・15ポイント 3工場の廃止(他の都道府県の工場との再編)・12ポイント 3工場の廃止(同一都道府県内での再編)・・・・9ポイント 2工場の廃止(他の都道府県の工場との再編)・6ポイント 2工場の廃止(同一都道府県内での再編)・・・・3ポイント	
食肉等流通合理化	230	【牛肉・豚肉】 ・産地食肉センターの1日当たりの平均処理頭数を10%以上（肥育豚換算：牛又は馬1頭につき豚4頭に換算。以下「肥育豚換算」という。）増加。 ただし、目標年度における1日あたりの平均処理頭数が1,120	・事業を実施する産地食肉センターの1日当たりの平均処理頭数が900頭以上。 ただし、再編整備を伴うものについては、統合する施設の処理頭数を加えるものとする。 （平均処理頭数＝年間処理頭数（豚換算）÷稼働日数（245

	頭以上であることとする。 30%以上・・・・・・・・・・10ポイント 25%以上・・・・・・・・・・8ポイント 20%以上・・・・・・・・・・6ポイント 15%以上・・・・・・・・・・4ポイント 10%以上・・・・・・・・・・2ポイント 又は ・新たにに取り組む場合にあっては1日当たりの平均処理頭数が1,120頭以上（肥育豚換算）。 （平均処理頭数＝年間処理頭数（豚換算）÷稼働日数（245日）） 1,680頭以上・・・・・・・・・・10ポイント 1,540頭以上・・・・・・・・・・8ポイント 1,400頭以上・・・・・・・・・・6ポイント 1,260頭以上・・・・・・・・・・4ポイント 1,120頭以上・・・・・・・・・・2ポイント	日）） 1,400頭以上・・・・・・・・・・5ポイント 1,260頭以上・・・・・・・・・・4ポイント 1,120頭以上・・・・・・・・・・3ポイント 1,000頭以上・・・・・・・・・・2ポイント 900頭以上・・・・・・・・・・1ポイント
231	【牛肉・豚肉】 ・産地食肉センターの年間の牛と畜頭数における輸出向けの牛と畜頭数の割合を4%以上に増加。 ただし、施設整備により輸出が可能となる国・地域に輸出する牛の頭数に限る。 8%以上・・・・・・・・・・10ポイント 7%以上・・・・・・・・・・8ポイント 6%以上・・・・・・・・・・6ポイント 5%以上・・・・・・・・・・4ポイント 4%以上・・・・・・・・・・2ポイント	・事業を実施する産地食肉センターの年間の牛と畜頭数における輸出向けの牛のと畜頭数の割合について以下のとおり。 ただし、施設整備により輸出が可能となる国・地域に輸出する牛の頭数に限る。 5%未満・・・・・・・・・・5ポイント 5%以上6%未満・・・・・・・・・・4ポイント 6%以上7%未満・・・・・・・・・・3ポイント 7%以上8%未満・・・・・・・・・・2ポイント 8%以上9%未満・・・・・・・・・・1ポイント
232	【牛肉・豚肉】 ・産地食肉センターの1頭当たりの部分肉処理コストを5%以上削減。（処理コスト：部分肉処理加工部門における水道光熱費、修繕費、消耗品器具費、減価償却費、労務費、管理費、その他必要な経費を計上） 25%以上・・・・・・・・・・10ポイント 20%以上・・・・・・・・・・8ポイント 15%以上・・・・・・・・・・6ポイント 10%以上・・・・・・・・・・4ポイント 5%以上・・・・・・・・・・2ポイント	・事業を実施する産地食肉センターの1頭当たりの部分肉処理コストが、 1 牛の場合 18,400円以下・・・・・・・・・・5ポイント 19,550円以下・・・・・・・・・・4ポイント 20,700円以下・・・・・・・・・・3ポイント 21,850円以下・・・・・・・・・・2ポイント 23,000円以下・・・・・・・・・・1ポイント 2 豚の場合 1,840円以下・・・・・・・・・・5ポイント 1,955円以下・・・・・・・・・・4ポイント 2,070円以下・・・・・・・・・・3ポイント 2,185円以下・・・・・・・・・・2ポイント 2,300円以下・・・・・・・・・・1ポイント
233	【牛肉・豚肉】 ・産地食肉センターの部分肉仕向割合を2.5ポイント以上増加。 12.5ポイント以上・・・・・・・・・・10ポイント 10.0ポイント以上・・・・・・・・・・8ポイント 7.5ポイント以上・・・・・・・・・・6ポイント 5.0ポイント以上・・・・・・・・・・4ポイント 2.5ポイント以上・・・・・・・・・・2ポイント	・事業を実施する産地食肉センターの部分肉仕向割合が、 1 牛の場合 60.0%以上・・・・・・・・・・5ポイント 57.5%以上・・・・・・・・・・4ポイント 55.0%以上・・・・・・・・・・3ポイント 52.5%以上・・・・・・・・・・2ポイント 50.0%以上・・・・・・・・・・1ポイント 2 豚の場合 80.0%以上・・・・・・・・・・5ポイント 77.5%以上・・・・・・・・・・4ポイント 75.0%以上・・・・・・・・・・3ポイント 72.5%以上・・・・・・・・・・2ポイント 70.0%以上・・・・・・・・・・1ポイント
234	【家畜流通】（統廃合を伴う市場再編整備） ・開催1回あたりの平均取引頭数が250頭以上。 ただし現況を下回る目標は認めない。 450頭以上・・・・・・・・・・10ポイント 400頭以上・・・・・・・・・・8ポイント	・事業を実施する家畜市場の年間取引頭数が3,500頭以上。 5,500頭以上・・・・・・・・・・5ポイント 5,000頭以上・・・・・・・・・・4ポイント 4,500頭以上・・・・・・・・・・3ポイント

	350頭以上・・・・・・・・・・ 6 ポイント 300頭以上・・・・・・・・・・ 4 ポイント 250頭以上・・・・・・・・・・ 2 ポイント	4,000頭以上・・・・・・・・・・ 2 ポイント 3,500頭以上・・・・・・・・・・ 1 ポイント
235	【家畜流通】 （統廃合を伴う市場再編整備） ・牛換算100頭当たり取引コストを1.0%以上削減。 10.0%以上・・・・・・・・・・ 10ポイント 7.5%以上・・・・・・・・・・ 8 ポイント 5.0%以上・・・・・・・・・・ 6 ポイント 2.5%以上・・・・・・・・・・ 4 ポイント 1.0%以上・・・・・・・・・・ 2 ポイント	・再編整備地域内の市場流通占有割合が20%以上。 80%以上・・・・・・・・・・ 5 ポイント 65%以上・・・・・・・・・・ 4 ポイント 50%以上・・・・・・・・・・ 3 ポイント 35%以上・・・・・・・・・・ 2 ポイント 20%以上・・・・・・・・・・ 1 ポイント
236	【鶏肉】 ・鶏もも肉1kg当たりの販売価格を1.0%以上増加。 10.0%以上・・・・・・・・・・ 10ポイント 7.5%以上・・・・・・・・・・ 8 ポイント 5.0%以上・・・・・・・・・・ 6 ポイント 2.5%以上・・・・・・・・・・ 4 ポイント 1.0%以上・・・・・・・・・・ 2 ポイント	・直近3カ年の鶏もも肉1kgの卸売価格の平均と比較した場合1.0%以上高い。 10.0%以上・・・・・・・・・・ 5 ポイント 7.5%以上・・・・・・・・・・ 4 ポイント 5.0%以上・・・・・・・・・・ 3 ポイント 2.5%以上・・・・・・・・・・ 2 ポイント 1.0%以上・・・・・・・・・・ 1 ポイント
237	【鶏肉】 ・受益農家の出荷羽数を1%以上増加。 10.0%以上・・・・・・・・・・ 10ポイント 7.5%以上・・・・・・・・・・ 8 ポイント 5.0%以上・・・・・・・・・・ 6 ポイント 2.5%以上・・・・・・・・・・ 4 ポイント 1.0%以上・・・・・・・・・・ 2 ポイント	・受益農家全体の年間出荷羽数がブロイラーにあっては600万羽以上、成鶏にあっては200万羽以上。（ただし、再編整備を伴う場合には、統合する施設の受益農家の出荷羽数を加えるものとする） （ブロイラーにあっては、） 660万羽以上・・・・・・・・・・ 5 ポイント 645万羽以上・・・・・・・・・・ 4 ポイント 630万羽以上・・・・・・・・・・ 3 ポイント 615万羽以上・・・・・・・・・・ 2 ポイント 600万羽以上・・・・・・・・・・ 1 ポイント （成鶏にあっては、） 220万羽以上・・・・・・・・・・ 5 ポイント 215万羽以上・・・・・・・・・・ 4 ポイント 210万羽以上・・・・・・・・・・ 3 ポイント 205万羽以上・・・・・・・・・・ 2 ポイント 200万羽以上・・・・・・・・・・ 1 ポイント
238	【鶏肉】 ・1万羽当たり処理・加工コストを1%以上削減。 10.0%以上・・・・・・・・・・ 10ポイント 7.5%以上・・・・・・・・・・ 8 ポイント 5.0%以上・・・・・・・・・・ 6 ポイント 2.5%以上・・・・・・・・・・ 4 ポイント 1.0%以上・・・・・・・・・・ 2 ポイント	・生体1kgあたりの平均処理加工費用50円と比較して1.0%以上低い。 11.0%以下・・・・・・・・・・ 5 ポイント 8.5%以下・・・・・・・・・・ 4 ポイント 6.0%以下・・・・・・・・・・ 3 ポイント 3.5%以下・・・・・・・・・・ 2 ポイント 1.0%以下・・・・・・・・・・ 1 ポイント
239	【鶏卵】 ・鶏卵1kg当たりの販売価格を1.0%以上増加。 10.0%以上・・・・・・・・・・ 10ポイント 7.5%以上・・・・・・・・・・ 8 ポイント 5.0%以上・・・・・・・・・・ 6 ポイント 2.5%以上・・・・・・・・・・ 4 ポイント 1.0%以上・・・・・・・・・・ 2 ポイント	・直近6年間の農家販売価格の平均と比較した場合1.0%以上高い。 10.0%以上・・・・・・・・・・ 5 ポイント 7.5%以上・・・・・・・・・・ 4 ポイント 5.0%以上・・・・・・・・・・ 3 ポイント 2.5%以上・・・・・・・・・・ 2 ポイント 1.0%以上・・・・・・・・・・ 1 ポイント
240	【鶏卵】 ・事業実施主体の鶏卵販売量を1.0%以上増加。 10.0%以上・・・・・・・・・・ 10ポイント 7.5%以上・・・・・・・・・・ 8 ポイント 5.0%以上・・・・・・・・・・ 6 ポイント 2.5%以上・・・・・・・・・・ 4 ポイント 1.0%以上・・・・・・・・・・ 2 ポイント	・1日当たりの鶏卵販売量が10トン以上。（ただし、再編整備を伴う場合には、統合する施設の販売量を加えるものとする。） 61トン以上・・・・・・・・・・ 5 ポイント 48トン以上・・・・・・・・・・ 4 ポイント 36トン以上・・・・・・・・・・ 3 ポイント 23トン以上・・・・・・・・・・ 2 ポイント 10トン以上・・・・・・・・・・ 1 ポイント

	241	【鶏卵】 ・鶏卵100kg当たり処理コストを1.0%以上削減。 10.0%以上・・・・・・・・・・10ポイント 7.5%以上・・・・・・・・・・8ポイント 5.0%以上・・・・・・・・・・6ポイント 2.5%以上・・・・・・・・・・4ポイント 1.0%以上・・・・・・・・・・2ポイント	・鶏卵100kg当たりの全国平均処理コスト2,879円より1.0%以上低い。 30.0%以上・・・・・・・・・・5ポイント 22.8%以上・・・・・・・・・・4ポイント 15.5%以上・・・・・・・・・・3ポイント 8.3%以上・・・・・・・・・・2ポイント 1.0%以上・・・・・・・・・・1ポイント
	242	【鶏卵】 ・鶏卵処理施設内における廃棄ロス割合を0.2ポイント以上低減。 1.0ポイント以上・・・・・・・・10ポイント 0.8ポイント以上・・・・・・・・8ポイント 0.6ポイント以上・・・・・・・・6ポイント 0.4ポイント以上・・・・・・・・4ポイント 0.2ポイント以上・・・・・・・・2ポイント	・鶏卵処理施設内における廃棄ロス割合が2.00%以下。 1.00%以下・・・・・・・・・・5ポイント 1.25%以下・・・・・・・・・・4ポイント 1.50%以下・・・・・・・・・・3ポイント 1.75%以下・・・・・・・・・・2ポイント 2.00%以下・・・・・・・・・・1ポイント

別表 3（特別加算ポイント）

別表 1 及び 2 に定めるポイントに加え、以下に掲げる場合はポイントを加算できるものとする。

特別加算ポイントの内容
・都道府県の優先的事業加算ポイント 都道府県は、事業実施主体等が策定する事業実施計画のうち、特に重要性が高く優先的に事業を実施する必要があると判断した事業実施計画を 1 つ選択し、2 ポイントを加算できるものとする。 この場合、都道府県は、当該加算を付与した事業実施計画を優先的に採択するものとする。